

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年12月23日提出
【計算期間】	米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型） 第24特定期間 米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型） 第24特定期間 米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型） 第24特定期間 米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型） 第24特定期間 米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型） 第23特定期間 （自 2022年3月25日至 2022年9月26日）
【ファンド名】	米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型） 米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型） 米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型） 米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型） 米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンド・オブ・ファンズ方式により、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

＊ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

＜各通貨コース＞

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

＜円コース＞

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・ オブ・ファン ズ	なし
その他資産(投資信託証券 (債券 社債・低格付債))		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<米ドルコース>、<豪ドルコース>、<ブラジル・リアルコース>、<トルコ・リラコース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・ オブ・ファン ズ	なし
その他資産(投資信託証券 (債券 社債・低格付債))		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 社債・低格付債））	投資信託証券を通じて、主として債券（社債 ^{*1} ・低格付債 ^{*2} ）に投資する。
その他資産（投資信託証券（債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 ＊一般とは、公債 ^{*3} 、社債、その他債券 ^{*4} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 ^{*5} 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

＊1 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

＊2 低格付債・・・三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてBB格相当以下の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいいます。

＊3 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

＊4 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

＊5 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

米国ハイイールド債券オープン
(通貨選択型)

各通貨コース

円コース	米ドルコース	豪ドルコース
ブラジル・レアルコース	トルコ・リラコース	

**米国ハイ・イールド債オープン
(通貨選択型)**

- 円コース** (毎月決算型)
- 米ドルコース** (毎月決算型)
- 豪ドルコース** (毎月決算型)
- ブラジル・レアルコース** (毎月決算型)
- トルコ・リラコース** (毎月決算型)

※各通貨コースはマネー・ブル マザー・ファンドにも投資します。

**US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・
インクが運用を行います。)**

- JPYクラス**
(米ドル建資産について対円で為替ヘッジ)
- USDクラス**
- AUDクラス**
(米ドル建資産について米ドル売り／
豪ドル買いの為替取引)
- BRLクラス**
(米ドル建資産について米ドル売り／
ブラジル・レアル買いの為替取引)
- TRYクラス**
(米ドル建資産について米ドル売り／
トルコ・リラ買いの為替取引)

※上記は円建のケイマン籍投資信託証券です。

マネー・ブル マザー・ファンド

特色1

米ドル建のハイ・イールド債券に投資します。

- ◆ US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド^{*1}（以下「USHYF」ということがあります。）への投資を通じて、主として米ドル建^{*2}のハイ・イールド債券^{*3}に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

*1 USHYFは、ケイマン籍投資信託証券で、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが運用を行います。

*2 米国以外の発行企業が米ドル建で発行する社債を含みます。

*3 当ファンドにおいて、ハイ・イールド債券とは、原則として、格付機関による格付けがBB格相当以下の社債をいいます。
以下、米ドル建のハイ・イールド債券を「米国ハイ・イールド債券」ということがあります。

- ◆ 各通貨コース（米ドルコースを除く）が投資を行うUSHYFにおいては、米ドル売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引^{*4}を行います。為替取引には、外国為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）^{*5}等を活用することがあります。

*4 円コースが投資を行うJPYクラスは、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

*5 直物為替先渡取引（NDF）の説明は、後記「直物為替先渡取引（NDF）について」をご参照ください。

特色2

高水準のインカムゲインの確保と、債券の値上がり益および為替差益の獲得を目指します。

各通貨コースの収益の源泉

- ◆ 各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素1

米国ハイ・イールド債券への投資

投資適格債券（BBB格相当以上）と比較して、相対的に利回りの高い米国ハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とすることで、高水準のインカムゲインの確保と債券の値上がり益の獲得を目指します。

要素2

米ドルと各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」

各通貨コース（米ドルコースを除く）の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。
※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

要素3

対象通貨の為替変動

選択した各通貨コース（円コースを除く）の対象通貨が対円で上昇（円安）した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落（円高）した場合には、為替差損が生じます。

要素1

米国ハイ・イールド債券への投資

USHYFを通じて投資適格債券（BBB格相当以上）と比較して、相対的に利回りの高い米国ハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とすることで、高水準のインカムゲインの確保と債券の値上がり益の獲得を目指します。

◆ USHYFの主な運用方針

- 個別銘柄の投資にあたっては、S&P社またはMoody's社による格付け（両社の格付けが異なる場合は高い方の格付け）が、主としてBB格相当以下とします。なお、一部無格付けの社債に投資する場合があります。
- S&P社またはMoody's社による格付けがBBB格相当以上の投資適格社債への投資割合は、原則として純資産総額の15%以内とします。

■ ハイ・イールド債券とは

- 一般的に、S&P社やMoody's社などの格付機関による格付けが、BB格相当以下の相対的に格付けの低い債券をいいます。
- ハイ・イールド債券は投資適格債券に比べ、一般的に信用力が低く、デフォルト*のリスクも高くなることから、その分金利が上昇せられる傾向があります。

*デフォルト：債務不履行および支払い遅延

格付けと信用力のイメージ

	投資適格債券				ハイ・イールド債券				
Moody's社	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C
S&P社	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C

信用力：高 ← 低
利回り：低 → 高

要素2

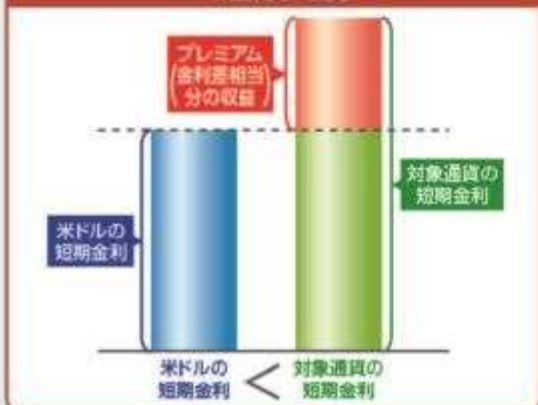
米ドルと各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」

各通貨コース（米ドルコースを除く）の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できます。

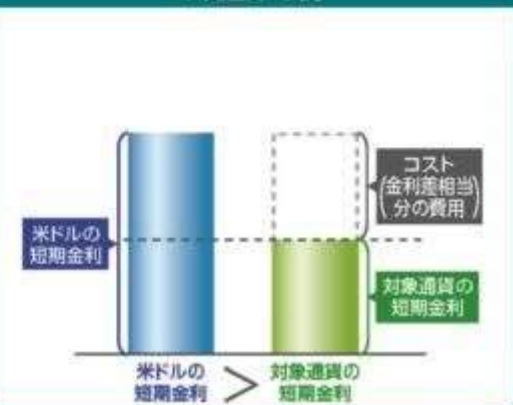
※対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）を獲得する例



為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生する例



※上記の図は為替取引によるプレミアム／コストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。



対象通貨の為替変動

選択した各通貨コース（円コースを除く）の対象通貨が対円で上昇（円安）した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落（円高）した場合には、為替差損が生じます。

◆ 各通貨コースの対象通貨の為替変動により以下のような影響を受けます。

各通貨コース	為替変動の影響		
	下落	基準価額	上昇
 円コース	原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。		
 米ドルコース	米ドル安	円に対して	米ドル高
 豪ドルコース	豪ドル安	円に対して	豪ドル高
 ブラジル・レアルコース	ブラジル・レアル安	円に対して	ブラジル・レアル高
 トルコ・リラコース	トルコ・リラ安	円に対して	トルコ・リラ高

直物為替先渡取引(NDF)について

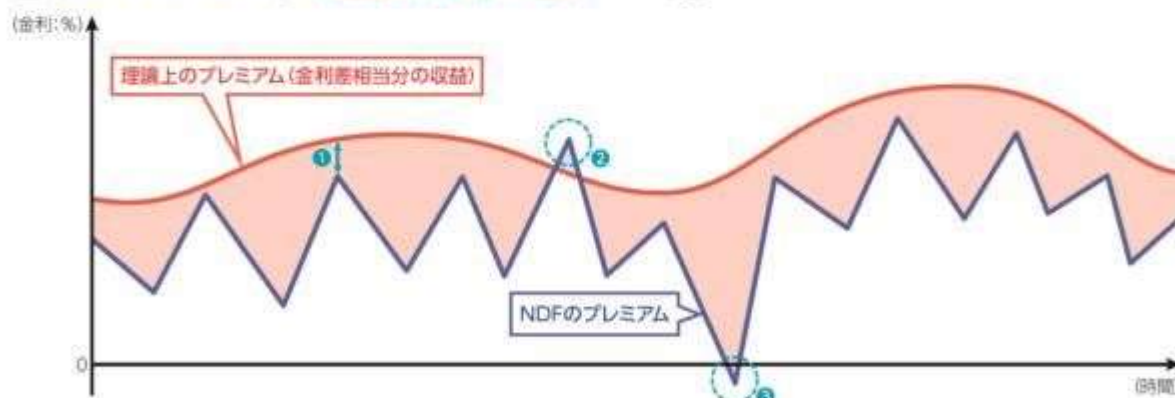
外国為替先渡取引の一種であり、対象通貨を用いた受渡しを行わずに、主に米ドルなど主要通貨による差金決済を相対で行う取引です。

- ・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、外国為替取引に関する規制などで機動的に為替予約取引を行えないことがあり、NDFを活用する場合があります。
- ・NDFは、通常の為替予約取引とは異なり、当局による規制などにより裁定が働かない場合があります。そのため、需給や当該通貨に対する期待等により、NDFのプレミアム^{*1}が、取引時点における理論上のプレミアム（金利差相当分の収益）^{*2}から大きく乖離する場合があります。その場合、理論上のプレミアムから減少^①（増加^②）することや、NDFのプレミアムがマイナス^③となる場合があります（費用の発生）。

*1 NDFのプレミアム=NDFを用いた為替取引によるプレミアム

*2 理論上のプレミアム=為替取引による理論上のプレミアム

■ 「NDFのプレミアム」と「理論上のプレミアム」との乖離イメージ



※上記は、理論上のプレミアムがある場合のイメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

※上記の要因以外でも、米ドルの短期金利が上昇した場合もしくは対象通貨の短期金利が低下した場合等には、NDFのプレミアムが減少したり、マイナスとなることがあります。

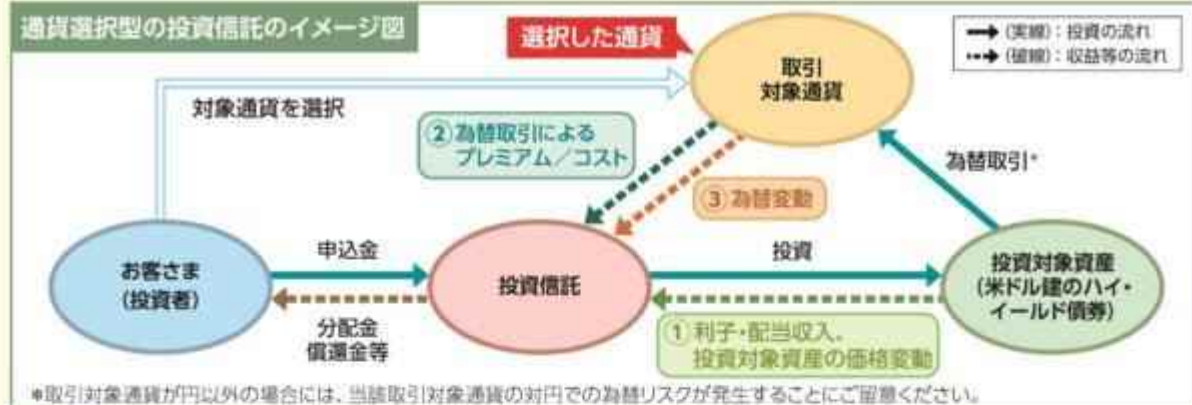
※上記は、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場に関する説明の一部であり、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

通貨選択型ファンドの収益／損失に関する説明

◆ 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※上記イメージ図は、通貨選択型の投資信託の仕組みを分かりやすく表したものであり、実際には、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前記「ファンドのしくみ」をご参照ください。

◆ 通貨選択型の投資信託の収益の源泉としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることにご留意ください。

1. 投資対象資産による収益（上図①部分）

- 投資対象資産が値上がりした場合等には、基準価額の上昇要因となります。
- 逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

2. 為替取引によるプレミアム／コスト（上図②部分）

- 為替取引により、「選択した通貨」（コース）の短期金利が、米ドルの短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。
 - 逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。
 - 「選択した通貨」（コース）と米ドルが同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム／コストは発生しません。
- ※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

3. 為替変動による収益（上図③部分）

- 投資対象資産が実質的に選択した通貨（円を除く、以下同じ）建となるように為替取引を行った結果、上図③の部分については、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることになります。
- 「選択した通貨」の対円レートが上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落（円高）した場合は、為替差損が生じます。

◆ これまで説明しました内容についてまとめますと、以下ようになります。

収益の源泉	① 利子・配当収入、投資対象資産（米ドル建のハイ・イールド債券）の価格変動 + ② 為替取引によるプレミアム／コスト + ③ 為替差益／為替差損		
収益を得られるケース	● 投資対象資産の市況の好転（金利の低下等） 投資対象資産（債券等）の価格の上昇	● 取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利を上回る プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	● 取引対象通貨が対円で上昇（円安） 為替差益を得る
損失やコストが発生するケース	● 投資対象資産の市況の悪化（金利の上昇、発行体の信用状況の悪化等） 投資対象資産（債券等）の価格の下落	● 取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利を下回る コスト（金利差相当分の費用）の発生	● 取引対象通貨が対円で下落（円高） 為替差損が生じる

（注）為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に外国為替予約取引を行えないことがあり、直物為替先渡取引（NDF）を活用する場合があります。
為替取引を行う場合のプレミアム／コストは、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは異なる場合があります。

※上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

特色 **3**

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



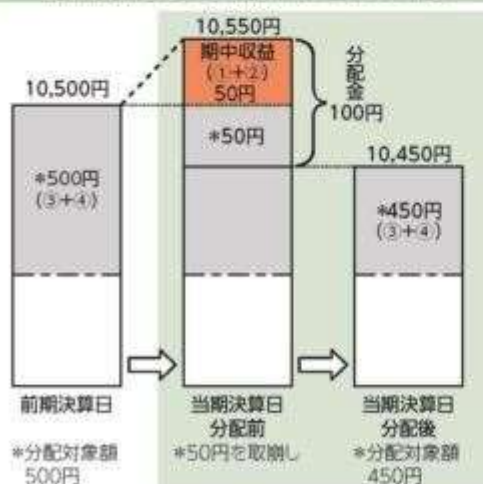
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

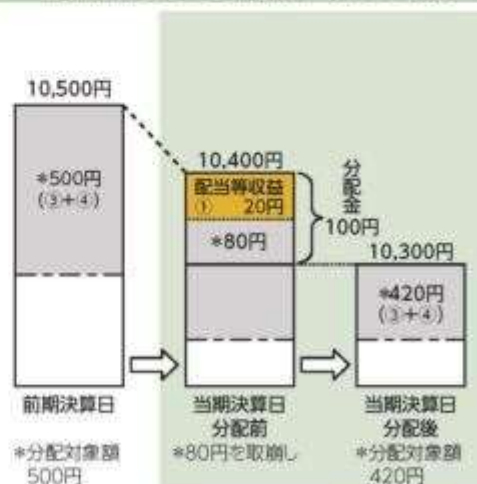
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



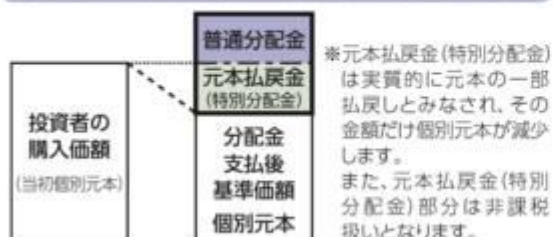
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

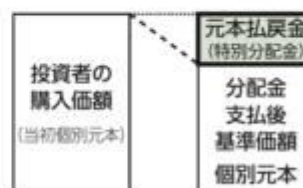
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



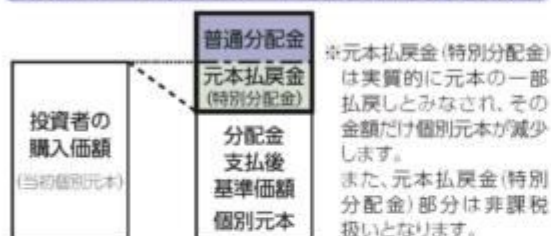
分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



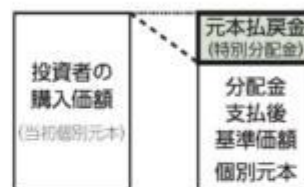
普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ 主な投資制限

投資信託証券等以外への投資	投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(2) 【ファンドの沿革】

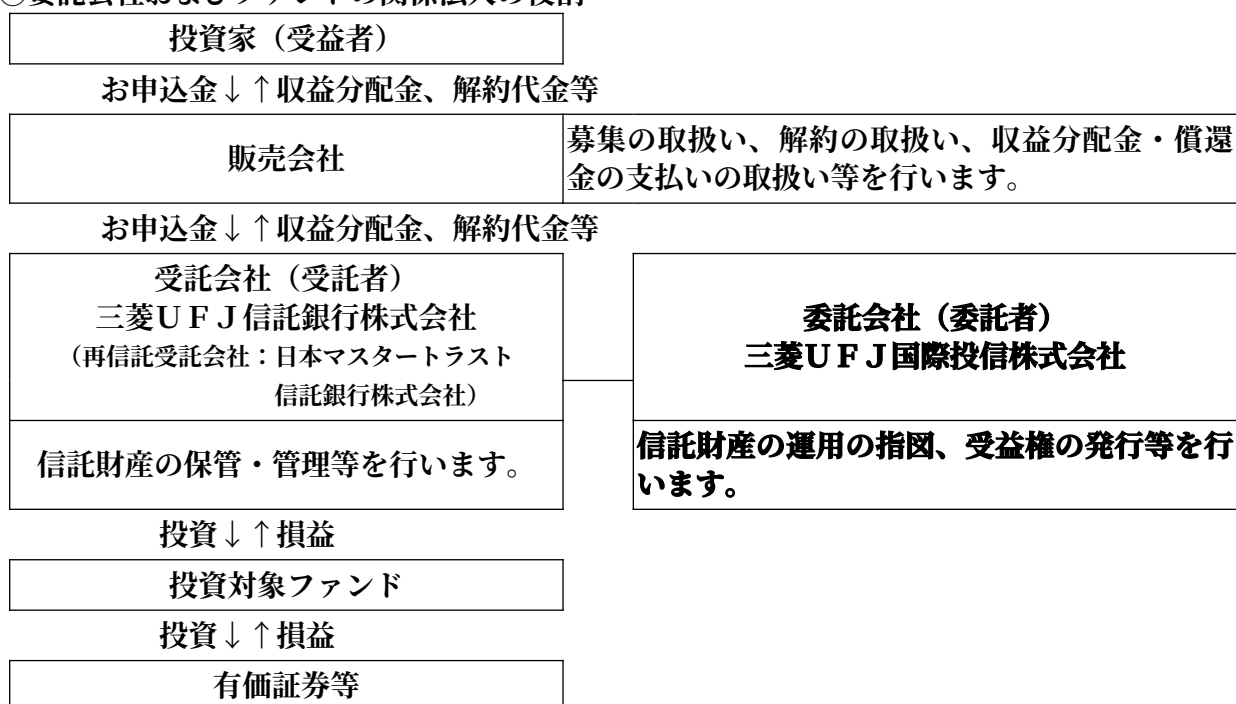
2010年9月27日

「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドⅤ（年2回決算型）」の証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2011年8月12日	「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）」の証券投資信託契約締結、設定、運用開始
2013年5月29日	「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）」の証券投資信託契約締結、設定、運用開始
2015年7月1日	各ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継
2019年6月25日	「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）」の信託期間を2020年9月18日までから2025年9月24日までに変更
2020年9月18日	「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドV（年2回決算型）」の満期償還

（3）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
--------------------------------------	---

③委託会社の概況（2022年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. 円建の外国投資信託であるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（後記「※1」をご参照ください。）の受益証券への投資を通じ、米ドル建のハイ・イールド債券（原則として、格付機関による格付けが、BB格相当以下の社債をいいます。）を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として為替取引（円コースについては「為替ヘッジ」と読み替えます。）を行います。（為替取引または為替ヘッジの内容については後記「※2」をご参照ください。）また、マネー・プール マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- b. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

※1 各通貨コースが投資する「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
円コース	JPYクラス
米ドルコース	USDクラス
豪ドルコース	AUDクラス
ブラジル・リアルコース	BRLクラス
トルコ・リラコース	TRYクラス

※2 為替取引または為替ヘッジの内容は以下の通りとなります。

各通貨コース	為替取引または為替ヘッジの内容
円コース	米ドルの売り、円の買い
米ドルコース	—
豪ドルコース	米ドルの売り、豪ドルの買い
ブラジル・レアルコース	米ドルの売り、ブラジル・レアルの買い
トルコ・リラコース	米ドルの売り、トルコ・リラの買い

※3 各通貨コースの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、主要投資対象として「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

③ 運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

各通貨コースにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(前記(1)投資方針「※1」をご参照ください。)受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. およびb. の証券または証書の性質を有するもの
 - d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができますものとします。なお、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法

第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各通貨コースが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称	・US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（JPYクラス） （以下当概要において「JPYクラス」といいます。） ・US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（USDクラス） （以下当概要において「USDクラス」といいます。） ・US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（AUDクラス） （以下当概要において「AUDクラス」といいます。） ・US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（BRLクラス） （以下当概要において「BRLクラス」といいます。） ・US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（TRYクラス） （以下当概要において「TRYクラス」といいます。）
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建
目的及び基本的性格	米ドル建^{*1}のハイ・イールド債券^{*2}を中心に投資を行います。 *1 米国以外の発行企業が米ドル建で発行する社債を含みます。 *2 ハイ・イールド債券とは、原則として、格付機関による格付けが、BB格相当以下の社債をいいます。
投資の基本方針	米ドル建のハイ・イールド債券を中心に投資を行います。また、外国為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等を活用します。

運用方針	1. 米ドル建のハイ・イールド債券を中心に投資を行います。 ・個別銘柄の投資にあたっては、S&P社またはMoody's社による格付け（両社の格付けが異なる場合は高い方の格付け）が、主としてBB格相当以下とします。なお、一部無格付けの社債に投資する場合があります。 ・無格付けの社債への投資は、投資顧問会社がハイ・イールド債券（BB格相当以下）の格付けと同等と判断した社債に投資を行います。無格付けの社債への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。 ・S&P社またはMoody's社による格付けがBBB格相当以上の投資適格社債への投資割合は、原則として純資産総額の15%以内とします。 ・デフォルト債（デフォルトした債券）には、原則として投資を行いません。ただし、保有している債券がデフォルト債となった場合は、継続して保有することができます。その場合の投資割合は、原則として純資産総額の15%以内とします。 ・デュレーション、イールドカーブ、市場のボラティリティをヘッジする目的において、デリバティブを利用することがあります。 2. 各投資先ファンド（USDクラスを除く）では、組入れる外貨建資産に対して、原則として以下の為替取引または為替ヘッジを行います。 <table border="1" data-bbox="363 840 1404 1149"> <tr> <td>JPYクラス</td><td>原則として、米ドル建資産を対円で為替ヘッジを行います。</td></tr> <tr> <td>AUDクラス</td><td>原則として、米ドル建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>BRLクラス</td><td>原則として、米ドル建資産を実質的にブラジル・リアル建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>TRYクラス</td><td>原則として、米ドル建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。</td></tr> </table> 3. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。	JPYクラス	原則として、米ドル建資産を対円で為替ヘッジを行います。	AUDクラス	原則として、米ドル建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。	BRLクラス	原則として、米ドル建資産を実質的にブラジル・リアル建となるように為替取引を行います。	TRYクラス	原則として、米ドル建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。
JPYクラス	原則として、米ドル建資産を対円で為替ヘッジを行います。								
AUDクラス	原則として、米ドル建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。								
BRLクラス	原則として、米ドル建資産を実質的にブラジル・リアル建となるように為替取引を行います。								
TRYクラス	原則として、米ドル建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。								
投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク								
信託期限	無期限								
設定日	2010年9月27日 (TRYクラスは2011年8月12日)								
会計年度末	毎年5月末								
収益分配	原則として、毎月分配を行います。								
信託（管理）報酬	純資産総額に対して年率0.59%程度 (運用報酬：年率0.50%、管理費用：年率0.09%程度) ※ 上記の信託（管理）報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。								
申込手数料	ありません。								

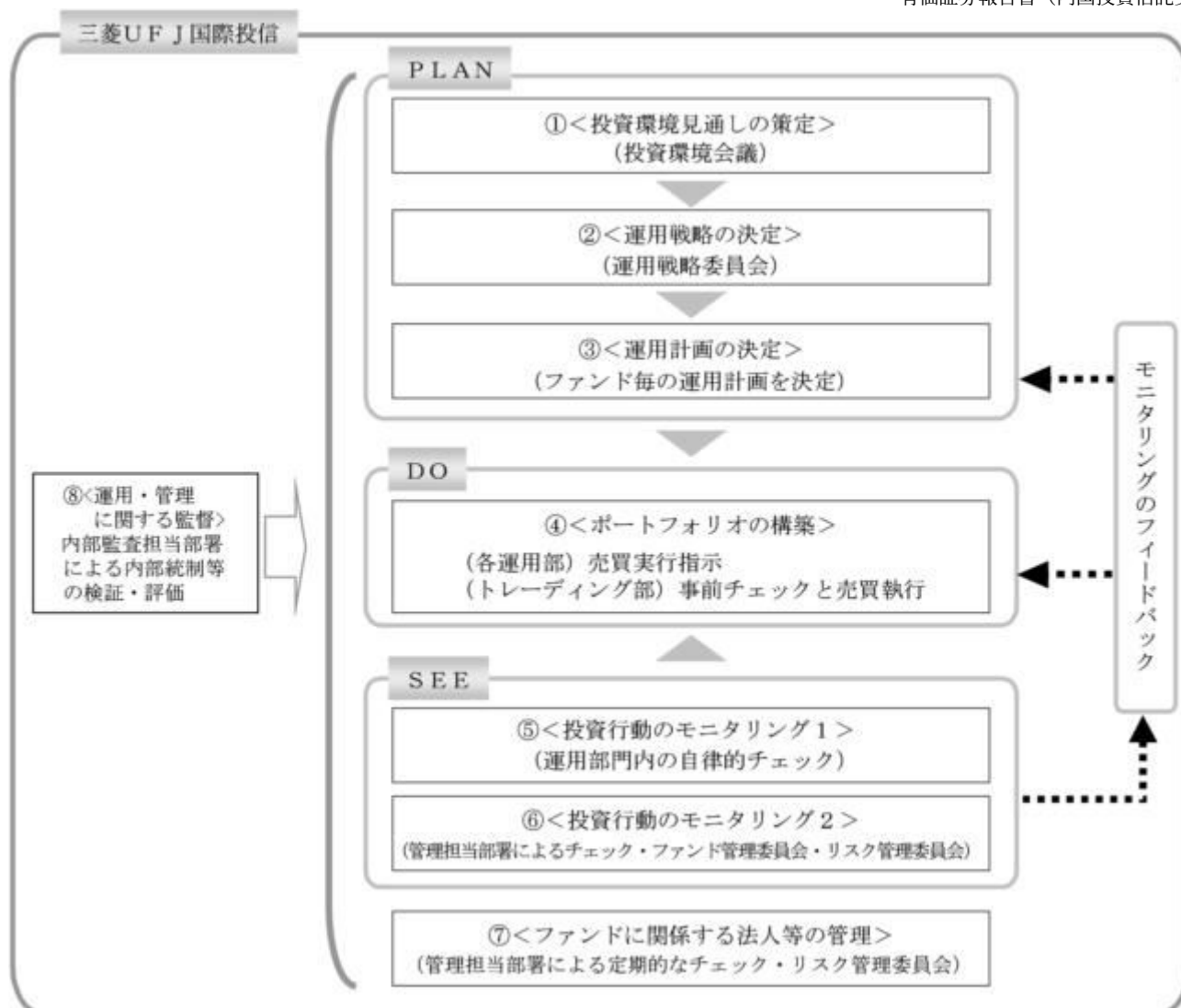
「J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク」について

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下、JPMIM）（所在地：米国ニューヨーク）は、1984年4月に米国において設立された運用会社であり、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門である「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに所属しています。JPMIMは、グローバルに展開する「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの

運用技術および調査能力を活用することができます。

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。 ② わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において１社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を１つ以上満たすものに投資します。 （ア）Ａ－２格相当以上の短期信用格付 （イ）Ａ格相当以上の長期信用格付 （ウ）信用格付がない場合、委託会社が上記（ア）、（イ）と同等の信用力を有すると判断したもの ③ 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が１年以内のものとします。 ④ 投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し１発行体あたり原則１％を組入れの上限とします。ただし、２社以上の信用格付業者等からＡＡ格相当以上の長期信用格付またはＡ－１格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し１発行体あたり原則５％を組入れの上限とします。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の５％以内とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は、翌営業日とします。）
主な関係法人	・委託会社：三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 ・受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理

担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎月24日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

ただし、第1期の決算日は次の通りとします。

・各通貨コース（トルコ・リラコースを除く）：2010年12月24日

・トルコ・リラコース：2011年9月26日

トルコ・リラコースは、第1期の決算日および第2期の決算日（2011年10月24日）には分配を行いません。第3期の決算日（2011年11月24日）から収益分配方針に基づいて分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

＊ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

※当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 投資信託証券等への投資

投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への投資は行いません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限は設けません。

⑥ 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑦ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度と

します。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

a. 為替変動リスク

<円コース>

主要投資対象とする外国投資信託は、米ドル建資産へ投資し、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<米ドルコース>

主要投資対象とする外国投資信託は、米ドル建資産へ投資します。そのため、米ドルが円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

<各通貨コース（円コースおよび米ドルコースを除く）>

主要投資対象とする外国投資信託は、米ドル建資産へ投資し、原則として米ドル売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

また、各通貨コースの対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

b. 金利変動リスク（債券価格変動リスク）

実質的に投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。各通貨コースは、米ドル建債券に投資を行うため、米国金利の変動の影響を受けます。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債

券価格の感応度が高くなり、基準価額の変動は大きくなります。

ハイ・イールド債券は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、基準価額の変動要因となります。

c. 信用リスク（デフォルト・リスク）

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。一般的に、ハイ・イールド債券のような低格付けの債券は、高格付けの債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

一般的に、ハイ・イールド債券のような低格付けの債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

e. カントリー・リスク

各通貨コースは、実質的に米国以外の企業が発行する債券に投資する場合があります。新興国の債券に投資した場合、その債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・ 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・ 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・ 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・ 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

f. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

g. その他の主な留意点

（a）各通貨コース（円コース、米ドルコースを除く）では、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

（b）資産によって価格変動リスクが異なることから、通貨選択型投資信託においても、投資対象資産により、基準価額の変動の大きさが異なります。

(c) 収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(d) 各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合または各通貨コースの受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

(e) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(f) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金には行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

(g) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(h) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年10月末～2022年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年10月末～2022年9月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年10月末～2022年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年10月末～2022年9月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

豪ドルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年10月末～2022年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年10月末～2022年9月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジル・リアルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年10月末～2022年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年10月末～2022年9月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

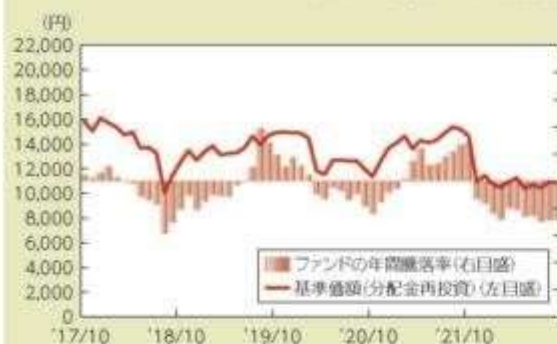
- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

トルコ・リラコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年10月末～2022年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年10月末～2022年9月末)



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における最近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）が

あり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.0780%（税抜0.9800%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.4000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

- ③ 前記のほかに各通貨コースが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率^{*}は、年率1.67%程度（税込）（年率1.57%程度（税抜））です。

＊ 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.50%、管理費用：年率0.09%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等もファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、

借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	953,879,925	97.99
親投資信託受益証券	日本	125,537	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	19,429,764	2.00
純資産総額		973,435,226	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ ファンド（ＪＰＹクラス）	1,381,633,728	0.7	979,778,247	0.6904	953,879,925	97.99
日本	親投資信託受 益証券	マナー・プール マザーファンド	125,062	1.0038	125,537	1.0038	125,537	0.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 9月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.99
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第23計算期間末日（平成24年10月24日）	6,943,459,494	6,984,162,530	10,235	10,295
第24計算期間末日（平成24年11月26日）	7,429,558,158	7,473,549,308	10,133	10,193
第25計算期間末日（平成24年12月25日）	9,073,441,900	9,126,147,384	10,329	10,389
第26計算期間末日（平成25年 1月24日）	10,498,113,099	10,558,520,104	10,427	10,487
第27計算期間末日（平成25年 2月25日）	11,647,933,171	11,715,629,554	10,324	10,384
第28計算期間末日（平成25年 3月25日）	11,923,791,721	11,992,727,036	10,378	10,438
第29計算期間末日（平成25年 4月24日）	12,043,414,611	12,112,899,953	10,399	10,459
第30計算期間末日（平成25年 5月24日）	11,997,153,001	12,066,292,433	10,411	10,471
第31計算期間末日（平成25年 6月24日）	11,946,627,055	12,018,075,451	10,032	10,092
第32計算期間末日（平成25年 7月24日）	12,464,262,012	12,537,277,446	10,242	10,302

第33計算期間末日	（平成25年 8月26日）	11,861,104,759	11,932,347,919	9,989	10,049
第34計算期間末日	（平成25年 9月24日）	11,660,843,610	11,729,968,156	10,122	10,182
第35計算期間末日	（平成25年10月24日）	11,010,560,847	11,075,373,736	10,193	10,253
第36計算期間末日	（平成25年11月25日）	10,196,172,831	10,256,368,883	10,163	10,223
第37計算期間末日	（平成25年12月24日）	9,566,492,033	9,623,059,439	10,147	10,207
第38計算期間末日	（平成26年 1月24日）	9,254,012,562	9,308,428,466	10,204	10,264
第39計算期間末日	（平成26年 2月24日）	9,094,373,483	9,147,715,421	10,230	10,290
第40計算期間末日	（平成26年 3月24日）	8,672,325,594	8,723,347,397	10,198	10,258
第41計算期間末日	（平成26年 4月24日）	8,379,397,501	8,428,708,222	10,196	10,256
第42計算期間末日	（平成26年 5月26日）	8,167,006,225	8,215,127,681	10,183	10,243
第43計算期間末日	（平成26年 6月24日）	7,928,506,117	7,975,031,664	10,225	10,285
第44計算期間末日	（平成26年 7月24日）	7,411,494,861	7,455,622,168	10,077	10,137
第45計算期間末日	（平成26年 8月25日）	6,977,264,249	7,018,872,236	10,061	10,121
第46計算期間末日	（平成26年 9月24日）	6,106,004,661	6,142,990,045	9,906	9,966
第47計算期間末日	（平成26年10月24日）	5,614,195,646	5,648,450,808	9,834	9,894
第48計算期間末日	（平成26年11月25日）	5,181,525,749	5,213,617,120	9,688	9,748
第49計算期間末日	（平成26年12月24日）	4,872,644,795	4,903,492,628	9,477	9,537
第50計算期間末日	（平成27年 1月26日）	4,585,166,429	4,614,221,213	9,469	9,529
第51計算期間末日	（平成27年 2月24日）	4,274,227,736	4,301,096,086	9,545	9,605
第52計算期間末日	（平成27年 3月24日）	3,955,186,744	3,980,328,768	9,439	9,499
第53計算期間末日	（平成27年 4月24日）	3,831,168,682	3,855,345,362	9,508	9,568
第54計算期間末日	（平成27年 5月25日）	3,764,416,534	3,788,297,461	9,458	9,518
第55計算期間末日	（平成27年 6月24日）	3,498,311,920	3,520,777,666	9,343	9,403
第56計算期間末日	（平成27年 7月24日）	3,361,407,145	3,383,529,050	9,117	9,177
第57計算期間末日	（平成27年 8月24日）	3,377,324,045	3,400,032,589	8,923	8,983
第58計算期間末日	（平成27年 9月24日）	3,175,626,111	3,197,051,797	8,893	8,953
第59計算期間末日	（平成27年10月26日）	2,870,955,001	2,890,601,470	8,768	8,828
第60計算期間末日	（平成27年11月24日）	2,703,450,546	2,722,746,327	8,406	8,466
第61計算期間末日	（平成27年12月24日）	2,426,835,486	2,444,974,065	8,028	8,088
第62計算期間末日	（平成28年 1月25日）	2,314,516,693	2,332,316,890	7,802	7,862
第63計算期間末日	（平成28年 2月24日）	2,245,237,813	2,262,762,781	7,687	7,747
第64計算期間末日	（平成28年 3月24日）	2,315,107,410	2,332,300,538	8,079	8,139
第65計算期間末日	（平成28年 4月25日）	2,514,273,224	2,532,668,729	8,201	8,261
第66計算期間末日	（平成28年 5月24日）	2,591,867,627	2,610,830,407	8,201	8,261
第67計算期間末日	（平成28年 6月24日）	2,578,020,770	2,596,736,025	8,265	8,325
第68計算期間末日	（平成28年 7月25日）	2,498,116,917	2,515,966,171	8,397	8,457
第69計算期間末日	（平成28年 8月24日）	2,696,187,842	2,715,277,380	8,474	8,534
第70計算期間末日	（平成28年 9月26日）	2,823,147,220	2,843,256,532	8,423	8,483
第71計算期間末日	（平成28年10月24日）	3,012,817,889	3,034,206,075	8,452	8,512
第72計算期間末日	（平成28年11月24日）	3,002,702,963	3,024,611,801	8,223	8,283
第73計算期間末日	（平成28年12月26日）	3,299,044,050	3,322,927,867	8,288	8,348
第74計算期間末日	（平成29年 1月24日）	3,378,678,987	3,403,039,538	8,322	8,382

第75計算期間末日	(平成29年 2月24日)	3,376,046,500	3,400,208,448	8,384	8,444
第76計算期間末日	(平成29年 3月24日)	3,211,529,475	3,234,992,386	8,213	8,273
第77計算期間末日	(平成29年 4月24日)	3,193,144,904	3,216,382,908	8,245	8,305
第78計算期間末日	(平成29年 5月24日)	3,150,396,951	3,165,595,114	8,292	8,332
第79計算期間末日	(平成29年 6月26日)	2,992,016,699	3,006,478,547	8,276	8,316
第80計算期間末日	(平成29年 7月24日)	2,973,001,093	2,987,286,988	8,324	8,364
第81計算期間末日	(平成29年 8月24日)	2,910,355,051	2,924,557,412	8,197	8,237
第82計算期間末日	(平成29年 9月25日)	2,874,240,149	2,888,201,951	8,235	8,275
第83計算期間末日	(平成29年10月24日)	2,791,014,516	2,804,540,116	8,254	8,294
第84計算期間末日	(平成29年11月24日)	2,684,396,258	2,697,594,895	8,135	8,175
第85計算期間末日	(平成29年12月25日)	2,620,454,506	2,633,332,068	8,140	8,180
第86計算期間末日	(平成30年 1月24日)	2,542,398,140	2,554,893,366	8,139	8,179
第87計算期間末日	(平成30年 2月26日)	2,387,641,926	2,399,618,826	7,974	8,014
第88計算期間末日	(平成30年 3月26日)	2,101,422,949	2,112,118,426	7,859	7,899
第89計算期間末日	(平成30年 4月24日)	2,022,161,454	2,032,390,658	7,907	7,947
第90計算期間末日	(平成30年 5月24日)	1,930,787,913	1,940,648,426	7,832	7,872
第91計算期間末日	(平成30年 6月25日)	1,905,334,935	1,915,013,424	7,875	7,915
第92計算期間末日	(平成30年 7月24日)	1,891,508,311	1,901,201,166	7,806	7,846
第93計算期間末日	(平成30年 8月24日)	1,782,659,573	1,791,772,558	7,825	7,865
第94計算期間末日	(平成30年 9月25日)	1,767,035,503	1,776,083,838	7,812	7,852
第95計算期間末日	(平成30年10月24日)	1,709,729,495	1,715,304,422	7,667	7,692
第96計算期間末日	(平成30年11月26日)	1,585,597,557	1,590,857,660	7,536	7,561
第97計算期間末日	(平成30年12月25日)	1,507,613,838	1,512,785,107	7,288	7,313
第98計算期間末日	(平成31年 1月24日)	1,510,597,490	1,515,633,077	7,500	7,525
第99計算期間末日	(平成31年 2月25日)	1,494,721,638	1,499,648,106	7,585	7,610
第100計算期間末日	(平成31年 3月25日)	1,487,657,216	1,492,548,886	7,603	7,628
第101計算期間末日	(平成31年 4月24日)	1,509,802,015	1,514,708,235	7,693	7,718
第102計算期間末日	(令和 1年 5月24日)	1,496,797,562	1,501,725,978	7,593	7,618
第103計算期間末日	(令和 1年 6月24日)	1,515,431,964	1,520,355,508	7,695	7,720
第104計算期間末日	(令和 1年 7月24日)	1,514,136,749	1,519,094,705	7,635	7,660
第105計算期間末日	(令和 1年 8月26日)	1,507,309,395	1,512,258,151	7,615	7,640
第106計算期間末日	(令和 1年 9月24日)	1,487,578,877	1,492,429,187	7,667	7,692
第107計算期間末日	(令和 1年10月24日)	1,443,574,186	1,448,322,299	7,601	7,626
第108計算期間末日	(令和 1年11月25日)	1,375,143,183	1,379,704,621	7,537	7,562
第109計算期間末日	(令和 1年12月24日)	1,396,534,582	1,401,078,901	7,683	7,708
第110計算期間末日	(令和 2年 1月24日)	1,369,987,268	1,374,462,270	7,654	7,679
第111計算期間末日	(令和 2年 2月25日)	1,374,177,015	1,378,641,601	7,695	7,720
第112計算期間末日	(令和 2年 3月24日)	1,047,771,866	1,052,160,575	5,969	5,994
第113計算期間末日	(令和 2年 4月24日)	1,167,003,196	1,171,346,036	6,718	6,743
第114計算期間末日	(令和 2年 5月25日)	1,202,302,140	1,206,649,091	6,915	6,940
第115計算期間末日	(令和 2年 6月24日)	1,266,008,667	1,270,446,014	7,133	7,158
第116計算期間末日	(令和 2年 7月27日)	1,266,896,173	1,271,273,364	7,236	7,261

第117計算期間末日	(令和 2年 8月24日)	1,275,080,150	1,279,455,588	7,285	7,310
第118計算期間末日	(令和 2年 9月24日)	1,273,710,876	1,278,075,001	7,296	7,321
第119計算期間末日	(令和 2年10月26日)	1,282,083,508	1,286,410,179	7,408	7,433
第120計算期間末日	(令和 2年11月24日)	1,250,856,604	1,254,992,892	7,560	7,585
第121計算期間末日	(令和 2年12月24日)	1,269,805,699	1,273,934,256	7,689	7,714
第122計算期間末日	(令和 3年 1月25日)	1,256,377,869	1,260,428,153	7,755	7,780
第123計算期間末日	(令和 3年 2月24日)	1,254,199,011	1,258,200,693	7,835	7,860
第124計算期間末日	(令和 3年 3月24日)	1,251,041,971	1,255,046,048	7,811	7,836
第125計算期間末日	(令和 3年 4月26日)	1,270,452,511	1,274,451,706	7,942	7,967
第126計算期間末日	(令和 3年 5月24日)	1,255,158,119	1,259,117,799	7,925	7,950
第127計算期間末日	(令和 3年 6月24日)	1,270,881,945	1,274,848,554	8,010	8,035
第128計算期間末日	(令和 3年 7月26日)	1,322,446,747	1,326,567,195	8,024	8,049
第129計算期間末日	(令和 3年 8月24日)	1,233,149,250	1,237,017,139	7,970	7,995
第130計算期間末日	(令和 3年 9月24日)	1,256,878,076	1,260,734,499	8,148	8,173
第131計算期間末日	(令和 3年10月25日)	1,227,211,989	1,231,011,231	8,075	8,100
第132計算期間末日	(令和 3年11月24日)	1,191,439,749	1,195,148,520	8,031	8,056
第133計算期間末日	(令和 3年12月24日)	1,186,097,269	1,189,766,918	8,080	8,105
第134計算期間末日	(令和 4年 1月24日)	1,168,958,209	1,172,633,132	7,952	7,977
第135計算期間末日	(令和 4年 2月24日)	1,135,655,048	1,139,323,004	7,740	7,765
第136計算期間末日	(令和 4年 3月24日)	1,109,693,909	1,113,318,658	7,654	7,679
第137計算期間末日	(令和 4年 4月25日)	1,073,729,397	1,077,317,640	7,481	7,506
第138計算期間末日	(令和 4年 5月24日)	1,028,779,329	1,032,357,592	7,188	7,213
第139計算期間末日	(令和 4年 6月24日)	996,570,186	1,000,143,904	6,972	6,997
第140計算期間末日	(令和 4年 7月25日)	1,022,134,017	1,025,701,863	7,162	7,187
第141計算期間末日	(令和 4年 8月24日)	1,012,219,314	1,015,760,730	7,146	7,171
第142計算期間末日	(令和 4年 9月26日)	983,210,794	986,783,919	6,879	6,904
	令和 3年 9月末日	1,237,035,549	—	8,118	—
	10月末日	1,228,099,341	—	8,073	—
	11月末日	1,183,378,123	—	7,979	—
	12月末日	1,188,626,300	—	8,093	—
	令和 4年 1月末日	1,155,789,296	—	7,867	—
	2月末日	1,142,892,586	—	7,784	—
	3月末日	1,117,174,284	—	7,695	—
	4月末日	1,071,585,015	—	7,472	—
	5月末日	1,061,274,674	—	7,409	—
	6月末日	987,967,529	—	6,906	—
	7月末日	1,027,762,697	—	7,208	—
	8月末日	999,245,440	—	7,048	—
	9月末日	973,435,226	—	6,698	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第23計算期間	60円
第24計算期間	60円
第25計算期間	60円
第26計算期間	60円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円
第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円
第39計算期間	60円
第40計算期間	60円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円
第49計算期間	60円
第50計算期間	60円
第51計算期間	60円
第52計算期間	60円
第53計算期間	60円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円

第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	60円
第75計算期間	60円
第76計算期間	60円
第77計算期間	60円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	25円
第96計算期間	25円
第97計算期間	25円
第98計算期間	25円
第99計算期間	25円
第100計算期間	25円
第101計算期間	25円
第102計算期間	25円
第103計算期間	25円
第104計算期間	25円
第105計算期間	25円

第106計算期間	25円
第107計算期間	25円
第108計算期間	25円
第109計算期間	25円
第110計算期間	25円
第111計算期間	25円
第112計算期間	25円
第113計算期間	25円
第114計算期間	25円
第115計算期間	25円
第116計算期間	25円
第117計算期間	25円
第118計算期間	25円
第119計算期間	25円
第120計算期間	25円
第121計算期間	25円
第122計算期間	25円
第123計算期間	25円
第124計算期間	25円
第125計算期間	25円
第126計算期間	25円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円
第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円
第135計算期間	25円
第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
--	--------

第23計算期間	0.22
第24計算期間	△0.41
第25計算期間	2.52
第26計算期間	1.52
第27計算期間	△0.41
第28計算期間	1.10
第29計算期間	0.78
第30計算期間	0.69
第31計算期間	△3.06
第32計算期間	2.69
第33計算期間	△1.88
第34計算期間	1.93
第35計算期間	1.29
第36計算期間	0.29
第37計算期間	0.43
第38計算期間	1.15
第39計算期間	0.84
第40計算期間	0.27
第41計算期間	0.56
第42計算期間	0.46
第43計算期間	1.00
第44計算期間	△0.86
第45計算期間	0.43
第46計算期間	△0.94
第47計算期間	△0.12
第48計算期間	△0.87
第49計算期間	△1.55
第50計算期間	0.54
第51計算期間	1.43
第52計算期間	△0.48
第53計算期間	1.36
第54計算期間	0.10
第55計算期間	△0.58
第56計算期間	△1.77
第57計算期間	△1.46
第58計算期間	0.33
第59計算期間	△0.73
第60計算期間	△3.44
第61計算期間	△3.78
第62計算期間	△2.06
第63計算期間	△0.70
第64計算期間	5.88

第65計算期間	2.25
第66計算期間	0.73
第67計算期間	1.51
第68計算期間	2.32
第69計算期間	1.63
第70計算期間	0.10
第71計算期間	1.05
第72計算期間	△1.99
第73計算期間	1.52
第74計算期間	1.13
第75計算期間	1.46
第76計算期間	△1.32
第77計算期間	1.12
第78計算期間	1.05
第79計算期間	0.28
第80計算期間	1.06
第81計算期間	△1.04
第82計算期間	0.95
第83計算期間	0.71
第84計算期間	△0.95
第85計算期間	0.55
第86計算期間	0.47
第87計算期間	△1.53
第88計算期間	△0.94
第89計算期間	1.11
第90計算期間	△0.44
第91計算期間	1.05
第92計算期間	△0.36
第93計算期間	0.75
第94計算期間	0.34
第95計算期間	△1.53
第96計算期間	△1.38
第97計算期間	△2.95
第98計算期間	3.25
第99計算期間	1.46
第100計算期間	0.56
第101計算期間	1.51
第102計算期間	△0.97
第103計算期間	1.67
第104計算期間	△0.45
第105計算期間	0.06
第106計算期間	1.01

第107計算期間	△0.53
第108計算期間	△0.51
第109計算期間	2.26
第110計算期間	△0.05
第111計算期間	0.86
第112計算期間	△22.10
第113計算期間	12.96
第114計算期間	3.30
第115計算期間	3.51
第116計算期間	1.79
第117計算期間	1.02
第118計算期間	0.49
第119計算期間	1.87
第120計算期間	2.38
第121計算期間	2.03
第122計算期間	1.18
第123計算期間	1.35
第124計算期間	0.01
第125計算期間	1.99
第126計算期間	0.10
第127計算期間	1.38
第128計算期間	0.48
第129計算期間	△0.36
第130計算期間	2.54
第131計算期間	△0.58
第132計算期間	△0.23
第133計算期間	0.92
第134計算期間	△1.27
第135計算期間	△2.35
第136計算期間	△0.78
第137計算期間	△1.93
第138計算期間	△3.58
第139計算期間	△2.65
第140計算期間	3.08
第141計算期間	0.12
第142計算期間	△3.38

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
--	------	------	-------

第23計算期間	797,777,079	781,651,394	6,783,839,377
第24計算期間	1,199,764,281	651,745,215	7,331,858,443
第25計算期間	2,364,154,429	911,765,437	8,784,247,435
第26計算期間	1,810,567,823	526,981,056	10,067,834,202
第27計算期間	2,008,876,537	793,980,098	11,282,730,641
第28計算期間	1,071,923,963	865,435,303	11,489,219,301
第29計算期間	1,113,404,459	1,021,733,269	11,580,890,491
第30計算期間	973,850,466	1,031,502,236	11,523,238,721
第31計算期間	1,208,134,633	823,307,266	11,908,066,088
第32計算期間	1,025,982,264	764,809,334	12,169,239,018
第33計算期間	560,774,616	856,153,488	11,873,860,146
第34計算期間	407,701,460	760,803,857	11,520,757,749
第35計算期間	135,092,477	853,701,970	10,802,148,256
第36計算期間	209,460,698	978,933,550	10,032,675,404
第37計算期間	339,007,801	943,782,045	9,427,901,160
第38計算期間	189,644,953	548,228,671	9,069,317,442
第39計算期間	337,926,541	516,920,932	8,890,323,051
第40計算期間	546,683,566	933,372,753	8,503,633,864
第41計算期間	351,816,356	636,996,599	8,218,453,621
第42計算期間	196,775,623	394,986,558	8,020,242,686
第43計算期間	110,083,752	376,068,555	7,754,257,883
第44計算期間	97,287,106	496,993,808	7,354,551,181
第45計算期間	56,128,359	476,015,018	6,934,664,522
第46計算期間	70,566,201	840,999,970	6,164,230,753
第47計算期間	58,086,573	513,123,557	5,709,193,769
第48計算期間	102,766,410	463,398,260	5,348,561,919
第49計算期間	204,648,836	411,905,228	5,141,305,527
第50計算期間	49,795,541	348,637,045	4,842,464,023
第51計算期間	10,915,410	375,320,974	4,478,058,459
第52計算期間	31,408,597	319,129,670	4,190,337,386
第53計算期間	34,833,006	195,723,598	4,029,446,794
第54計算期間	58,742,522	108,034,658	3,980,154,658
第55計算期間	27,909,467	263,772,994	3,744,291,131
第56計算期間	116,668,833	173,975,706	3,686,984,258
第57計算期間	221,386,028	123,612,934	3,784,757,352
第58計算期間	5,599,079	219,408,717	3,570,947,714
第59計算期間	3,244,075	299,780,176	3,274,411,613
第60計算期間	56,155,667	114,603,729	3,215,963,551
第61計算期間	13,583,810	206,450,851	3,023,096,510
第62計算期間	42,814,318	99,211,298	2,966,699,530
第63計算期間	23,820,144	69,691,622	2,920,828,052
第64計算期間	33,734,194	89,040,799	2,865,521,447

第65計算期間	272,937,468	72,541,386	3,065,917,529
第66計算期間	108,727,875	14,181,998	3,160,463,406
第67計算期間	71,448,916	112,703,127	3,119,209,195
第68計算期間	96,881,484	241,214,929	2,974,875,750
第69計算期間	275,745,189	69,031,223	3,181,589,716
第70計算期間	326,352,868	156,390,491	3,351,552,093
第71計算期間	274,729,891	61,584,291	3,564,697,693
第72計算期間	217,790,467	131,015,032	3,651,473,128
第73計算期間	405,520,327	76,357,170	3,980,636,285
第74計算期間	150,905,606	71,449,943	4,060,091,948
第75計算期間	84,919,556	118,020,087	4,026,991,417
第76計算期間	75,210,037	191,716,147	3,910,485,307
第77計算期間	107,286,444	144,771,016	3,873,000,735
第78計算期間	65,909,359	139,369,215	3,799,540,879
第79計算期間	23,198,348	207,277,128	3,615,462,099
第80計算期間	6,620,643	50,608,834	3,571,473,908
第81計算期間	52,448,636	73,332,112	3,550,590,432
第82計算期間	51,383,217	111,522,957	3,490,450,692
第83計算期間	45,000,850	154,051,484	3,381,400,058
第84計算期間	57,903,201	139,643,979	3,299,659,280
第85計算期間	10,198,749	90,467,283	3,219,390,746
第86計算期間	4,877,925	100,462,139	3,123,806,532
第87計算期間	3,875,423	133,456,884	2,994,225,071
第88計算期間	12,619,843	332,975,441	2,673,869,473
第89計算期間	2,721,961	119,290,242	2,557,301,192
第90計算期間	3,871,605	96,044,522	2,465,128,275
第91計算期間	2,576,497	48,082,400	2,419,622,372
第92計算期間	50,382,560	46,791,171	2,423,213,761
第93計算期間	3,722,671	148,690,165	2,278,246,267
第94計算期間	27,340,644	43,502,994	2,262,083,917
第95計算期間	2,183,048	34,295,975	2,229,970,990
第96計算期間	1,379,179	127,308,753	2,104,041,416
第97計算期間	1,505,637	37,039,317	2,068,507,736
第98計算期間	1,439,895	55,712,600	2,014,235,031
第99計算期間	5,106,970	48,754,477	1,970,587,524
第100計算期間	1,270,161	15,189,421	1,956,668,264
第101計算期間	15,305,886	9,486,085	1,962,488,065
第102計算期間	11,721,760	2,843,187	1,971,366,638
第103計算期間	39,816,644	41,765,368	1,969,417,914
第104計算期間	32,596,434	18,831,735	1,983,182,613
第105計算期間	1,153,253	4,833,295	1,979,502,571
第106計算期間	2,532,755	41,911,036	1,940,124,290

第107計算期間	1,075,609	41,954,647	1,899,245,252
第108計算期間	1,190,830	75,860,808	1,824,575,274
第109計算期間	1,419,339	8,266,960	1,817,727,653
第110計算期間	1,050,204	28,776,725	1,790,001,132
第111計算期間	977,809	5,144,333	1,785,834,608
第112計算期間	1,788,413	32,139,111	1,755,483,910
第113計算期間	4,981,270	23,328,874	1,737,136,306
第114計算期間	1,663,963	19,499	1,738,780,770
第115計算期間	36,977,363	819,291	1,774,938,842
第116計算期間	5,446,216	29,508,285	1,750,876,773
第117計算期間	2,145,101	2,846,375	1,750,175,499
第118計算期間	1,309,658	5,835,071	1,745,650,086
第119計算期間	2,136,882	17,118,418	1,730,668,550
第120計算期間	1,498,190	77,651,225	1,654,515,515
第121計算期間	4,128,170	7,220,652	1,651,423,033
第122計算期間	3,907,702	35,216,902	1,620,113,833
第123計算期間	10,581,479	30,022,154	1,600,673,158
第124計算期間	5,880,978	4,923,245	1,601,630,891
第125計算期間	2,716,493	4,669,055	1,599,678,329
第126計算期間	2,474,907	18,281,234	1,583,872,002
第127計算期間	2,883,048	111,330	1,586,643,720
第128計算期間	104,040,967	42,505,395	1,648,179,292
第129計算期間	2,725,728	103,749,138	1,547,155,882
第130計算期間	3,429,140	8,015,679	1,542,569,343
第131計算期間	5,654,271	28,526,560	1,519,697,054
第132計算期間	7,540,018	43,728,635	1,483,508,437
第133計算期間	1,838,549	17,487,213	1,467,859,773
第134計算期間	8,111,070	6,001,547	1,469,969,296
第135計算期間	2,747,548	5,534,440	1,467,182,404
第136計算期間	4,538,754	21,821,553	1,449,899,605
第137計算期間	5,906,678	20,508,743	1,435,297,540
第138計算期間	1,185,165	5,177,322	1,431,305,383
第139計算期間	5,405,972	7,223,786	1,429,487,569
第140計算期間	3,994,577	6,343,664	1,427,138,482
第141計算期間	1,750,749	12,322,712	1,416,566,519
第142計算期間	20,078,649	7,395,095	1,429,250,073

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,496,310,534	98.17
親投資信託受益証券	日本	120,312	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	－	46,433,816	1.83
純資産総額		2,542,864,662	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 4年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ ファンド（ＵＳＤクラス）	1,860,003,379	1.35	2,524,582,586	1.3421	2,496,310,534	98.17
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	119,857	1.0038	120,312	1.0038	120,312	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.17
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第23計算期間末日（平成24年10月24日）	536,637,714	539,066,377	9,943	9,988
第24計算期間末日（平成24年11月26日）	454,744,387	456,753,511	10,185	10,230
第25計算期間末日（平成24年12月25日）	718,413,160	721,460,738	10,608	10,653
第26計算期間末日（平成25年 1月24日）	1,380,988,399	1,386,530,984	11,212	11,257
第27計算期間末日（平成25年 2月25日）	2,407,511,571	2,424,078,903	11,625	11,705
第28計算期間末日（平成25年 3月25日）	3,676,106,478	3,701,044,664	11,793	11,873
第29計算期間末日（平成25年 4月24日）	5,329,605,038	5,363,901,829	12,432	12,512
第30計算期間末日（平成25年 5月24日）	6,857,245,801	6,900,332,783	12,732	12,812
第31計算期間末日（平成25年 6月24日）	9,212,392,699	9,290,594,187	11,780	11,880
第32計算期間末日（平成25年 7月24日）	12,824,947,953	12,930,215,377	12,183	12,283
第33計算期間末日（平成25年 8月26日）	15,472,636,409	15,630,826,666	11,737	11,857
第34計算期間末日（平成25年 9月24日）	18,596,142,345	18,783,541,692	11,908	12,028
第35計算期間末日（平成25年10月24日）	19,421,114,324	19,620,045,151	11,715	11,835
第36計算期間末日（平成25年11月25日）	19,979,407,124	20,177,542,142	12,100	12,220
第37計算期間末日（平成25年12月24日）	20,262,474,125	20,459,217,841	12,359	12,479
第38計算期間末日（平成26年 1月24日）	20,567,472,812	20,768,418,201	12,282	12,402
第39計算期間末日（平成26年 2月24日）	21,891,926,853	22,107,303,856	12,197	12,317
第40計算期間末日（平成26年 3月24日）	22,049,920,048	22,268,617,436	12,099	12,219
第41計算期間末日（平成26年 4月24日）	22,693,196,999	22,919,118,208	12,054	12,174
第42計算期間末日（平成26年 5月26日）	22,710,151,776	22,938,523,851	11,933	12,053
第43計算期間末日（平成26年 6月24日）	22,359,472,963	22,584,401,980	11,929	12,049
第44計算期間末日（平成26年 7月24日）	21,073,154,173	21,289,947,196	11,664	11,784
第45計算期間末日（平成26年 8月25日）	20,371,655,188	20,577,474,995	11,877	11,997
第46計算期間末日（平成26年 9月24日）	18,789,318,531	18,974,330,851	12,187	12,307
第47計算期間末日（平成26年10月24日）	17,081,187,962	17,252,201,148	11,986	12,106
第48計算期間末日（平成26年11月25日）	16,492,060,234	16,646,767,815	12,792	12,912
第49計算期間末日（平成26年12月24日）	14,992,288,159	15,133,731,648	12,719	12,839
第50計算期間末日（平成27年 1月26日）	14,275,149,552	14,412,823,586	12,443	12,563
第51計算期間末日（平成27年 2月24日）	14,084,099,496	14,218,136,142	12,609	12,729
第52計算期間末日（平成27年 3月24日）	13,413,299,098	13,541,774,473	12,528	12,648
第53計算期間末日（平成27年 4月24日）	13,024,552,155	13,148,961,390	12,563	12,683
第54計算期間末日（平成27年 5月25日）	12,088,316,764	12,202,747,563	12,677	12,797
第55計算期間末日（平成27年 6月24日）	11,407,511,920	11,515,086,932	12,725	12,845
第56計算期間末日（平成27年 7月24日）	10,703,604,025	10,807,371,564	12,378	12,498
第57計算期間末日（平成27年 8月24日）	9,783,891,002	9,882,428,418	11,915	12,035
第58計算期間末日（平成27年 9月24日）	8,854,357,269	8,945,761,535	11,624	11,744
第59計算期間末日（平成27年10月26日）	8,597,712,818	8,686,866,187	11,572	11,692

第60計算期間末日	（平成27年11月24日）	8,072,343,605	8,158,849,865	11,198	11,318
第61計算期間末日	（平成27年12月24日）	7,051,172,438	7,131,812,925	10,493	10,613
第62計算期間末日	（平成28年 1月25日）	6,331,527,508	6,407,714,836	9,973	10,093
第63計算期間末日	（平成28年 2月24日）	5,630,273,417	5,703,487,094	9,228	9,348
第64計算期間末日	（平成28年 3月24日）	5,621,010,019	5,690,570,446	9,697	9,817
第65計算期間末日	（平成28年 4月25日）	5,619,822,590	5,689,106,247	9,734	9,854
第66計算期間末日	（平成28年 5月24日）	5,343,566,262	5,411,105,598	9,494	9,614
第67計算期間末日	（平成28年 6月24日）	5,223,082,616	5,290,969,726	9,233	9,353
第68計算期間末日	（平成28年 7月25日）	5,247,341,544	5,314,680,568	9,351	9,471
第69計算期間末日	（平成28年 8月24日）	5,281,442,519	5,352,837,490	8,877	8,997
第70計算期間末日	（平成28年 9月26日）	5,525,894,418	5,600,847,033	8,847	8,967
第71計算期間末日	（平成28年10月24日）	6,153,604,074	6,207,633,475	9,111	9,191
第72計算期間末日	（平成28年11月24日）	6,267,582,345	6,320,539,500	9,468	9,548
第73計算期間末日	（平成28年12月26日）	6,465,350,854	6,516,622,808	10,088	10,168
第74計算期間末日	（平成29年 1月24日）	6,190,578,005	6,241,291,627	9,766	9,846
第75計算期間末日	（平成29年 2月24日）	6,026,406,387	6,075,518,263	9,817	9,897
第76計算期間末日	（平成29年 3月24日）	5,602,446,196	5,649,785,389	9,468	9,548
第77計算期間末日	（平成29年 4月24日）	5,512,621,529	5,559,799,493	9,348	9,428
第78計算期間末日	（平成29年 5月24日）	5,510,008,197	5,555,861,733	9,613	9,693
第79計算期間末日	（平成29年 6月26日）	5,335,947,144	5,380,742,890	9,529	9,609
第80計算期間末日	（平成29年 7月24日）	5,151,703,991	5,194,861,656	9,550	9,630
第81計算期間末日	（平成29年 8月24日）	5,015,679,003	5,059,266,675	9,206	9,286
第82計算期間末日	（平成29年 9月25日）	5,080,580,155	5,123,415,034	9,489	9,569
第83計算期間末日	（平成29年10月24日）	5,281,308,411	5,325,351,555	9,593	9,673
第84計算期間末日	（平成29年11月24日）	5,042,992,889	5,086,550,301	9,262	9,342
第85計算期間末日	（平成29年12月25日）	5,097,895,892	5,141,241,125	9,409	9,489
第86計算期間末日	（平成30年 1月24日）	4,817,389,718	4,859,469,681	9,159	9,239
第87計算期間末日	（平成30年 2月26日）	4,456,050,831	4,497,146,051	8,675	8,755
第88計算期間末日	（平成30年 3月26日）	4,122,417,565	4,161,865,893	8,360	8,440
第89計算期間末日	（平成30年 4月24日）	4,122,599,641	4,160,497,334	8,703	8,783
第90計算期間末日	（平成30年 5月24日）	4,048,576,597	4,085,733,795	8,717	8,797
第91計算期間末日	（平成30年 6月25日）	3,939,933,728	3,976,028,265	8,732	8,812
第92計算期間末日	（平成30年 7月24日）	3,826,127,537	3,861,096,048	8,753	8,833
第93計算期間末日	（平成30年 8月24日）	3,715,064,694	3,749,041,829	8,747	8,827
第94計算期間末日	（平成30年 9月25日）	3,657,004,053	3,690,195,605	8,814	8,894
第95計算期間末日	（平成30年10月24日）	3,452,276,670	3,476,302,719	8,621	8,681
第96計算期間末日	（平成30年11月26日）	3,310,248,699	3,333,578,217	8,513	8,573
第97計算期間末日	（平成30年12月25日）	3,168,165,753	3,191,640,908	8,097	8,157
第98計算期間末日	（平成31年 1月24日）	3,213,677,407	3,237,197,444	8,198	8,258
第99計算期間末日	（平成31年 2月25日）	3,308,634,123	3,332,385,646	8,358	8,418
第100計算期間末日	（平成31年 3月25日）	3,332,140,087	3,356,193,139	8,312	8,372
第101計算期間末日	（平成31年 4月24日）	3,409,936,381	3,433,904,169	8,536	8,596

第102計算期間末日	(令和 1年 5月24日)	3,311,851,751	3,335,933,143	8,252	8,312
第103計算期間末日	(令和 1年 6月24日)	3,318,982,815	3,343,329,897	8,179	8,239
第104計算期間末日	(令和 1年 7月24日)	3,176,459,312	3,199,790,856	8,169	8,229
第105計算期間末日	(令和 1年 8月26日)	3,067,220,357	3,090,466,172	7,917	7,977
第106計算期間末日	(令和 1年 9月24日)	3,164,018,239	3,187,402,844	8,118	8,178
第107計算期間末日	(令和 1年10月24日)	3,272,494,174	3,296,684,678	8,117	8,177
第108計算期間末日	(令和 1年11月25日)	3,205,347,692	3,229,305,395	8,028	8,088
第109計算期間末日	(令和 1年12月24日)	3,254,902,138	3,278,650,122	8,224	8,284
第110計算期間末日	(令和 2年 1月24日)	3,217,505,799	3,241,086,324	8,187	8,247
第111計算期間末日	(令和 2年 2月25日)	3,293,843,036	3,317,459,738	8,368	8,428
第112計算期間末日	(令和 2年 3月24日)	2,582,866,997	2,606,821,103	6,470	6,530
第113計算期間末日	(令和 2年 4月24日)	2,800,701,607	2,824,554,407	7,045	7,105
第114計算期間末日	(令和 2年 5月25日)	2,853,878,767	2,877,592,277	7,221	7,281
第115計算期間末日	(令和 2年 6月24日)	2,915,064,211	2,938,872,006	7,346	7,406
第116計算期間末日	(令和 2年 7月27日)	2,930,000,414	2,953,540,920	7,468	7,528
第117計算期間末日	(令和 2年 8月24日)	2,887,793,726	2,911,226,384	7,394	7,454
第118計算期間末日	(令和 2年 9月24日)	2,832,130,369	2,855,274,931	7,342	7,402
第119計算期間末日	(令和 2年10月26日)	2,680,561,533	2,702,355,431	7,380	7,440
第120計算期間末日	(令和 2年11月24日)	2,636,302,541	2,657,578,097	7,435	7,495
第121計算期間末日	(令和 2年12月24日)	2,625,325,460	2,646,306,904	7,508	7,568
第122計算期間末日	(令和 3年 1月25日)	2,652,019,310	2,666,003,537	7,586	7,626
第123計算期間末日	(令和 3年 2月24日)	2,692,033,637	2,705,938,308	7,744	7,784
第124計算期間末日	(令和 3年 3月24日)	2,740,152,872	2,753,920,628	7,961	8,001
第125計算期間末日	(令和 3年 4月26日)	2,637,305,875	2,650,432,810	8,036	8,076
第126計算期間末日	(令和 3年 5月24日)	2,644,273,812	2,657,363,236	8,081	8,121
第127計算期間末日	(令和 3年 6月24日)	2,677,793,327	2,690,681,904	8,311	8,351
第128計算期間末日	(令和 3年 7月26日)	2,635,151,550	2,647,910,636	8,261	8,301
第129計算期間末日	(令和 3年 8月24日)	2,595,857,968	2,608,598,637	8,150	8,190
第130計算期間末日	(令和 3年 9月24日)	2,548,132,922	2,560,372,535	8,327	8,367
第131計算期間末日	(令和 3年10月25日)	2,526,776,870	2,538,643,502	8,517	8,557
第132計算期間末日	(令和 3年11月24日)	2,538,058,446	2,549,910,953	8,565	8,605
第133計算期間末日	(令和 3年12月24日)	2,490,692,946	2,502,308,881	8,577	8,617
第134計算期間末日	(令和 4年 1月24日)	2,367,112,261	2,378,414,877	8,377	8,417
第135計算期間末日	(令和 4年 2月24日)	2,328,575,360	2,339,880,314	8,239	8,279
第136計算期間末日	(令和 4年 3月24日)	2,375,905,342	2,386,998,048	8,567	8,607
第137計算期間末日	(令和 4年 4月25日)	2,477,927,589	2,489,092,027	8,878	8,918
第138計算期間末日	(令和 4年 5月24日)	2,379,841,180	2,391,060,080	8,485	8,525
第139計算期間末日	(令和 4年 6月24日)	2,411,209,028	2,422,321,993	8,679	8,719
第140計算期間末日	(令和 4年 7月25日)	2,500,718,220	2,511,832,596	9,000	9,040
第141計算期間末日	(令和 4年 8月24日)	2,529,942,502	2,541,131,969	9,044	9,084
第142計算期間末日	(令和 4年 9月26日)	2,559,162,443	2,570,444,623	9,073	9,113
	令和 3年 9月末日	2,585,517,330	—	8,464	—

10月末日	2,538,935,068	—	8,527	—
11月末日	2,489,910,532	—	8,424	—
12月末日	2,498,655,359	—	8,634	—
令和 4年 1月末日	2,373,726,106	—	8,403	—
2月末日	2,357,420,961	—	8,324	—
3月末日	2,398,548,272	—	8,664	—
4月末日	2,477,530,708	—	8,851	—
5月末日	2,439,454,789	—	8,696	—
6月末日	2,426,512,618	—	8,708	—
7月末日	2,489,307,720	—	8,947	—
8月末日	2,536,817,960	—	9,053	—
9月末日	2,542,864,662	—	8,972	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第23計算期間	45円
第24計算期間	45円
第25計算期間	45円
第26計算期間	45円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	100円
第32計算期間	100円
第33計算期間	120円
第34計算期間	120円
第35計算期間	120円
第36計算期間	120円
第37計算期間	120円
第38計算期間	120円
第39計算期間	120円
第40計算期間	120円
第41計算期間	120円
第42計算期間	120円
第43計算期間	120円
第44計算期間	120円
第45計算期間	120円
第46計算期間	120円
第47計算期間	120円

第48計算期間	120円
第49計算期間	120円
第50計算期間	120円
第51計算期間	120円
第52計算期間	120円
第53計算期間	120円
第54計算期間	120円
第55計算期間	120円
第56計算期間	120円
第57計算期間	120円
第58計算期間	120円
第59計算期間	120円
第60計算期間	120円
第61計算期間	120円
第62計算期間	120円
第63計算期間	120円
第64計算期間	120円
第65計算期間	120円
第66計算期間	120円
第67計算期間	120円
第68計算期間	120円
第69計算期間	120円
第70計算期間	120円
第71計算期間	80円
第72計算期間	80円
第73計算期間	80円
第74計算期間	80円
第75計算期間	80円
第76計算期間	80円
第77計算期間	80円
第78計算期間	80円
第79計算期間	80円
第80計算期間	80円
第81計算期間	80円
第82計算期間	80円
第83計算期間	80円
第84計算期間	80円
第85計算期間	80円
第86計算期間	80円
第87計算期間	80円
第88計算期間	80円
第89計算期間	80円

第90計算期間	80円
第91計算期間	80円
第92計算期間	80円
第93計算期間	80円
第94計算期間	80円
第95計算期間	60円
第96計算期間	60円
第97計算期間	60円
第98計算期間	60円
第99計算期間	60円
第100計算期間	60円
第101計算期間	60円
第102計算期間	60円
第103計算期間	60円
第104計算期間	60円
第105計算期間	60円
第106計算期間	60円
第107計算期間	60円
第108計算期間	60円
第109計算期間	60円
第110計算期間	60円
第111計算期間	60円
第112計算期間	60円
第113計算期間	60円
第114計算期間	60円
第115計算期間	60円
第116計算期間	60円
第117計算期間	60円
第118計算期間	60円
第119計算期間	60円
第120計算期間	60円
第121計算期間	60円
第122計算期間	40円
第123計算期間	40円
第124計算期間	40円
第125計算期間	40円
第126計算期間	40円
第127計算期間	40円
第128計算期間	40円
第129計算期間	40円
第130計算期間	40円
第131計算期間	40円

第132計算期間	40円
第133計算期間	40円
第134計算期間	40円
第135計算期間	40円
第136計算期間	40円
第137計算期間	40円
第138計算期間	40円
第139計算期間	40円
第140計算期間	40円
第141計算期間	40円
第142計算期間	40円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第23計算期間	2.37
第24計算期間	2.88
第25計算期間	4.59
第26計算期間	6.11
第27計算期間	4.39
第28計算期間	2.13
第29計算期間	6.09
第30計算期間	3.05
第31計算期間	△6.69
第32計算期間	4.26
第33計算期間	△2.67
第34計算期間	2.47
第35計算期間	△0.61
第36計算期間	4.31
第37計算期間	3.13
第38計算期間	0.34
第39計算期間	0.28
第40計算期間	0.18
第41計算期間	0.61
第42計算期間	△0.00
第43計算期間	0.97
第44計算期間	△1.21
第45計算期間	2.85
第46計算期間	3.62
第47計算期間	△0.66
第48計算期間	7.72

第49計算期間	0.36
第50計算期間	△1.22
第51計算期間	2.29
第52計算期間	0.30
第53計算期間	1.23
第54計算期間	1.86
第55計算期間	1.32
第56計算期間	△1.78
第57計算期間	△2.77
第58計算期間	△1.43
第59計算期間	0.58
第60計算期間	△2.19
第61計算期間	△5.22
第62計算期間	△3.81
第63計算期間	△6.26
第64計算期間	6.38
第65計算期間	1.61
第66計算期間	△1.23
第67計算期間	△1.48
第68計算期間	2.57
第69計算期間	△3.78
第70計算期間	1.01
第71計算期間	3.88
第72計算期間	4.79
第73計算期間	7.39
第74計算期間	△2.39
第75計算期間	1.34
第76計算期間	△2.74
第77計算期間	△0.42
第78計算期間	3.69
第79計算期間	△0.04
第80計算期間	1.05
第81計算期間	△2.76
第82計算期間	3.94
第83計算期間	1.93
第84計算期間	△2.61
第85計算期間	2.45
第86計算期間	△1.80
第87計算期間	△4.41
第88計算期間	△2.70
第89計算期間	5.05
第90計算期間	1.08

第91計算期間	1.08
第92計算期間	1.15
第93計算期間	0.84
第94計算期間	1.68
第95計算期間	△1.50
第96計算期間	△0.55
第97計算期間	△4.18
第98計算期間	1.98
第99計算期間	2.68
第100計算期間	0.16
第101計算期間	3.41
第102計算期間	△2.62
第103計算期間	△0.15
第104計算期間	0.61
第105計算期間	△2.35
第106計算期間	3.29
第107計算期間	0.72
第108計算期間	△0.35
第109計算期間	3.18
第110計算期間	0.27
第111計算期間	2.94
第112計算期間	△21.96
第113計算期間	9.81
第114計算期間	3.34
第115計算期間	2.56
第116計算期間	2.47
第117計算期間	△0.18
第118計算期間	0.10
第119計算期間	1.33
第120計算期間	1.55
第121計算期間	1.78
第122計算期間	1.57
第123計算期間	2.61
第124計算期間	3.31
第125計算期間	1.44
第126計算期間	1.05
第127計算期間	3.34
第128計算期間	△0.12
第129計算期間	△0.85
第130計算期間	2.66
第131計算期間	2.76
第132計算期間	1.03

第133計算期間	0.60
第134計算期間	△1.86
第135計算期間	△1.16
第136計算期間	4.46
第137計算期間	4.09
第138計算期間	△3.97
第139計算期間	2.75
第140計算期間	4.15
第141計算期間	0.93
第142計算期間	0.76

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第23計算期間	50,604,548	77,306,341	539,703,026
第24計算期間	45,974,768	139,205,683	446,472,111
第25計算期間	265,052,857	34,285,218	677,239,750
第26計算期間	612,239,573	57,793,552	1,231,685,771
第27計算期間	854,771,965	15,541,145	2,070,916,591
第28計算期間	1,279,684,966	233,328,251	3,117,273,306
第29計算期間	1,347,842,855	178,017,162	4,287,098,999
第30計算期間	1,289,192,052	190,418,251	5,385,872,800
第31計算期間	2,629,445,688	195,169,600	7,820,148,888
第32計算期間	2,894,574,950	187,981,434	10,526,742,404
第33計算期間	2,870,099,097	214,320,078	13,182,521,423
第34計算期間	2,739,306,582	305,215,729	15,616,612,276
第35計算期間	1,690,126,188	729,169,521	16,577,568,943
第36計算期間	1,270,620,243	1,336,937,642	16,511,251,544
第37計算期間	1,783,418,600	1,899,360,438	16,395,309,706
第38計算期間	1,472,730,577	1,122,591,143	16,745,449,140
第39計算期間	2,185,051,600	982,417,124	17,948,083,616
第40計算期間	1,717,111,500	1,440,412,723	18,224,782,393
第41計算期間	2,007,878,422	1,405,893,373	18,826,767,442
第42計算期間	933,351,171	729,112,295	19,031,006,318
第43計算期間	529,136,117	816,057,644	18,744,084,791
第44計算期間	370,231,339	1,048,230,852	18,066,085,278
第45計算期間	346,157,203	1,260,591,835	17,151,650,646
第46計算期間	317,912,964	2,051,870,198	15,417,693,412
第47計算期間	191,368,206	1,357,962,725	14,251,098,893
第48計算期間	826,301,541	2,185,101,975	12,892,298,459

第49計算期間	266,476,575	1,371,817,542	11,786,957,492
第50計算期間	402,461,646	716,582,913	11,472,836,225
第51計算期間	266,880,405	569,996,120	11,169,720,510
第52計算期間	284,178,379	747,617,561	10,706,281,328
第53計算期間	290,268,311	629,113,388	10,367,436,251
第54計算期間	255,953,665	1,087,489,942	9,535,899,974
第55計算期間	299,258,003	870,573,632	8,964,584,345
第56計算期間	211,362,417	528,651,786	8,647,294,976
第57計算期間	98,533,871	534,377,436	8,211,451,411
第58計算期間	92,181,851	686,611,053	7,617,022,209
第59計算期間	139,669,257	327,243,974	7,429,447,492
第60計算期間	122,337,471	342,929,934	7,208,855,029
第61計算期間	149,596,406	638,410,811	6,720,040,624
第62計算期間	31,710,597	402,807,150	6,348,944,071
第63計算期間	38,726,640	286,530,911	6,101,139,800
第64計算期間	23,551,800	327,989,331	5,796,702,269
第65計算期間	68,360,397	91,424,507	5,773,638,159
第66計算期間	18,013,286	163,373,413	5,628,278,032
第67計算期間	198,648,623	169,667,456	5,657,259,199
第68計算期間	121,380,665	167,054,458	5,611,585,406
第69計算期間	462,942,298	124,946,736	5,949,580,968
第70計算期間	437,866,564	141,396,280	6,246,051,252
第71計算期間	571,856,641	64,232,718	6,753,675,175
第72計算期間	153,600,206	287,630,907	6,619,644,474
第73計算期間	256,737,909	467,388,044	6,408,994,339
第74計算期間	220,200,349	289,991,835	6,339,202,853
第75計算期間	124,883,688	325,102,016	6,138,984,525
第76計算期間	126,172,871	347,758,165	5,917,399,231
第77計算期間	108,544,767	128,698,406	5,897,245,592
第78計算期間	113,810,644	279,364,159	5,731,692,077
第79計算期間	126,972,091	259,195,918	5,599,468,250
第80計算期間	26,228,659	230,988,757	5,394,708,152
第81計算期間	238,450,153	184,699,214	5,448,459,091
第82計算期間	112,884,814	206,983,978	5,354,359,927
第83計算期間	301,321,071	150,287,917	5,505,393,081
第84計算期間	90,685,700	151,402,219	5,444,676,562
第85計算期間	157,252,424	183,774,798	5,418,154,188
第86計算期間	26,492,185	184,650,940	5,259,995,433
第87計算期間	65,541,245	188,634,097	5,136,902,581
第88計算期間	38,364,019	244,225,540	4,931,041,060
第89計算期間	30,636,146	224,465,555	4,737,211,651
第90計算期間	25,596,902	118,158,694	4,644,649,859

第91計算期間	33,692,633	166,525,345	4,511,817,147
第92計算期間	19,478,823	160,232,025	4,371,063,945
第93計算期間	59,821,504	183,743,493	4,247,141,956
第94計算期間	13,632,394	111,830,277	4,148,944,073
第95計算期間	15,085,167	159,687,730	4,004,341,510
第96計算期間	66,511,152	182,599,622	3,888,253,040
第97計算期間	55,199,871	30,927,068	3,912,525,843
第98計算期間	49,890,659	42,410,197	3,920,006,305
第99計算期間	63,870,803	25,289,845	3,958,587,263
第100計算期間	76,946,357	26,691,528	4,008,842,092
第101計算期間	27,703,911	41,914,602	3,994,631,401
第102計算期間	37,744,674	18,810,631	4,013,565,444
第103計算期間	63,573,646	19,292,077	4,057,847,013
第104計算期間	19,896,395	189,152,638	3,888,590,770
第105計算期間	40,970,838	55,259,022	3,874,302,586
第106計算期間	95,189,316	72,057,666	3,897,434,236
第107計算期間	202,437,460	68,121,027	4,031,750,669
第108計算期間	17,026,009	55,826,025	3,992,950,653
第109計算期間	17,468,745	52,422,033	3,957,997,365
第110計算期間	31,288,443	59,198,222	3,930,087,586
第111計算期間	15,931,353	9,901,903	3,936,117,036
第112計算期間	98,855,077	42,621,016	3,992,351,097
第113計算期間	29,430,169	46,314,598	3,975,466,668
第114計算期間	16,888,720	40,103,564	3,952,251,824
第115計算期間	74,526,922	58,812,885	3,967,965,861
第116計算期間	16,156,811	60,704,873	3,923,417,799
第117計算期間	8,380,463	26,355,114	3,905,443,148
第118計算期間	12,469,917	60,486,057	3,857,427,008
第119計算期間	8,071,795	233,182,324	3,632,316,479
第120計算期間	6,974,642	93,365,114	3,545,926,007
第121計算期間	11,270,469	60,289,071	3,496,907,405
第122計算期間	11,040,054	11,890,477	3,496,056,982
第123計算期間	4,134,186	24,023,284	3,476,167,884
第124計算期間	19,361,021	53,589,892	3,441,939,013
第125計算期間	5,300,281	165,505,534	3,281,733,760
第126計算期間	5,135,031	14,512,759	3,272,356,032
第127計算期間	31,800,002	82,011,632	3,222,144,402
第128計算期間	6,094,792	38,467,588	3,189,771,606
第129計算期間	18,582,000	23,186,338	3,185,167,268
第130計算期間	7,621,601	132,885,587	3,059,903,282
第131計算期間	9,264,420	102,509,591	2,966,658,111
第132計算期間	18,446,723	21,977,835	2,963,126,999

第133計算期間	9,358,900	68,501,918	2,903,983,981
第134計算期間	14,851,540	93,181,447	2,825,654,074
第135計算期間	15,621,743	15,037,235	2,826,238,582
第136計算期間	18,262,335	71,324,206	2,773,176,711
第137計算期間	53,606,475	35,673,559	2,791,109,627
第138計算期間	35,533,907	21,918,430	2,804,725,104
第139計算期間	63,751,223	90,234,913	2,778,241,414
第140計算期間	23,930,376	23,577,630	2,778,594,160
第141計算期間	24,481,640	5,709,009	2,797,366,791
第142計算期間	57,342,229	34,163,780	2,820,545,240

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 9月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,568,412,105	98.21
親投資信託受益証券	日本	772,000	0.05
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	27,769,827	1.74
純資産総額		1,596,953,932	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

令和 4年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ ファンド（AUDクラス）	1,964,690,098	0.82	1,624,798,711	0.7983	1,568,412,105	98.21
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	769,078	1.0038	772,000	1.0038	772,000	0.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

投資信託受益証券	98.21
親投資信託受益証券	0.05
合計	98.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第23計算期間末日（平成24年10月24日）	18,255,522,497	18,502,772,158	9,598	9,728
第24計算期間末日（平成24年11月26日）	18,366,211,481	18,608,001,737	9,875	10,005
第25計算期間末日（平成24年12月25日）	17,359,915,586	17,579,654,122	10,270	10,400
第26計算期間末日（平成25年 1月24日）	17,871,014,893	18,081,949,333	11,014	11,144
第27計算期間末日（平成25年 2月25日）	17,361,680,937	17,563,218,818	11,199	11,329
第28計算期間末日（平成25年 3月25日）	16,718,213,478	16,907,852,254	11,461	11,591
第29計算期間末日（平成25年 4月24日）	16,123,081,618	16,300,076,919	11,842	11,972
第30計算期間末日（平成25年 5月24日）	14,569,843,563	14,734,641,463	11,493	11,623
第31計算期間末日（平成25年 6月24日）	11,160,146,373	11,304,775,448	10,031	10,161
第32計算期間末日（平成25年 7月24日）	11,377,681,698	11,519,431,716	10,435	10,565
第33計算期間末日（平成25年 8月26日）	10,541,464,169	10,681,707,717	9,772	9,902
第34計算期間末日（平成25年 9月24日）	11,129,198,738	11,269,504,200	10,312	10,442
第35計算期間末日（平成25年10月24日）	11,100,420,020	11,239,578,153	10,370	10,500
第36計算期間末日（平成25年11月25日）	10,803,048,056	10,940,735,567	10,200	10,330
第37計算期間末日（平成25年12月24日）	11,085,181,135	11,227,277,286	10,142	10,272
第38計算期間末日（平成26年 1月24日）	10,590,327,322	10,729,584,522	9,886	10,016
第39計算期間末日（平成26年 2月24日）	10,754,815,819	10,894,223,762	10,029	10,159
第40計算期間末日（平成26年 3月24日）	10,705,809,337	10,844,834,920	10,011	10,141
第41計算期間末日（平成26年 4月24日）	11,295,222,290	11,438,743,232	10,231	10,361
第42計算期間末日（平成26年 5月26日）	11,407,610,827	11,554,993,718	10,062	10,192
第43計算期間末日（平成26年 6月24日）	11,768,659,981	11,917,979,451	10,246	10,376

第44計算期間末日	(平成26年 7月24日)	11,560,625,082	11,710,117,346	10,053	10,183
第45計算期間末日	(平成26年 8月25日)	11,568,589,065	11,717,851,369	10,076	10,206
第46計算期間末日	(平成26年 9月24日)	10,865,788,144	11,009,199,829	9,850	9,980
第47計算期間末日	(平成26年10月24日)	10,161,632,710	10,300,071,667	9,542	9,672
第48計算期間末日	(平成26年11月25日)	9,704,949,864	9,829,978,272	10,091	10,221
第49計算期間末日	(平成26年12月24日)	8,905,547,822	9,028,723,407	9,399	9,529
第50計算期間末日	(平成27年 1月26日)	8,613,468,825	8,738,819,993	8,933	9,063
第51計算期間末日	(平成27年 2月24日)	8,388,149,278	8,510,733,265	8,896	9,026
第52計算期間末日	(平成27年 3月24日)	8,504,296,860	8,628,500,483	8,901	9,031
第53計算期間末日	(平成27年 4月24日)	8,419,434,543	8,500,655,612	8,811	8,896
第54計算期間末日	(平成27年 5月25日)	7,991,035,588	8,066,982,263	8,944	9,029
第55計算期間末日	(平成27年 6月24日)	7,545,464,967	7,617,534,489	8,899	8,984
第56計算期間末日	(平成27年 7月24日)	6,833,022,584	6,903,474,983	8,244	8,329
第57計算期間末日	(平成27年 8月24日)	6,217,853,997	6,284,594,580	7,919	8,004
第58計算期間末日	(平成27年 9月24日)	5,821,145,722	5,886,464,477	7,575	7,660
第59計算期間末日	(平成27年10月26日)	5,690,792,230	5,754,732,215	7,565	7,650
第60計算期間末日	(平成27年11月24日)	5,356,777,781	5,418,810,888	7,340	7,425
第61計算期間末日	(平成27年12月24日)	4,856,592,143	4,916,630,484	6,876	6,961
第62計算期間末日	(平成28年 1月25日)	4,372,489,971	4,431,136,148	6,337	6,422
第63計算期間末日	(平成28年 2月24日)	4,089,904,033	4,147,508,186	6,035	6,120
第64計算期間末日	(平成28年 3月24日)	4,459,026,256	4,516,417,244	6,604	6,689
第65計算期間末日	(平成28年 4月25日)	4,727,307,289	4,786,368,248	6,803	6,888
第66計算期間末日	(平成28年 5月24日)	4,427,348,214	4,487,744,907	6,231	6,316
第67計算期間末日	(平成28年 6月24日)	4,650,494,964	4,712,487,867	6,376	6,461
第68計算期間末日	(平成28年 7月25日)	4,742,688,335	4,791,201,437	6,354	6,419
第69計算期間末日	(平成28年 8月24日)	4,710,128,446	4,759,686,612	6,178	6,243
第70計算期間末日	(平成28年 9月26日)	4,746,918,107	4,796,827,436	6,182	6,247
第71計算期間末日	(平成28年10月24日)	4,817,873,294	4,867,198,950	6,349	6,414
第72計算期間末日	(平成28年11月24日)	4,911,633,808	4,961,377,580	6,418	6,483
第73計算期間末日	(平成28年12月26日)	5,003,543,415	5,052,387,786	6,659	6,724
第74計算期間末日	(平成29年 1月24日)	4,913,743,404	4,961,027,136	6,755	6,820
第75計算期間末日	(平成29年 2月24日)	4,851,752,196	4,897,396,654	6,909	6,974
第76計算期間末日	(平成29年 3月24日)	4,522,382,800	4,567,011,726	6,587	6,652
第77計算期間末日	(平成29年 4月24日)	4,348,149,728	4,392,186,128	6,418	6,483
第78計算期間末日	(平成29年 5月24日)	4,385,622,858	4,429,195,193	6,542	6,607
第79計算期間末日	(平成29年 6月26日)	4,351,037,604	4,394,171,205	6,557	6,622
第80計算期間末日	(平成29年 7月24日)	4,436,747,319	4,478,802,975	6,857	6,922
第81計算期間末日	(平成29年 8月24日)	4,174,333,255	4,215,442,072	6,600	6,665
第82計算期間末日	(平成29年 9月25日)	4,238,575,830	4,278,834,464	6,843	6,908
第83計算期間末日	(平成29年10月24日)	4,175,814,023	4,215,844,535	6,781	6,846
第84計算期間末日	(平成29年11月24日)	3,874,414,452	3,901,651,436	6,401	6,446
第85計算期間末日	(平成29年12月25日)	3,939,812,762	3,966,695,599	6,595	6,640

第86計算期間末日	(平成30年 1月24日)	3,975,342,590	4,002,191,100	6,663	6,708
第87計算期間末日	(平成30年 2月26日)	3,650,696,354	3,677,230,426	6,191	6,236
第88計算期間末日	(平成30年 3月26日)	3,438,834,658	3,465,160,029	5,878	5,923
第89計算期間末日	(平成30年 4月24日)	3,480,711,187	3,506,607,517	6,048	6,093
第90計算期間末日	(平成30年 5月24日)	3,296,684,578	3,321,280,761	6,031	6,076
第91計算期間末日	(平成30年 6月25日)	3,158,125,454	3,182,009,384	5,950	5,995
第92計算期間末日	(平成30年 7月24日)	3,085,220,648	3,108,646,569	5,927	5,972
第93計算期間末日	(平成30年 8月24日)	2,973,505,866	2,996,482,050	5,824	5,869
第94計算期間末日	(平成30年 9月25日)	2,988,085,420	3,010,854,225	5,906	5,951
第95計算期間末日	(平成30年10月24日)	2,866,030,422	2,881,288,996	5,635	5,665
第96計算期間末日	(平成30年11月26日)	2,860,404,092	2,875,449,087	5,704	5,734
第97計算期間末日	(平成30年12月25日)	2,610,188,778	2,625,068,105	5,263	5,293
第98計算期間末日	(平成31年 1月24日)	2,659,210,364	2,673,941,466	5,416	5,446
第99計算期間末日	(平成31年 2月25日)	2,622,639,148	2,636,890,096	5,521	5,551
第100計算期間末日	(平成31年 3月25日)	2,573,812,039	2,587,964,587	5,456	5,486
第101計算期間末日	(平成31年 4月24日)	2,672,979,532	2,687,236,275	5,625	5,655
第102計算期間末日	(令和 1年 5月24日)	2,502,602,737	2,516,807,172	5,286	5,316
第103計算期間末日	(令和 1年 6月24日)	2,494,190,082	2,508,393,250	5,268	5,298
第104計算期間末日	(令和 1年 7月24日)	2,514,676,547	2,528,853,490	5,321	5,351
第105計算期間末日	(令和 1年 8月26日)	2,336,052,123	2,350,142,708	4,974	5,004
第106計算期間末日	(令和 1年 9月24日)	2,436,732,016	2,451,029,169	5,113	5,143
第107計算期間末日	(令和 1年10月24日)	2,453,447,004	2,467,647,349	5,183	5,213
第108計算期間末日	(令和 1年11月25日)	2,384,816,023	2,398,899,698	5,080	5,110
第109計算期間末日	(令和 1年12月24日)	2,443,267,826	2,457,072,371	5,310	5,340
第110計算期間末日	(令和 2年 1月24日)	2,388,928,768	2,402,628,209	5,231	5,261
第111計算期間末日	(令和 2年 2月25日)	2,343,082,315	2,356,641,230	5,184	5,214
第112計算期間末日	(令和 2年 3月24日)	1,539,746,145	1,553,018,827	3,480	3,510
第113計算期間末日	(令和 2年 4月24日)	1,826,796,422	1,839,973,096	4,159	4,189
第114計算期間末日	(令和 2年 5月25日)	1,902,305,773	1,915,350,484	4,375	4,405
第115計算期間末日	(令和 2年 6月24日)	2,042,677,356	2,055,669,721	4,717	4,747
第116計算期間末日	(令和 2年 7月27日)	2,128,431,632	2,141,333,644	4,949	4,979
第117計算期間末日	(令和 2年 8月24日)	2,090,334,838	2,103,073,855	4,923	4,953
第118計算期間末日	(令和 2年 9月24日)	2,036,647,026	2,049,289,790	4,833	4,863
第119計算期間末日	(令和 2年10月26日)	2,055,535,779	2,068,094,504	4,910	4,940
第120計算期間末日	(令和 2年11月24日)	2,112,528,765	2,125,030,979	5,069	5,099
第121計算期間末日	(令和 2年12月24日)	2,200,234,151	2,212,650,702	5,316	5,346
第122計算期間末日	(令和 3年 1月25日)	2,254,090,170	2,260,266,036	5,475	5,490
第123計算期間末日	(令和 3年 2月24日)	2,288,978,299	2,294,957,297	5,743	5,758
第124計算期間末日	(令和 3年 3月24日)	2,222,707,036	2,228,554,507	5,702	5,717
第125計算期間末日	(令和 3年 4月26日)	2,255,807,074	2,261,576,205	5,865	5,880
第126計算期間末日	(令和 3年 5月24日)	2,233,368,104	2,239,055,557	5,890	5,905
第127計算期間末日	(令和 3年 6月24日)	2,235,834,626	2,241,474,810	5,946	5,961

第128計算期間末日	(令和 3年 7月26日)	2,152,749,273	2,158,359,481	5,756	5,771
第129計算期間末日	(令和 3年 8月24日)	2,040,518,745	2,046,004,406	5,580	5,595
第130計算期間末日	(令和 3年 9月24日)	2,081,328,284	2,086,773,718	5,733	5,748
第131計算期間末日	(令和 3年10月25日)	2,096,680,327	2,101,870,765	6,059	6,074
第132計算期間末日	(令和 3年11月24日)	1,991,354,175	1,996,411,524	5,906	5,921
第133計算期間末日	(令和 3年12月24日)	1,992,530,423	1,997,559,564	5,943	5,958
第134計算期間末日	(令和 4年 1月24日)	1,909,245,972	1,914,217,621	5,760	5,775
第135計算期間末日	(令和 4年 2月24日)	1,876,842,078	1,881,775,284	5,707	5,722
第136計算期間末日	(令和 4年 3月24日)	1,950,220,586	1,954,959,457	6,173	6,188
第137計算期間末日	(令和 4年 4月25日)	1,860,312,324	1,864,820,723	6,189	6,204
第138計算期間末日	(令和 4年 5月24日)	1,719,595,370	1,724,034,626	5,810	5,825
第139計算期間末日	(令和 4年 6月24日)	1,692,873,923	1,697,275,053	5,770	5,785
第140計算期間末日	(令和 4年 7月25日)	1,759,620,582	1,764,015,832	6,005	6,020
第141計算期間末日	(令和 4年 8月24日)	1,750,829,202	1,755,168,907	6,052	6,067
第142計算期間末日	(令和 4年 9月26日)	1,658,518,469	1,662,784,623	5,831	5,846
令和 3年 9月末日		2,096,260,101	—	5,772	—
10月末日		2,111,421,390	—	6,125	—
11月末日		1,931,116,702	—	5,737	—
12月末日		2,006,865,474	—	5,987	—
令和 4年 1月末日		1,864,510,102	—	5,631	—
2月末日		1,891,706,090	—	5,776	—
3月末日		1,971,804,647	—	6,251	—
4月末日		1,825,756,311	—	6,072	—
5月末日		1,774,455,877	—	5,995	—
6月末日		1,691,451,817	—	5,764	—
7月末日		1,761,429,898	—	6,022	—
8月末日		1,733,709,462	—	5,994	—
9月末日		1,596,953,932	—	5,633	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第23計算期間	130円
第24計算期間	130円
第25計算期間	130円
第26計算期間	130円
第27計算期間	130円
第28計算期間	130円
第29計算期間	130円
第30計算期間	130円
第31計算期間	130円

第32計算期間	130円
第33計算期間	130円
第34計算期間	130円
第35計算期間	130円
第36計算期間	130円
第37計算期間	130円
第38計算期間	130円
第39計算期間	130円
第40計算期間	130円
第41計算期間	130円
第42計算期間	130円
第43計算期間	130円
第44計算期間	130円
第45計算期間	130円
第46計算期間	130円
第47計算期間	130円
第48計算期間	130円
第49計算期間	130円
第50計算期間	130円
第51計算期間	130円
第52計算期間	130円
第53計算期間	85円
第54計算期間	85円
第55計算期間	85円
第56計算期間	85円
第57計算期間	85円
第58計算期間	85円
第59計算期間	85円
第60計算期間	85円
第61計算期間	85円
第62計算期間	85円
第63計算期間	85円
第64計算期間	85円
第65計算期間	85円
第66計算期間	85円
第67計算期間	85円
第68計算期間	65円
第69計算期間	65円
第70計算期間	65円
第71計算期間	65円
第72計算期間	65円
第73計算期間	65円

第74計算期間	65円
第75計算期間	65円
第76計算期間	65円
第77計算期間	65円
第78計算期間	65円
第79計算期間	65円
第80計算期間	65円
第81計算期間	65円
第82計算期間	65円
第83計算期間	65円
第84計算期間	45円
第85計算期間	45円
第86計算期間	45円
第87計算期間	45円
第88計算期間	45円
第89計算期間	45円
第90計算期間	45円
第91計算期間	45円
第92計算期間	45円
第93計算期間	45円
第94計算期間	45円
第95計算期間	30円
第96計算期間	30円
第97計算期間	30円
第98計算期間	30円
第99計算期間	30円
第100計算期間	30円
第101計算期間	30円
第102計算期間	30円
第103計算期間	30円
第104計算期間	30円
第105計算期間	30円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	30円
第110計算期間	30円
第111計算期間	30円
第112計算期間	30円
第113計算期間	30円
第114計算期間	30円
第115計算期間	30円

第116計算期間	30円
第117計算期間	30円
第118計算期間	30円
第119計算期間	30円
第120計算期間	30円
第121計算期間	30円
第122計算期間	15円
第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円
第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第23計算期間	0.85
第24計算期間	4.24
第25計算期間	5.31
第26計算期間	8.51
第27計算期間	2.85
第28計算期間	3.50
第29計算期間	4.45
第30計算期間	△1.84
第31計算期間	△11.58
第32計算期間	5.32

第33計算期間	△5.10
第34計算期間	6.85
第35計算期間	1.82
第36計算期間	△0.38
第37計算期間	0.70
第38計算期間	△1.24
第39計算期間	2.76
第40計算期間	1.11
第41計算期間	3.49
第42計算期間	△0.38
第43計算期間	3.12
第44計算期間	△0.61
第45計算期間	1.52
第46計算期間	△0.95
第47計算期間	△1.80
第48計算期間	7.11
第49計算期間	△5.56
第50計算期間	△3.57
第51計算期間	1.04
第52計算期間	1.51
第53計算期間	△0.05
第54計算期間	2.47
第55計算期間	0.44
第56計算期間	△6.40
第57計算期間	△2.91
第58計算期間	△3.27
第59計算期間	0.99
第60計算期間	△1.85
第61計算期間	△5.16
第62計算期間	△6.60
第63計算期間	△3.42
第64計算期間	10.83
第65計算期間	4.30
第66計算期間	△7.15
第67計算期間	3.69
第68計算期間	0.67
第69計算期間	△1.74
第70計算期間	1.11
第71計算期間	3.75
第72計算期間	2.11
第73計算期間	4.76
第74計算期間	2.41

第75計算期間	3.24
第76計算期間	△3.71
第77計算期間	△1.57
第78計算期間	2.94
第79計算期間	1.22
第80計算期間	5.56
第81計算期間	△2.80
第82計算期間	4.66
第83計算期間	0.04
第84計算期間	△4.94
第85計算期間	3.73
第86計算期間	1.71
第87計算期間	△6.40
第88計算期間	△4.32
第89計算期間	3.65
第90計算期間	0.46
第91計算期間	△0.59
第92計算期間	0.36
第93計算期間	△0.97
第94計算期間	2.18
第95計算期間	△4.08
第96計算期間	1.75
第97計算期間	△7.20
第98計算期間	3.47
第99計算期間	2.49
第100計算期間	△0.63
第101計算期間	3.64
第102計算期間	△5.49
第103計算期間	0.22
第104計算期間	1.57
第105計算期間	△5.95
第106計算期間	3.39
第107計算期間	1.95
第108計算期間	△1.40
第109計算期間	5.11
第110計算期間	△0.92
第111計算期間	△0.32
第112計算期間	△32.29
第113計算期間	20.37
第114計算期間	5.91
第115計算期間	8.50
第116計算期間	5.55

第117計算期間	0.08
第118計算期間	△1.21
第119計算期間	2.21
第120計算期間	3.84
第121計算期間	5.46
第122計算期間	3.27
第123計算期間	5.16
第124計算期間	△0.45
第125計算期間	3.12
第126計算期間	0.68
第127計算期間	1.20
第128計算期間	△2.94
第129計算期間	△2.79
第130計算期間	3.01
第131計算期間	5.94
第132計算期間	△2.27
第133計算期間	0.88
第134計算期間	△2.82
第135計算期間	△0.65
第136計算期間	8.42
第137計算期間	0.50
第138計算期間	△5.88
第139計算期間	△0.43
第140計算期間	4.33
第141計算期間	1.03
第142計算期間	△3.40

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第23計算期間	1,563,314,649	1,606,294,180	19,019,204,718
第24計算期間	996,394,534	1,416,348,734	18,599,250,518
第25計算期間	1,159,721,199	2,856,007,405	16,902,964,312
第26計算期間	825,576,990	1,502,815,108	16,225,726,194
第27計算期間	893,899,703	1,616,711,946	15,502,913,951
第28計算期間	520,223,310	1,435,539,086	14,587,598,175
第29計算期間	550,039,951	1,522,614,919	13,615,023,207
第30計算期間	518,655,785	1,456,917,387	12,676,761,605
第31計算期間	456,789,309	2,008,237,404	11,125,313,510
第32計算期間	720,392,424	941,858,319	10,903,847,615

第33計算期間	705,507,952	821,390,335	10,787,965,232
第34計算期間	528,141,118	523,378,443	10,792,727,907
第35計算期間	412,414,417	500,670,532	10,704,471,792
第36計算期間	524,298,295	637,423,045	10,591,347,042
第37計算期間	894,802,510	555,676,323	10,930,473,229
第38計算期間	351,716,303	570,097,204	10,712,092,328
第39計算期間	484,718,285	473,122,631	10,723,687,982
第40計算期間	694,051,453	723,463,800	10,694,275,635
第41計算期間	845,953,180	500,156,320	11,040,072,495
第42計算期間	800,124,606	503,051,591	11,337,145,510
第43計算期間	543,148,331	394,180,703	11,486,113,138
第44計算期間	440,048,691	426,756,859	11,499,404,970
第45計算期間	306,851,267	324,540,499	11,481,715,738
第46計算期間	199,661,268	649,708,899	11,031,668,107
第47計算期間	316,667,586	699,185,085	10,649,150,608
第48計算期間	309,596,605	1,341,177,301	9,617,569,912
第49計算期間	364,606,712	507,131,614	9,475,045,010
第50計算期間	444,372,894	277,020,309	9,642,397,595
第51計算期間	246,899,436	459,759,511	9,429,537,520
第52計算期間	518,820,177	394,232,850	9,554,124,847
第53計算期間	364,467,374	363,172,276	9,555,419,945
第54計算期間	70,020,007	690,536,937	8,934,903,015
第55計算期間	133,474,661	589,610,338	8,478,767,338
第56計算期間	70,167,034	260,416,789	8,288,517,583
第57計算期間	27,848,396	464,532,601	7,851,833,378
第58計算期間	115,274,591	282,548,513	7,684,559,456
第59計算期間	16,106,985	178,315,182	7,522,351,259
第60計算期間	62,140,108	286,478,711	7,298,012,656
第61計算期間	12,214,202	246,892,559	7,063,334,299
第62計算期間	11,481,293	175,265,258	6,899,550,334
第63計算期間	11,767,097	134,358,148	6,776,959,283
第64計算期間	47,284,923	72,363,208	6,751,880,998
第65計算期間	310,739,636	114,272,414	6,948,348,220
第66計算期間	255,928,740	98,783,631	7,105,493,329
第67計算期間	296,370,529	108,581,134	7,293,282,724
第68計算期間	261,064,211	90,792,779	7,463,554,156
第69計算期間	420,784,394	260,005,223	7,624,333,327
第70計算期間	240,892,415	186,867,369	7,678,358,373
第71計算期間	75,652,794	165,448,680	7,588,562,487
第72計算期間	165,984,349	101,658,776	7,652,888,060
第73計算期間	174,930,947	313,300,372	7,514,518,635
第74計算期間	60,364,460	300,462,699	7,274,420,396

第75計算期間	89,484,742	341,680,724	7,022,224,414
第76計算期間	75,972,540	232,208,281	6,865,988,673
第77計算期間	117,581,914	208,739,751	6,774,830,836
第78計算期間	88,265,973	159,660,568	6,703,436,241
第79計算期間	74,538,018	142,035,621	6,635,938,638
第80計算期間	73,121,472	238,959,132	6,470,100,978
第81計算期間	93,419,317	239,086,841	6,324,433,454
第82計算期間	31,649,915	162,447,362	6,193,636,007
第83計算期間	109,191,811	144,287,485	6,158,540,333
第84計算期間	38,956,660	144,833,801	6,052,663,192
第85計算期間	99,095,723	177,794,951	5,973,963,964
第86計算期間	75,736,365	83,364,745	5,966,335,584
第87計算期間	42,842,863	112,717,923	5,896,460,524
第88計算期間	18,655,173	65,033,130	5,850,082,567
第89計算期間	11,326,953	106,669,430	5,754,740,090
第90計算期間	8,070,279	296,991,866	5,465,818,503
第91計算期間	14,687,734	172,966,094	5,307,540,143
第92計算期間	38,386,158	140,165,928	5,205,760,373
第93計算期間	6,183,141	106,124,846	5,105,818,668
第94計算期間	19,403,949	65,488,010	5,059,734,607
第95計算期間	64,197,208	37,740,399	5,086,191,416
第96計算期間	125,694,710	196,887,605	5,014,998,521
第97計算期間	4,247,405	59,469,930	4,959,775,996
第98計算期間	4,520,661	53,929,123	4,910,367,534
第99計算期間	66,419,968	226,471,359	4,750,316,143
第100計算期間	4,215,980	37,016,091	4,717,516,032
第101計算期間	93,457,213	58,725,502	4,752,247,743
第102計算期間	23,372,611	40,808,517	4,734,811,837
第103計算期間	41,483,366	41,905,543	4,734,389,660
第104計算期間	22,560,428	31,302,193	4,725,647,895
第105計算期間	5,155,136	33,941,249	4,696,861,782
第106計算期間	89,950,887	21,094,845	4,765,717,824
第107計算期間	5,108,853	37,378,076	4,733,448,601
第108計算期間	4,880,051	43,770,300	4,694,558,352
第109計算期間	8,812,684	101,855,889	4,601,515,147
第110計算期間	4,530,298	39,565,106	4,566,480,339
第111計算期間	4,675,389	51,517,103	4,519,638,625
第112計算期間	4,691,088	100,102,346	4,424,227,367
第113計算期間	6,812,605	38,815,162	4,392,224,810
第114計算期間	5,578,298	49,565,807	4,348,237,301
第115計算期間	5,970,274	23,419,158	4,330,788,417
第116計算期間	5,002,001	35,119,714	4,300,670,704

第117計算期間	6,593,347	60,925,048	4,246,339,003
第118計算期間	6,557,373	38,641,661	4,214,254,715
第119計算期間	4,647,859	32,660,620	4,186,241,954
第120計算期間	5,113,789	23,950,895	4,167,404,848
第121計算期間	4,596,936	33,151,359	4,138,850,425
第122計算期間	6,006,801	27,612,761	4,117,244,465
第123計算期間	2,483,364	133,729,060	3,985,998,769
第124計算期間	3,966,798	91,651,390	3,898,314,177
第125計算期間	18,738,338	70,964,568	3,846,087,947
第126計算期間	3,991,244	58,443,846	3,791,635,345
第127計算期間	3,589,244	35,101,266	3,760,123,323
第128計算期間	3,061,238	23,045,495	3,740,139,066
第129計算期間	1,583,662	84,615,002	3,657,107,726
第130計算期間	1,635,688	28,453,952	3,630,289,462
第131計算期間	4,390,181	174,387,397	3,460,292,246
第132計算期間	1,692,465	90,418,180	3,371,566,531
第133計算期間	1,506,532	20,311,776	3,352,761,287
第134計算期間	1,626,257	39,954,428	3,314,433,116
第135計算期間	1,596,587	27,225,203	3,288,804,500
第136計算期間	1,981,431	131,538,077	3,159,247,854
第137計算期間	4,806,136	158,454,073	3,005,599,917
第138計算期間	1,575,710	47,671,085	2,959,504,542
第139計算期間	1,630,410	27,048,160	2,934,086,792
第140計算期間	1,491,473	5,411,010	2,930,167,255
第141計算期間	1,669,031	38,699,380	2,893,136,906
第142計算期間	1,447,894	50,481,714	2,844,103,086

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,115,598,455	99.21
親投資信託受益証券	日本	220,982	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	16,707,187	0.78
純資産総額		2,132,526,624	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4年 9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	U S ・ハイ・イールド・ボンド・ ファンド（BRLクラス）	5,805,703,774	0.38	2,257,838,197	0.3644	2,115,598,455	99.21
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	220,146	1.0038	220,982	1.0038	220,982	0.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 9月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.21
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第23計算期間末日（平成24年10月24日）	53,152,278,296	53,896,457,807	7,142	7,242
第24計算期間末日（平成24年11月26日）	49,327,513,119	50,028,794,421	7,034	7,134
第25計算期間末日（平成24年12月25日）	51,640,920,531	52,342,813,069	7,357	7,457
第26計算期間末日（平成25年 1月24日）	55,957,736,576	56,661,477,731	7,951	8,051
第27計算期間末日（平成25年 2月25日）	56,752,333,490	57,150,396,381	8,554	8,614

第28計算期間末日	(平成25年 3月25日)	40,440,458,618	40,724,488,364	8,543	8,603
第29計算期間末日	(平成25年 4月24日)	36,764,060,039	37,010,084,075	8,966	9,026
第30計算期間末日	(平成25年 5月24日)	34,685,992,821	34,914,579,327	9,104	9,164
第31計算期間末日	(平成25年 6月24日)	26,715,997,221	26,923,980,992	7,707	7,767
第32計算期間末日	(平成25年 7月24日)	23,461,027,499	23,634,481,120	8,115	8,175
第33計算期間末日	(平成25年 8月26日)	20,043,203,944	20,204,633,921	7,450	7,510
第34計算期間末日	(平成25年 9月24日)	20,970,179,454	21,125,734,783	8,089	8,149
第35計算期間末日	(平成25年10月24日)	20,294,594,375	20,444,480,168	8,124	8,184
第36計算期間末日	(平成25年11月25日)	20,055,849,062	20,203,456,783	8,152	8,212
第37計算期間末日	(平成25年12月24日)	18,236,309,450	18,372,524,128	8,033	8,093
第38計算期間末日	(平成26年 1月24日)	17,726,537,333	17,859,277,022	8,013	8,073
第39計算期間末日	(平成26年 2月24日)	17,555,263,050	17,683,944,541	8,185	8,245
第40計算期間末日	(平成26年 3月24日)	16,960,393,875	17,083,106,350	8,293	8,353
第41計算期間末日	(平成26年 4月24日)	16,291,396,584	16,403,648,870	8,708	8,768
第42計算期間末日	(平成26年 5月26日)	15,464,715,634	15,570,983,637	8,732	8,792
第43計算期間末日	(平成26年 6月24日)	14,861,886,461	14,962,684,123	8,847	8,907
第44計算期間末日	(平成26年 7月24日)	13,998,114,652	14,094,247,652	8,737	8,797
第45計算期間末日	(平成26年 8月25日)	13,350,702,111	13,441,967,724	8,777	8,837
第46計算期間末日	(平成26年 9月24日)	12,686,026,664	12,773,785,032	8,673	8,733
第47計算期間末日	(平成26年10月24日)	11,813,721,230	11,899,530,645	8,260	8,320
第48計算期間末日	(平成26年11月25日)	12,469,800,424	12,554,246,496	8,860	8,920
第49計算期間末日	(平成26年12月24日)	11,612,769,589	11,695,535,774	8,418	8,478
第50計算期間末日	(平成27年 1月26日)	11,408,367,161	11,488,177,975	8,577	8,637
第51計算期間末日	(平成27年 2月24日)	10,286,750,581	10,365,001,513	7,888	7,948
第52計算期間末日	(平成27年 3月24日)	9,317,206,393	9,394,261,568	7,255	7,315
第53計算期間末日	(平成27年 4月24日)	10,197,211,226	10,276,280,880	7,738	7,798
第54計算期間末日	(平成27年 5月25日)	9,974,627,006	10,053,315,634	7,606	7,666
第55計算期間末日	(平成27年 6月24日)	10,095,107,296	10,173,200,970	7,756	7,816
第56計算期間末日	(平成27年 7月24日)	9,121,471,015	9,198,099,565	7,142	7,202
第57計算期間末日	(平成27年 8月24日)	8,096,262,804	8,170,282,646	6,563	6,623
第58計算期間末日	(平成27年 9月24日)	6,954,558,819	7,027,399,345	5,729	5,789
第59計算期間末日	(平成27年10月26日)	6,859,026,002	6,929,083,149	5,874	5,934
第60計算期間末日	(平成27年11月24日)	6,739,290,352	6,807,040,040	5,968	6,028
第61計算期間末日	(平成27年12月24日)	5,590,271,730	5,653,820,098	5,278	5,338
第62計算期間末日	(平成28年 1月25日)	5,182,709,028	5,245,738,563	4,934	4,994
第63計算期間末日	(平成28年 2月24日)	4,872,843,412	4,934,353,730	4,753	4,813
第64計算期間末日	(平成28年 3月24日)	5,512,633,923	5,573,665,676	5,419	5,479
第65計算期間末日	(平成28年 4月25日)	5,747,318,289	5,808,434,387	5,642	5,702
第66計算期間末日	(平成28年 5月24日)	5,600,198,403	5,660,772,461	5,547	5,607
第67計算期間末日	(平成28年 6月24日)	5,886,856,963	5,947,485,715	5,826	5,886
第68計算期間末日	(平成28年 7月25日)	6,104,058,907	6,163,989,783	6,111	6,171
第69計算期間末日	(平成28年 8月24日)	5,793,244,914	5,852,016,803	5,914	5,974

第70計算期間末日	（平成28年 9月26日）	6,179,488,675	6,241,807,595	5,950	6,010
第71計算期間末日	（平成28年10月24日）	7,051,064,450	7,117,869,932	6,333	6,393
第72計算期間末日	（平成28年11月24日）	7,501,870,844	7,573,916,237	6,248	6,308
第73計算期間末日	（平成28年12月26日）	8,851,858,127	8,929,542,386	6,837	6,897
第74計算期間末日	（平成29年 1月24日）	9,036,130,255	9,114,568,000	6,912	6,972
第75計算期間末日	（平成29年 2月24日）	9,885,683,136	9,967,746,734	7,228	7,288
第76計算期間末日	（平成29年 3月24日）	9,627,079,312	9,711,256,686	6,862	6,922
第77計算期間末日	（平成29年 4月24日）	9,368,649,820	9,451,428,003	6,791	6,851
第78計算期間末日	（平成29年 5月24日）	9,316,183,093	9,398,645,276	6,779	6,839
第79計算期間末日	（平成29年 6月26日）	8,849,741,758	8,929,987,004	6,617	6,677
第80計算期間末日	（平成29年 7月24日）	9,318,226,074	9,397,201,030	7,079	7,139
第81計算期間末日	（平成29年 8月24日）	8,849,563,656	8,926,954,315	6,861	6,921
第82計算期間末日	（平成29年 9月25日）	8,823,035,908	8,897,226,100	7,135	7,195
第83計算期間末日	（平成29年10月24日）	8,619,189,486	8,693,093,948	6,998	7,058
第84計算期間末日	（平成29年11月24日）	8,233,629,425	8,306,221,646	6,805	6,865
第85計算期間末日	（平成29年12月25日）	7,623,323,565	7,691,547,993	6,704	6,764
第86計算期間末日	（平成30年 1月24日）	7,464,935,125	7,531,353,932	6,744	6,804
第87計算期間末日	（平成30年 2月26日）	6,995,117,760	7,060,704,748	6,399	6,459
第88計算期間末日	（平成30年 3月26日）	6,470,638,701	6,534,899,877	6,042	6,102
第89計算期間末日	（平成30年 4月24日）	6,362,006,156	6,425,026,902	6,057	6,117
第90計算期間末日	（平成30年 5月24日）	5,948,995,244	6,010,727,500	5,782	5,842
第91計算期間末日	（平成30年 6月25日）	5,589,334,255	5,649,596,106	5,565	5,625
第92計算期間末日	（平成30年 7月24日）	5,475,557,476	5,534,421,824	5,581	5,641
第93計算期間末日	（平成30年 8月24日）	4,898,237,623	4,955,535,800	5,129	5,189
第94計算期間末日	（平成30年 9月25日）	4,943,778,001	5,000,181,894	5,259	5,319
第95計算期間末日	（平成30年10月24日）	5,223,302,743	5,260,325,472	5,643	5,683
第96計算期間末日	（平成30年11月26日）	4,839,135,553	4,874,716,784	5,440	5,480
第97計算期間末日	（平成30年12月25日）	4,422,833,072	4,457,874,139	5,049	5,089
第98計算期間末日	（平成31年 1月24日）	4,637,753,186	4,672,770,479	5,298	5,338
第99計算期間末日	（平成31年 2月25日）	4,754,304,799	4,789,330,780	5,429	5,469
第100計算期間末日	（平成31年 3月25日）	4,505,637,289	4,540,318,316	5,197	5,237
第101計算期間末日	（平成31年 4月24日）	4,557,845,839	4,592,145,560	5,315	5,355
第102計算期間末日	（令和 1年 5月24日）	4,231,761,454	4,265,747,100	4,981	5,021
第103計算期間末日	（令和 1年 6月24日）	4,395,907,421	4,429,504,486	5,234	5,274
第104計算期間末日	（令和 1年 7月24日）	4,436,644,559	4,470,084,137	5,307	5,347
第105計算期間末日	（令和 1年 8月26日）	3,907,096,999	3,940,206,772	4,720	4,760
第106計算期間末日	（令和 1年 9月24日）	3,968,079,600	4,001,088,234	4,809	4,849
第107計算期間末日	（令和 1年10月24日）	3,778,448,766	3,808,971,041	4,952	4,992
第108計算期間末日	（令和 1年11月25日）	3,543,708,625	3,573,805,634	4,710	4,750
第109計算期間末日	（令和 1年12月24日）	3,661,616,639	3,691,135,256	4,962	5,002
第110計算期間末日	（令和 2年 1月24日）	3,550,435,043	3,579,812,516	4,834	4,874
第111計算期間末日	（令和 2年 2月25日）	3,413,246,242	3,442,330,425	4,694	4,734

第112計算期間末日	(令和 2年 3月24日)	2,206,711,344	2,235,349,975	3,082	3,122
第113計算期間末日	(令和 2年 4月24日)	2,231,818,794	2,260,457,483	3,117	3,157
第114計算期間末日	(令和 2年 5月25日)	2,243,197,305	2,271,647,692	3,154	3,194
第115計算期間末日	(令和 2年 6月24日)	2,432,475,460	2,460,713,221	3,446	3,486
第116計算期間末日	(令和 2年 7月27日)	2,456,661,871	2,484,594,195	3,518	3,558
第117計算期間末日	(令和 2年 8月24日)	2,216,758,882	2,244,712,834	3,172	3,212
第118計算期間末日	(令和 2年 9月24日)	2,184,805,109	2,212,573,995	3,147	3,187
第119計算期間末日	(令和 2年10月26日)	2,143,605,475	2,171,034,468	3,126	3,166
第120計算期間末日	(令和 2年11月24日)	2,207,341,127	2,234,326,342	3,272	3,312
第121計算期間末日	(令和 2年12月24日)	2,269,134,313	2,295,777,765	3,407	3,447
第122計算期間末日	(令和 3年 1月25日)	2,168,574,416	2,181,810,343	3,277	3,297
第123計算期間末日	(令和 3年 2月24日)	2,159,537,456	2,172,436,273	3,348	3,368
第124計算期間末日	(令和 3年 3月24日)	2,153,556,760	2,166,195,804	3,408	3,428
第125計算期間末日	(令和 3年 4月26日)	2,121,564,391	2,133,862,851	3,450	3,470
第126計算期間末日	(令和 3年 5月24日)	2,152,315,551	2,164,393,522	3,564	3,584
第127計算期間末日	(令和 3年 6月24日)	2,376,940,932	2,388,952,890	3,958	3,978
第128計算期間末日	(令和 3年 7月26日)	2,240,002,702	2,251,885,335	3,770	3,790
第129計算期間末日	(令和 3年 8月24日)	2,121,982,314	2,133,775,151	3,599	3,619
第130計算期間末日	(令和 3年 9月24日)	2,168,591,028	2,180,189,277	3,740	3,760
第131計算期間末日	(令和 3年10月25日)	2,084,877,641	2,096,401,204	3,618	3,638
第132計算期間末日	(令和 3年11月24日)	2,102,507,753	2,113,946,037	3,676	3,696
第133計算期間末日	(令和 3年12月24日)	2,038,735,328	2,049,906,229	3,650	3,670
第134計算期間末日	(令和 4年 1月24日)	2,076,286,984	2,087,413,988	3,732	3,752
第135計算期間末日	(令和 4年 2月24日)	2,196,271,587	2,207,306,021	3,981	4,001
第136計算期間末日	(令和 4年 3月24日)	2,366,291,029	2,377,178,426	4,347	4,367
第137計算期間末日	(令和 4年 4月25日)	2,428,412,609	2,439,013,135	4,582	4,602
第138計算期間末日	(令和 4年 5月24日)	2,280,276,781	2,290,602,144	4,417	4,437
第139計算期間末日	(令和 4年 6月24日)	2,136,030,651	2,146,233,590	4,187	4,207
第140計算期間末日	(令和 4年 7月25日)	2,111,647,263	2,121,784,028	4,166	4,186
第141計算期間末日	(令和 4年 8月24日)	2,281,916,857	2,291,956,566	4,546	4,566
第142計算期間末日	(令和 4年 9月26日)	2,282,744,788	2,292,705,769	4,583	4,603
	令和 3年 9月末日	2,153,536,853	—	3,715	—
	10月末日	2,094,261,320	—	3,630	—
	11月末日	2,063,482,367	—	3,611	—
	12月末日	2,051,882,805	—	3,669	—
	令和 4年 1月末日	2,112,298,687	—	3,800	—
	2月末日	2,183,009,048	—	3,951	—
	3月末日	2,423,783,119	—	4,458	—
	4月末日	2,323,948,939	—	4,426	—
	5月末日	2,369,131,665	—	4,592	—
	6月末日	2,160,808,887	—	4,234	—
	7月末日	2,223,708,442	—	4,409	—

8月末日	2,279,857,061	—	4,543	—
9月末日	2,132,526,624	—	4,296	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第23計算期間	100円
第24計算期間	100円
第25計算期間	100円
第26計算期間	100円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円
第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円
第39計算期間	60円
第40計算期間	60円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円
第49計算期間	60円
第50計算期間	60円
第51計算期間	60円
第52計算期間	60円
第53計算期間	60円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円

第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	60円
第75計算期間	60円
第76計算期間	60円
第77計算期間	60円
第78計算期間	60円
第79計算期間	60円
第80計算期間	60円
第81計算期間	60円
第82計算期間	60円
第83計算期間	60円
第84計算期間	60円
第85計算期間	60円
第86計算期間	60円
第87計算期間	60円
第88計算期間	60円
第89計算期間	60円
第90計算期間	60円
第91計算期間	60円
第92計算期間	60円
第93計算期間	60円
第94計算期間	60円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円

第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	40円
第107計算期間	40円
第108計算期間	40円
第109計算期間	40円
第110計算期間	40円
第111計算期間	40円
第112計算期間	40円
第113計算期間	40円
第114計算期間	40円
第115計算期間	40円
第116計算期間	40円
第117計算期間	40円
第118計算期間	40円
第119計算期間	40円
第120計算期間	40円
第121計算期間	40円
第122計算期間	20円
第123計算期間	20円
第124計算期間	20円
第125計算期間	20円
第126計算期間	20円
第127計算期間	20円
第128計算期間	20円
第129計算期間	20円
第130計算期間	20円
第131計算期間	20円
第132計算期間	20円
第133計算期間	20円
第134計算期間	20円
第135計算期間	20円
第136計算期間	20円
第137計算期間	20円
第138計算期間	20円
第139計算期間	20円
第140計算期間	20円
第141計算期間	20円

第142計算期間	20円
----------	-----

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第23計算期間	2.46
第24計算期間	△0.11
第25計算期間	6.01
第26計算期間	9.43
第27計算期間	8.33
第28計算期間	0.57
第29計算期間	5.65
第30計算期間	2.20
第31計算期間	△14.68
第32計算期間	6.07
第33計算期間	△7.45
第34計算期間	9.38
第35計算期間	1.17
第36計算期間	1.08
第37計算期間	△0.72
第38計算期間	0.49
第39計算期間	2.89
第40計算期間	2.05
第41計算期間	5.72
第42計算期間	0.96
第43計算期間	2.00
第44計算期間	△0.56
第45計算期間	1.14
第46計算期間	△0.50
第47計算期間	△4.07
第48計算期間	7.99
第49計算期間	△4.31
第50計算期間	2.60
第51計算期間	△7.33
第52計算期間	△7.26
第53計算期間	7.48
第54計算期間	△0.93
第55計算期間	2.76
第56計算期間	△7.14
第57計算期間	△7.26
第58計算期間	△11.79

第59計算期間	3.57
第60計算期間	2.62
第61計算期間	△10.55
第62計算期間	△5.38
第63計算期間	△2.45
第64計算期間	15.27
第65計算期間	5.22
第66計算期間	△0.62
第67計算期間	6.11
第68計算期間	5.92
第69計算期間	△2.24
第70計算期間	1.62
第71計算期間	7.44
第72計算期間	△0.39
第73計算期間	10.38
第74計算期間	1.97
第75計算期間	5.43
第76計算期間	△4.23
第77計算期間	△0.16
第78計算期間	0.70
第79計算期間	△1.50
第80計算期間	7.88
第81計算期間	△2.23
第82計算期間	4.86
第83計算期間	△1.07
第84計算期間	△1.90
第85計算期間	△0.60
第86計算期間	1.49
第87計算期間	△4.22
第88計算期間	△4.64
第89計算期間	1.24
第90計算期間	△3.54
第91計算期間	△2.71
第92計算期間	1.36
第93計算期間	△7.02
第94計算期間	3.70
第95計算期間	8.06
第96計算期間	△2.88
第97計算期間	△6.45
第98計算期間	5.72
第99計算期間	3.22
第100計算期間	△3.53

第101計算期間	3.04
第102計算期間	△5.53
第103計算期間	5.88
第104計算期間	2.15
第105計算期間	△10.30
第106計算期間	2.73
第107計算期間	3.80
第108計算期間	△4.07
第109計算期間	6.19
第110計算期間	△1.77
第111計算期間	△2.06
第112計算期間	△33.48
第113計算期間	2.43
第114計算期間	2.47
第115計算期間	10.52
第116計算期間	3.25
第117計算期間	△8.69
第118計算期間	0.47
第119計算期間	0.60
第120計算期間	5.95
第121計算期間	5.34
第122計算期間	△3.22
第123計算期間	2.77
第124計算期間	2.38
第125計算期間	1.81
第126計算期間	3.88
第127計算期間	11.61
第128計算期間	△4.24
第129計算期間	△4.00
第130計算期間	4.47
第131計算期間	△2.72
第132計算期間	2.15
第133計算期間	△0.16
第134計算期間	2.79
第135計算期間	7.20
第136計算期間	9.69
第137計算期間	5.86
第138計算期間	△3.16
第139計算期間	△4.75
第140計算期間	△0.02
第141計算期間	9.60
第142計算期間	1.25

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第23計算期間	1,338,751,451	6,601,030,733	74,417,951,186
第24計算期間	1,366,445,649	5,656,266,559	70,128,130,276
第25計算期間	5,589,768,335	5,528,644,729	70,189,253,882
第26計算期間	4,276,724,376	4,091,862,668	70,374,115,590
第27計算期間	2,307,070,569	6,337,370,964	66,343,815,195
第28計算期間	553,708,853	19,559,232,917	47,338,291,131
第29計算期間	308,673,433	6,642,958,519	41,004,006,045
第30計算期間	444,408,540	3,350,663,461	38,097,751,124
第31計算期間	436,771,742	3,870,561,014	34,663,961,852
第32計算期間	326,055,174	6,081,080,056	28,908,936,970
第33計算期間	144,829,545	2,148,770,220	26,904,996,295
第34計算期間	604,147,287	1,583,255,403	25,925,888,179
第35計算期間	369,892,885	1,314,815,408	24,980,965,656
第36計算期間	862,110,907	1,241,789,664	24,601,286,899
第37計算期間	426,475,969	2,325,316,383	22,702,446,485
第38計算期間	173,793,577	752,958,403	22,123,281,659
第39計算期間	295,107,511	971,473,851	21,446,915,319
第40計算期間	363,898,707	1,358,734,711	20,452,079,315
第41計算期間	188,387,973	1,931,752,877	18,708,714,411
第42計算期間	40,737,291	1,038,117,742	17,711,333,960
第43計算期間	77,053,331	988,776,953	16,799,610,338
第44計算期間	49,419,471	826,863,120	16,022,166,689
第45計算期間	126,053,433	937,284,555	15,210,935,567
第46計算期間	116,989,481	701,530,287	14,626,394,761
第47計算期間	92,887,797	417,713,267	14,301,569,291
第48計算期間	230,523,501	457,747,336	14,074,345,456
第49計算期間	141,627,538	421,608,745	13,794,364,249
第50計算期間	102,634,400	595,196,206	13,301,802,443
第51計算期間	251,313,078	511,293,367	13,041,822,154
第52計算期間	300,750,285	500,043,164	12,842,529,275
第53計算期間	650,196,194	314,449,732	13,178,275,737
第54計算期間	173,817,709	237,322,091	13,114,771,355
第55計算期間	242,584,881	341,743,762	13,015,612,474
第56計算期間	54,334,301	298,521,657	12,771,425,118
第57計算期間	74,323,047	509,107,739	12,336,640,426
第58計算期間	144,451,081	341,003,676	12,140,087,831

第59計算期間	39,335,294	503,231,892	11,676,191,233
第60計算期間	55,278,169	439,854,627	11,291,614,775
第61計算期間	45,414,663	745,634,711	10,591,394,727
第62計算期間	76,835,972	163,308,111	10,504,922,588
第63計算期間	25,977,440	279,180,279	10,251,719,749
第64計算期間	41,971,465	121,732,228	10,171,958,986
第65計算期間	116,398,565	102,341,210	10,186,016,341
第66計算期間	162,700,238	253,040,171	10,095,676,408
第67計算期間	125,989,935	116,874,237	10,104,792,106
第68計算期間	23,003,690	139,316,443	9,988,479,353
第69計算期間	109,834,439	302,998,896	9,795,314,896
第70計算期間	704,494,138	113,322,340	10,386,486,694
第71計算期間	883,263,981	135,503,518	11,134,247,157
第72計算期間	1,339,927,549	466,609,135	12,007,565,571
第73計算期間	1,273,189,331	333,378,274	12,947,376,628
第74計算期間	956,301,524	830,720,502	13,072,957,650
第75計算期間	796,626,733	192,317,951	13,677,266,432
第76計算期間	599,155,245	246,859,285	14,029,562,392
第77計算期間	179,545,599	412,744,128	13,796,363,863
第78計算期間	492,281,961	544,948,605	13,743,697,219
第79計算期間	310,929,621	680,419,114	13,374,207,726
第80計算期間	294,366,367	506,081,338	13,162,492,755
第81計算期間	130,474,344	394,523,788	12,898,443,311
第82計算期間	185,492,943	718,904,152	12,365,032,102
第83計算期間	442,846,610	490,468,275	12,317,410,437
第84計算期間	109,854,213	328,560,986	12,098,703,664
第85計算期間	56,950,628	784,916,216	11,370,738,076
第86計算期間	34,785,345	335,722,120	11,069,801,301
第87計算期間	30,146,974	168,783,558	10,931,164,717
第88計算期間	28,480,622	249,449,174	10,710,196,165
第89計算期間	36,830,908	243,569,246	10,503,457,827
第90計算期間	37,932,557	252,680,990	10,288,709,394
第91計算期間	32,258,877	277,326,282	10,043,641,989
第92計算期間	33,288,271	266,205,506	9,810,724,754
第93計算期間	31,073,102	292,101,629	9,549,696,227
第94計算期間	32,946,605	181,993,914	9,400,648,918
第95計算期間	66,091,924	211,058,381	9,255,682,461
第96計算期間	25,009,342	385,383,889	8,895,307,914
第97計算期間	20,400,075	155,441,074	8,760,266,915
第98計算期間	31,974,230	37,917,830	8,754,323,315
第99計算期間	141,265,680	139,093,589	8,756,495,406
第100計算期間	20,157,626	106,396,051	8,670,256,981

第101計算期間	25,836,350	121,163,015	8,574,930,316
第102計算期間	30,303,156	108,821,827	8,496,411,645
第103計算期間	62,614,374	159,759,684	8,399,266,335
第104計算期間	28,127,018	67,498,768	8,359,894,585
第105計算期間	19,286,752	101,738,065	8,277,443,272
第106計算期間	21,269,350	46,554,036	8,252,158,586
第107計算期間	21,210,378	642,800,034	7,630,568,930
第108計算期間	16,161,297	122,477,801	7,524,252,426
第109計算期間	17,744,125	162,342,263	7,379,654,288
第110計算期間	15,390,113	50,676,094	7,344,368,307
第111計算期間	16,417,432	89,739,857	7,271,045,882
第112計算期間	17,508,812	128,896,815	7,159,657,879
第113計算期間	25,892,376	25,877,908	7,159,672,347
第114計算期間	25,524,443	72,599,856	7,112,596,934
第115計算期間	25,799,762	78,956,344	7,059,440,352
第116計算期間	23,200,418	99,559,546	6,983,081,224
第117計算期間	34,516,853	29,109,913	6,988,488,164
第118計算期間	44,950,947	91,217,437	6,942,221,674
第119計算期間	27,501,169	112,474,572	6,857,248,271
第120計算期間	28,620,824	139,565,137	6,746,303,958
第121計算期間	28,777,166	114,218,030	6,660,863,094
第122計算期間	26,383,497	69,282,722	6,617,963,869
第123計算期間	28,252,447	196,807,689	6,449,408,627
第124計算期間	15,139,260	145,025,699	6,319,522,188
第125計算期間	10,982,377	181,274,149	6,149,230,416
第126計算期間	11,269,720	121,514,388	6,038,985,748
第127計算期間	11,993,378	44,999,807	6,005,979,319
第128計算期間	18,728,801	83,391,357	5,941,316,763
第129計算期間	10,136,809	55,034,974	5,896,418,598
第130計算期間	17,295,422	114,589,492	5,799,124,528
第131計算期間	12,548,753	49,891,588	5,761,781,693
第132計算期間	10,642,069	53,281,593	5,719,142,169
第133計算期間	10,687,712	144,379,354	5,585,450,527
第134計算期間	31,463,758	53,412,087	5,563,502,198
第135計算期間	13,822,782	60,107,532	5,517,217,448
第136計算期間	25,830,881	99,349,761	5,443,698,568
第137計算期間	34,509,107	177,944,377	5,300,263,298
第138計算期間	12,256,311	149,837,758	5,162,681,851
第139計算期間	23,619,867	84,832,131	5,101,469,587
第140計算期間	7,956,293	41,043,362	5,068,382,518
第141計算期間	9,190,223	57,718,165	5,019,854,576
第142計算期間	6,679,447	46,043,283	4,980,490,740

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,903,647,972	97.28
親投資信託受益証券	日本	20,036	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	53,118,239	2.72
純資産総額		1,956,786,247	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ ファンド（TRYクラス）	16,757,464,551	0.11	1,943,865,887	0.1136	1,903,647,972	97.28
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	19,961	1.0038	20,036	1.0038	20,036	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.28
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14計算期間末日（平成24年10月24日）	5,184,380,643	5,263,729,507	11,107	11,277
第15計算期間末日（平成24年11月26日）	6,902,576,997	7,006,364,430	11,306	11,476
第16計算期間末日（平成24年12月25日）	11,077,367,514	11,238,107,619	11,716	11,886
第17計算期間末日（平成25年 1月24日）	16,381,138,402	16,603,512,915	12,523	12,693
第18計算期間末日（平成25年 2月25日）	26,685,511,646	27,104,515,959	12,738	12,938
第19計算期間末日（平成25年 3月25日）	44,320,660,103	45,016,277,437	12,743	12,943
第20計算期間末日（平成25年 4月24日）	68,084,592,740	69,097,036,027	13,450	13,650
第21計算期間末日（平成25年 5月24日）	92,950,426,894	94,336,976,687	13,407	13,607
第22計算期間末日（平成25年 6月24日）	91,867,423,823	93,430,876,467	11,752	11,952
第23計算期間末日（平成25年 7月24日）	95,742,293,273	97,291,598,918	12,359	12,559
第24計算期間末日（平成25年 8月26日）	86,360,936,873	87,878,571,831	11,381	11,581
第25計算期間末日（平成25年 9月24日）	79,572,489,858	80,949,324,746	11,559	11,759
第26計算期間末日（平成25年10月24日）	72,817,198,160	74,098,486,972	11,366	11,566
第27計算期間末日（平成25年11月25日）	68,333,538,933	69,517,250,462	11,546	11,746
第28計算期間末日（平成25年12月24日）	59,695,301,168	60,753,324,476	11,284	11,484
第29計算期間末日（平成26年 1月24日）	51,594,206,616	52,605,071,464	10,208	10,408
第30計算期間末日（平成26年 2月24日）	48,812,770,868	49,730,801,923	10,634	10,834
第31計算期間末日（平成26年 3月24日）	43,253,965,840	44,095,099,563	10,285	10,485
第32計算期間末日（平成26年 4月24日）	40,585,703,324	41,350,021,328	10,620	10,820
第33計算期間末日（平成26年 5月26日）	39,273,913,875	39,997,562,719	10,854	11,054
第34計算期間末日（平成26年 6月24日）	36,881,544,111	37,580,985,115	10,546	10,746
第35計算期間末日（平成26年 7月24日）	35,290,791,645	35,962,314,283	10,511	10,711
第36計算期間末日（平成26年 8月25日）	33,174,395,072	33,821,500,980	10,253	10,453
第37計算期間末日（平成26年 9月24日）	31,132,217,090	31,743,439,949	10,187	10,387
第38計算期間末日（平成26年10月24日）	28,887,567,380	29,465,499,842	9,997	10,197
第39計算期間末日（平成26年11月25日）	28,494,522,460	29,025,976,407	10,723	10,923
第40計算期間末日（平成26年12月24日）	25,443,203,122	25,943,226,812	10,177	10,377
第41計算期間末日（平成27年 1月26日）	23,892,036,030	24,380,579,565	9,781	9,981
第42計算期間末日（平成27年 2月24日）	22,292,468,004	22,768,369,205	9,369	9,569
第43計算期間末日（平成27年 3月24日）	20,313,918,254	20,765,165,292	9,003	9,203
第44計算期間末日（平成27年 4月24日）	18,565,378,671	18,892,911,913	8,502	8,652

第45計算期間末日	（平成27年 5月25日）	18,562,453,281	18,874,557,533	8,921	9,071
第46計算期間末日	（平成27年 6月24日）	17,116,267,938	17,411,574,697	8,694	8,844
第47計算期間末日	（平成27年 7月24日）	15,559,600,593	15,841,195,458	8,288	8,438
第48計算期間末日	（平成27年 8月24日）	13,341,879,402	13,610,082,331	7,462	7,612
第49計算期間末日	（平成27年 9月24日）	11,766,064,316	12,016,431,051	7,049	7,199
第50計算期間末日	（平成27年10月26日）	11,610,064,273	11,850,095,609	7,255	7,405
第51計算期間末日	（平成27年11月24日）	11,158,972,696	11,391,935,065	7,185	7,335
第52計算期間末日	（平成27年12月24日）	9,584,448,291	9,806,166,339	6,484	6,634
第53計算期間末日	（平成28年 1月25日）	8,595,797,855	8,811,132,746	5,988	6,138
第54計算期間末日	（平成28年 2月24日）	7,791,569,693	7,999,531,707	5,620	5,770
第55計算期間末日	（平成28年 3月24日）	8,163,293,899	8,367,354,253	6,001	6,151
第56計算期間末日	（平成28年 4月25日）	8,184,948,265	8,387,630,715	6,057	6,207
第57計算期間末日	（平成28年 5月24日）	7,511,519,384	7,712,812,965	5,597	5,747
第58計算期間末日	（平成28年 6月24日）	7,698,647,105	7,902,269,102	5,671	5,821
第59計算期間末日	（平成28年 7月25日）	7,293,794,402	7,429,942,363	5,357	5,457
第60計算期間末日	（平成28年 8月24日）	6,797,455,240	6,926,082,387	5,285	5,385
第61計算期間末日	（平成28年 9月26日）	6,669,155,882	6,795,666,496	5,272	5,372
第62計算期間末日	（平成28年10月24日）	6,508,901,924	6,634,395,552	5,187	5,287
第63計算期間末日	（平成28年11月24日）	6,081,746,401	6,206,085,734	4,891	4,991
第64計算期間末日	（平成28年12月26日）	6,146,425,919	6,269,488,787	4,995	5,095
第65計算期間末日	（平成29年 1月24日）	5,477,706,219	5,599,610,794	4,493	4,593
第66計算期間末日	（平成29年 2月24日）	6,056,278,299	6,184,646,579	4,718	4,818
第67計算期間末日	（平成29年 3月24日）	6,410,167,244	6,554,236,353	4,449	4,549
第68計算期間末日	（平成29年 4月24日）	6,872,136,162	7,030,122,918	4,350	4,450
第69計算期間末日	（平成29年 5月24日）	8,409,142,681	8,538,361,159	4,555	4,625
第70計算期間末日	（平成29年 6月26日）	9,008,401,968	9,145,348,729	4,605	4,675
第71計算期間末日	（平成29年 7月24日）	9,582,853,118	9,729,260,648	4,582	4,652
第72計算期間末日	（平成29年 8月24日）	10,624,732,027	10,790,336,404	4,491	4,561
第73計算期間末日	（平成29年 9月25日）	12,166,953,815	12,351,348,581	4,619	4,689
第74計算期間末日	（平成29年10月24日）	13,054,631,078	13,262,363,541	4,399	4,469
第75計算期間末日	（平成29年11月24日）	13,174,694,647	13,403,118,709	4,037	4,107
第76計算期間末日	（平成29年12月25日）	14,011,493,455	14,244,005,397	4,218	4,288
第77計算期間末日	（平成30年 1月24日）	14,013,305,464	14,249,695,385	4,150	4,220
第78計算期間末日	（平成30年 2月26日）	13,060,108,129	13,294,036,532	3,908	3,978
第79計算期間末日	（平成30年 3月26日）	11,870,009,478	12,102,241,855	3,578	3,648
第80計算期間末日	（平成30年 4月24日）	11,896,484,019	12,127,116,212	3,611	3,681
第81計算期間末日	（平成30年 5月24日）	10,536,747,715	10,762,912,352	3,261	3,331
第82計算期間末日	（平成30年 6月25日）	9,768,071,757	9,983,803,693	3,170	3,240
第83計算期間末日	（平成30年 7月24日）	9,695,911,094	9,849,898,660	3,148	3,198
第84計算期間末日	（平成30年 8月24日）	7,260,157,119	7,407,135,990	2,470	2,520
第85計算期間末日	（平成30年 9月25日）	7,052,196,673	7,198,156,313	2,416	2,466
第86計算期間末日	（平成30年10月24日）	7,565,541,221	7,637,698,883	2,621	2,646

第87計算期間末日	（平成30年11月26日）	8,067,257,766	8,138,274,781	2,840	2,865
第88計算期間末日	（平成30年12月25日）	7,716,207,326	7,786,716,960	2,736	2,761
第89計算期間末日	（平成31年 1月24日）	8,106,374,578	8,177,955,896	2,831	2,856
第90計算期間末日	（平成31年 2月25日）	8,359,257,463	8,431,112,952	2,908	2,933
第91計算期間末日	（平成31年 3月25日）	7,481,540,508	7,551,451,000	2,675	2,700
第92計算期間末日	（平成31年 4月24日）	7,597,505,534	7,665,336,078	2,800	2,825
第93計算期間末日	（令和 1年 5月24日）	7,103,970,594	7,171,362,091	2,635	2,660
第94計算期間末日	（令和 1年 6月24日）	7,306,461,237	7,372,317,210	2,774	2,799
第95計算期間末日	（令和 1年 7月24日）	7,408,682,845	7,473,309,689	2,866	2,891
第96計算期間末日	（令和 1年 8月26日）	7,056,523,915	7,119,898,959	2,784	2,809
第97計算期間末日	（令和 1年 9月24日）	7,307,782,195	7,370,886,239	2,895	2,920
第98計算期間末日	（令和 1年10月24日）	7,226,730,092	7,288,425,064	2,928	2,953
第99計算期間末日	（令和 1年11月25日）	6,972,852,565	7,032,427,301	2,926	2,951
第100計算期間末日	（令和 1年12月24日）	6,829,636,567	6,888,610,758	2,895	2,920
第101計算期間末日	（令和 2年 1月24日）	6,818,580,088	6,877,176,977	2,909	2,934
第102計算期間末日	（令和 2年 2月25日）	6,745,437,923	6,803,397,705	2,910	2,935
第103計算期間末日	（令和 2年 3月24日）	4,831,312,475	4,888,870,476	2,098	2,123
第104計算期間末日	（令和 2年 4月24日）	4,994,551,858	5,052,151,632	2,168	2,193
第105計算期間末日	（令和 2年 5月25日）	5,275,660,900	5,333,173,793	2,293	2,318
第106計算期間末日	（令和 2年 6月24日）	5,347,325,084	5,404,593,232	2,334	2,359
第107計算期間末日	（令和 2年 7月27日）	5,383,618,258	5,440,020,591	2,386	2,411
第108計算期間末日	（令和 2年 8月24日）	5,002,451,490	5,058,495,011	2,232	2,257
第109計算期間末日	（令和 2年 9月24日）	4,702,851,261	4,757,866,109	2,137	2,162
第110計算期間末日	（令和 2年10月26日）	4,485,914,417	4,539,577,452	2,090	2,115
第111計算期間末日	（令和 2年11月24日）	4,621,804,503	4,674,039,455	2,212	2,237
第112計算期間末日	（令和 2年12月24日）	4,465,671,382	4,515,409,317	2,245	2,270
第113計算期間末日	（令和 3年 1月25日）	4,635,438,895	4,684,835,311	2,346	2,371
第114計算期間末日	（令和 3年 2月24日）	5,001,929,797	5,051,128,944	2,542	2,567
第115計算期間末日	（令和 3年 3月24日）	4,428,144,980	4,476,840,633	2,273	2,298
第116計算期間末日	（令和 3年 4月26日）	4,300,203,735	4,347,574,952	2,269	2,294
第117計算期間末日	（令和 3年 5月24日）	4,328,914,326	4,376,142,267	2,292	2,317
第118計算期間末日	（令和 3年 6月24日）	3,894,211,514	3,936,211,503	2,318	2,343
第119計算期間末日	（令和 3年 7月26日）	3,871,917,983	3,913,307,500	2,339	2,364
第120計算期間末日	（令和 3年 8月24日）	3,823,841,471	3,864,282,299	2,364	2,389
第121計算期間末日	（令和 3年 9月24日）	3,756,231,145	3,795,747,008	2,376	2,401
第122計算期間末日	（令和 3年10月25日）	3,434,714,911	3,473,374,494	2,221	2,246
第123計算期間末日	（令和 3年11月24日）	2,801,696,259	2,838,573,581	1,899	1,924
第124計算期間末日	（令和 3年12月24日）	2,632,975,314	2,668,112,462	1,873	1,898
第125計算期間末日	（令和 4年 1月24日）	2,213,119,173	2,248,076,811	1,583	1,608
第126計算期間末日	（令和 4年 2月24日）	2,123,161,308	2,158,006,136	1,523	1,548
第127計算期間末日	（令和 4年 3月24日）	2,067,313,998	2,101,893,778	1,495	1,520
第128計算期間末日	（令和 4年 4月25日）	2,206,501,737	2,241,136,920	1,593	1,618

第129計算期間末日（令和 4年 5月24日）	1,980,480,105	2,015,240,557	1,424	1,449
第130計算期間末日（令和 4年 6月24日）	1,910,364,782	1,945,219,259	1,370	1,395
第131計算期間末日（令和 4年 7月25日）	1,981,685,295	2,016,849,806	1,409	1,434
第132計算期間末日（令和 4年 8月24日）	1,968,793,983	2,003,372,120	1,423	1,448
第133計算期間末日（令和 4年 9月26日）	1,983,337,482	2,018,096,349	1,426	1,451
令和 3年 9月末日	3,710,971,942	—	2,358	—
10月末日	3,487,624,676	—	2,246	—
11月末日	2,440,844,264	—	1,660	—
12月末日	2,414,408,063	—	1,711	—
令和 4年 1月末日	2,221,146,197	—	1,584	—
2月末日	2,127,760,804	—	1,517	—
3月末日	2,165,900,812	—	1,558	—
4月末日	2,200,328,583	—	1,579	—
5月末日	2,006,952,971	—	1,433	—
6月末日	2,027,593,680	—	1,450	—
7月末日	1,958,104,529	—	1,389	—
8月末日	1,996,985,768	—	1,429	—
9月末日	1,956,786,247	—	1,398	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第14計算期間	170円
第15計算期間	170円
第16計算期間	170円
第17計算期間	170円
第18計算期間	200円
第19計算期間	200円
第20計算期間	200円
第21計算期間	200円
第22計算期間	200円
第23計算期間	200円
第24計算期間	200円
第25計算期間	200円
第26計算期間	200円
第27計算期間	200円
第28計算期間	200円
第29計算期間	200円
第30計算期間	200円
第31計算期間	200円
第32計算期間	200円

第33計算期間	200円
第34計算期間	200円
第35計算期間	200円
第36計算期間	200円
第37計算期間	200円
第38計算期間	200円
第39計算期間	200円
第40計算期間	200円
第41計算期間	200円
第42計算期間	200円
第43計算期間	200円
第44計算期間	150円
第45計算期間	150円
第46計算期間	150円
第47計算期間	150円
第48計算期間	150円
第49計算期間	150円
第50計算期間	150円
第51計算期間	150円
第52計算期間	150円
第53計算期間	150円
第54計算期間	150円
第55計算期間	150円
第56計算期間	150円
第57計算期間	150円
第58計算期間	150円
第59計算期間	100円
第60計算期間	100円
第61計算期間	100円
第62計算期間	100円
第63計算期間	100円
第64計算期間	100円
第65計算期間	100円
第66計算期間	100円
第67計算期間	100円
第68計算期間	100円
第69計算期間	70円
第70計算期間	70円
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円
第74計算期間	70円

第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	70円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	25円
第87計算期間	25円
第88計算期間	25円
第89計算期間	25円
第90計算期間	25円
第91計算期間	25円
第92計算期間	25円
第93計算期間	25円
第94計算期間	25円
第95計算期間	25円
第96計算期間	25円
第97計算期間	25円
第98計算期間	25円
第99計算期間	25円
第100計算期間	25円
第101計算期間	25円
第102計算期間	25円
第103計算期間	25円
第104計算期間	25円
第105計算期間	25円
第106計算期間	25円
第107計算期間	25円
第108計算期間	25円
第109計算期間	25円
第110計算期間	25円
第111計算期間	25円
第112計算期間	25円
第113計算期間	25円
第114計算期間	25円
第115計算期間	25円
第116計算期間	25円

第117計算期間	25円
第118計算期間	25円
第119計算期間	25円
第120計算期間	25円
第121計算期間	25円
第122計算期間	25円
第123計算期間	25円
第124計算期間	25円
第125計算期間	25円
第126計算期間	25円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円
第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第14計算期間	2.28
第15計算期間	3.32
第16計算期間	5.13
第17計算期間	8.33
第18計算期間	3.31
第19計算期間	1.60
第20計算期間	7.11
第21計算期間	1.16
第22計算期間	△10.85
第23計算期間	6.86
第24計算期間	△6.29
第25計算期間	3.32
第26計算期間	0.06
第27計算期間	3.34
第28計算期間	△0.53
第29計算期間	△7.76
第30計算期間	6.13
第31計算期間	△1.40
第32計算期間	5.20
第33計算期間	4.08

第34計算期間	△0.99
第35計算期間	1.56
第36計算期間	△0.55
第37計算期間	1.30
第38計算期間	0.09
第39計算期間	9.26
第40計算期間	△3.22
第41計算期間	△1.92
第42計算期間	△2.16
第43計算期間	△1.77
第44計算期間	△3.89
第45計算期間	6.69
第46計算期間	△0.86
第47計算期間	△2.94
第48計算期間	△8.15
第49計算期間	△3.52
第50計算期間	5.05
第51計算期間	1.10
第52計算期間	△7.66
第53計算期間	△5.33
第54計算期間	△3.64
第55計算期間	9.44
第56計算期間	3.43
第57計算期間	△5.11
第58計算期間	4.00
第59計算期間	△3.77
第60計算期間	0.52
第61計算期間	1.64
第62計算期間	0.28
第63計算期間	△3.77
第64計算期間	4.17
第65計算期間	△8.04
第66計算期間	7.23
第67計算期間	△3.58
第68計算期間	0.02
第69計算期間	6.32
第70計算期間	2.63
第71計算期間	1.02
第72計算期間	△0.45
第73計算期間	4.40
第74計算期間	△3.24
第75計算期間	△6.63

第76計算期間	6.21
第77計算期間	0.04
第78計算期間	△4.14
第79計算期間	△6.65
第80計算期間	2.87
第81計算期間	△7.75
第82計算期間	△0.64
第83計算期間	0.88
第84計算期間	△19.94
第85計算期間	△0.16
第86計算期間	9.51
第87計算期間	9.30
第88計算期間	△2.78
第89計算期間	4.38
第90計算期間	3.60
第91計算期間	△7.15
第92計算期間	5.60
第93計算期間	△5.00
第94計算期間	6.22
第95計算期間	4.21
第96計算期間	△1.98
第97計算期間	4.88
第98計算期間	2.00
第99計算期間	0.78
第100計算期間	△0.20
第101計算期間	1.34
第102計算期間	0.89
第103計算期間	△27.04
第104計算期間	4.52
第105計算期間	6.91
第106計算期間	2.87
第107計算期間	3.29
第108計算期間	△5.40
第109計算期間	△3.13
第110計算期間	△1.02
第111計算期間	7.03
第112計算期間	2.62
第113計算期間	5.61
第114計算期間	9.42
第115計算期間	△9.59
第116計算期間	0.92
第117計算期間	2.11

第118計算期間	2.22
第119計算期間	1.98
第120計算期間	2.13
第121計算期間	1.56
第122計算期間	△5.47
第123計算期間	△13.37
第124計算期間	△0.05
第125計算期間	△14.14
第126計算期間	△2.21
第127計算期間	△0.19
第128計算期間	8.22
第129計算期間	△9.03
第130計算期間	△2.03
第131計算期間	4.67
第132計算期間	2.76
第133計算期間	1.96

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第14計算期間	922,048,081	271,734,216	4,667,580,293
第15計算期間	2,059,712,407	622,149,570	6,105,143,130
第16計算期間	4,334,170,461	984,013,266	9,455,300,325
第17計算期間	4,190,107,742	564,554,344	13,080,853,723
第18計算期間	9,005,808,699	1,136,446,760	20,950,215,662
第19計算期間	14,865,657,037	1,035,005,974	34,780,866,725
第20計算期間	17,634,391,603	1,793,093,960	50,622,164,368
第21計算期間	21,031,689,122	2,326,363,830	69,327,489,660
第22計算期間	15,678,437,926	6,833,295,345	78,172,632,241
第23計算期間	4,412,249,268	5,119,599,215	77,465,282,294
第24計算期間	3,361,229,657	4,944,764,012	75,881,747,939
第25計算期間	1,413,526,739	8,453,530,231	68,841,744,447
第26計算期間	1,185,166,093	5,962,469,900	64,064,440,640
第27計算期間	1,088,485,371	5,967,349,521	59,185,576,490
第28計算期間	876,262,979	7,160,674,022	52,901,165,447
第29計算期間	1,013,616,295	3,371,539,334	50,543,242,408
第30計算期間	744,041,620	5,385,731,253	45,901,552,775
第31計算期間	839,757,100	4,684,623,720	42,056,686,155
第32計算期間	829,257,721	4,670,043,629	38,215,900,247
第33計算期間	1,081,433,912	3,114,891,947	36,182,442,212

第34計算期間	1,182,928,119	2,393,320,109	34,972,050,222
第35計算期間	742,228,195	2,138,146,499	33,576,131,918
第36計算期間	559,112,303	1,779,948,791	32,355,295,430
第37計算期間	757,953,865	2,552,106,339	30,561,142,956
第38計算期間	808,850,267	2,473,370,084	28,896,623,139
第39計算期間	400,961,561	2,724,887,326	26,572,697,374
第40計算期間	768,473,979	2,339,986,830	25,001,184,523
第41計算期間	626,053,752	1,200,061,488	24,427,176,787
第42計算期間	578,352,307	1,210,469,017	23,795,060,077
第43計算期間	469,415,139	1,702,123,289	22,562,351,927
第44計算期間	363,151,245	1,089,953,662	21,835,549,510
第45計算期間	251,081,745	1,279,681,076	20,806,950,179
第46計算期間	166,477,292	1,286,310,186	19,687,117,285
第47計算期間	94,182,611	1,008,308,835	18,772,991,061
第48計算期間	166,173,181	1,058,968,952	17,880,195,290
第49計算期間	101,569,758	1,290,649,345	16,691,115,703
第50計算期間	65,015,216	754,041,820	16,002,089,099
第51計算期間	59,092,439	530,356,900	15,530,824,638
第52計算期間	65,326,414	814,947,841	14,781,203,211
第53計算期間	61,355,786	486,899,589	14,355,659,408
第54計算期間	75,769,313	567,294,423	13,864,134,298
第55計算期間	153,232,128	413,342,805	13,604,023,621
第56計算期間	136,344,131	228,204,355	13,512,163,397
第57計算期間	74,974,188	167,565,488	13,419,572,097
第58計算期間	406,702,667	251,474,919	13,574,799,845
第59計算期間	183,175,063	143,178,741	13,614,796,167
第60計算期間	93,313,477	845,394,855	12,862,714,789
第61計算期間	74,829,157	286,482,474	12,651,061,472
第62計算期間	90,350,689	192,049,288	12,549,362,873
第63計算期間	75,931,602	191,361,147	12,433,933,328
第64計算期間	278,180,670	405,827,193	12,306,286,805
第65計算期間	172,104,944	287,934,180	12,190,457,569
第66計算期間	834,004,609	187,634,110	12,836,828,068
第67計算期間	1,758,932,788	188,849,952	14,406,910,904
第68計算期間	1,581,777,341	190,012,620	15,798,675,625
第69計算期間	2,782,338,377	121,231,336	18,459,782,666
第70計算期間	1,643,163,627	539,123,258	19,563,823,035
第71計算期間	1,521,013,245	169,474,849	20,915,361,431
第72計算期間	2,978,141,739	235,734,915	23,657,768,255
第73計算期間	3,101,372,934	417,031,662	26,342,109,527
第74計算期間	4,188,627,464	854,670,787	29,676,066,204
第75計算期間	3,263,143,298	307,200,568	32,632,008,934

第76計算期間	1,416,447,443	832,464,648	33,215,991,729
第77計算期間	1,049,669,594	495,672,490	33,769,988,833
第78計算期間	989,711,245	1,341,356,736	33,418,343,342
第79計算期間	439,405,890	681,695,293	33,176,053,939
第80計算期間	401,388,483	629,986,181	32,947,456,241
第81計算期間	405,031,202	1,043,253,557	32,309,233,886
第82計算期間	648,317,250	2,138,703,104	30,818,848,032
第83計算期間	491,367,742	512,702,494	30,797,513,280
第84計算期間	381,257,345	1,782,996,298	29,395,774,327
第85計算期間	705,225,908	909,072,144	29,191,928,091
第86計算期間	469,891,987	798,755,007	28,863,065,071
第87計算期間	215,518,828	671,777,711	28,406,806,188
第88計算期間	196,987,231	399,939,442	28,203,853,977
第89計算期間	864,072,172	435,398,812	28,632,527,337
第90計算期間	328,272,138	218,603,790	28,742,195,685
第91計算期間	134,505,105	912,503,717	27,964,197,073
第92計算期間	123,234,635	955,214,003	27,132,217,705
第93計算期間	91,229,503	266,848,117	26,956,599,091
第94計算期間	121,597,214	735,806,762	26,342,389,543
第95計算期間	90,708,685	582,360,591	25,850,737,637
第96計算期間	88,212,841	588,932,741	25,350,017,737
第97計算期間	93,393,775	201,793,904	25,241,617,608
第98計算期間	145,104,028	708,732,767	24,677,988,869
第99計算期間	85,312,759	933,407,216	23,829,894,412
第100計算期間	85,365,038	325,582,983	23,589,676,467
第101計算期間	144,613,671	295,534,443	23,438,755,695
第102計算期間	84,908,523	339,751,378	23,183,912,840
第103計算期間	115,976,825	276,689,090	23,023,200,575
第104計算期間	123,607,486	106,898,191	23,039,909,870
第105計算期間	117,971,372	152,723,978	23,005,157,264
第106計算期間	128,983,834	226,881,742	22,907,259,356
第107計算期間	108,164,260	454,490,189	22,560,933,427
第108計算期間	107,547,535	251,072,318	22,417,408,644
第109計算期間	116,211,695	527,680,777	22,005,939,562
第110計算期間	118,052,789	658,778,067	21,465,214,284
第111計算期間	125,703,093	696,936,217	20,893,981,160
第112計算期間	134,002,317	1,132,809,383	19,895,174,094
第113計算期間	109,433,945	246,041,417	19,758,566,622
第114計算期間	100,129,690	179,037,282	19,679,659,030
第115計算期間	122,033,503	323,431,013	19,478,261,520
第116計算期間	101,489,593	631,264,101	18,948,487,012
第117計算期間	101,524,331	158,834,823	18,891,176,520

第118計算期間	109,702,844	2,200,883,612	16,799,995,752
第119計算期間	84,728,695	328,917,429	16,555,807,018
第120計算期間	72,550,999	452,026,559	16,176,331,458
第121計算期間	144,430,940	514,417,185	15,806,345,213
第122計算期間	70,878,888	413,390,636	15,463,833,465
第123計算期間	97,295,381	810,200,035	14,750,928,811
第124計算期間	157,567,190	853,636,458	14,054,859,543
第125計算期間	135,088,348	206,892,619	13,983,055,272
第126計算期間	115,802,683	160,926,654	13,937,931,301
第127計算期間	162,135,830	268,154,980	13,831,912,151
第128計算期間	214,191,093	192,029,845	13,854,073,399
第129計算期間	107,857,983	57,750,440	13,904,180,942
第130計算期間	212,070,852	174,460,958	13,941,790,836
第131計算期間	276,855,278	152,841,530	14,065,804,584
第132計算期間	152,699,325	387,249,060	13,831,254,849
第133計算期間	244,733,191	172,441,191	13,903,546,849

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	47,510,976	100.00
純資産総額		47,510,976	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》



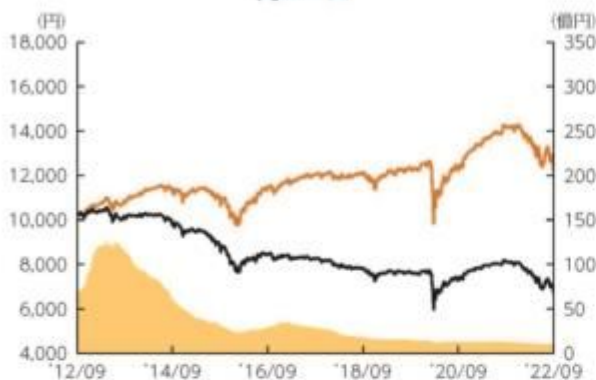
運用実績

2022年9月30日現在

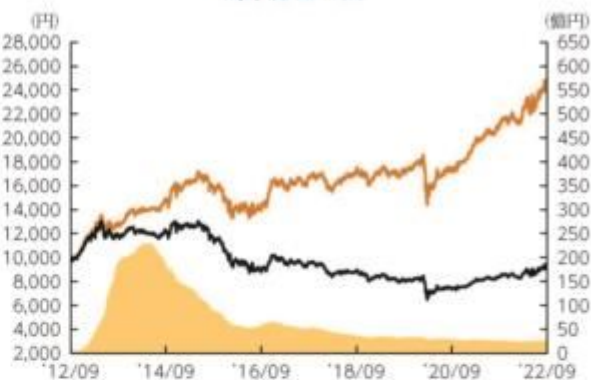
■ 基準価額・純資産の推移

2012年9月28日～2022年9月30日

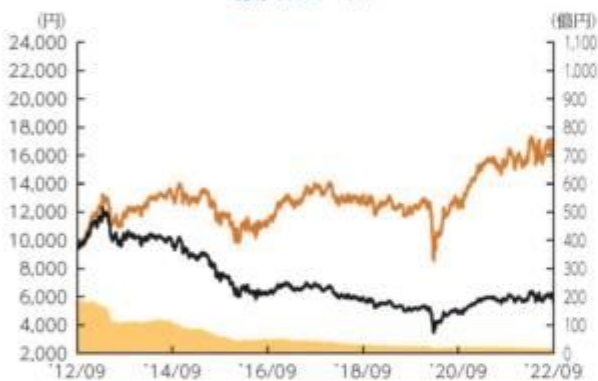
円コース



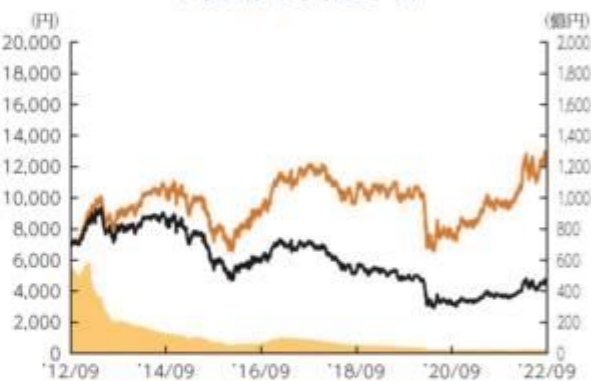
米ドルコース



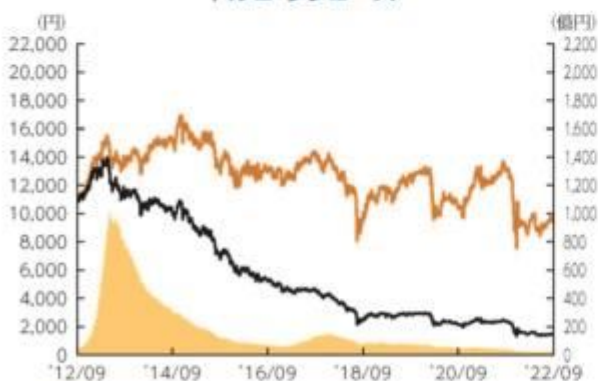
豪ドルコース



ブラジル・リアルコース



トルコ・リラコース



— 純資産総額【右目盛】 — 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 — 基準価額【左目盛】

- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化。
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 基準価額・純資産

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	トルコ・リラコース
基準価額	6,698円	8,972円	5,633円	4,296円	1,398円
純資産総額	9.7億円	25.4億円	15.9億円	21.3億円	19.5億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	トルコ・リラコース
2022年 9 月	25円	40円	15円	20円	25円
2022年 8 月	25円	40円	15円	20円	25円
2022年 7 月	25円	40円	15円	20円	25円
2022年 6 月	25円	40円	15円	20円	25円
2022年 5 月	25円	40円	15円	20円	25円
2022年 4 月	25円	40円	15円	20円	25円
直近1年間累計	300円	480円	180円	240円	300円
設定来累計	6,500円	10,765円	10,615円	9,300円	13,050円

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	トルコ・リラコース
外国投資信託	98.0%	98.2%	98.2%	99.2%	97.3%
マネー・プール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	2.0%	1.8%	1.8%	0.8%	2.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	国・地域	クーポン	償還日	比率
1 ディッシュDBS	アメリカ	5.8750%	2024/11/15	1.5%
2 CCOホールディングス	アメリカ	5.1250%	2027/05/01	1.4%
3 インテルサット・ジャクソン・ホールディングス	ルクセンブルグ	6.5000%	2030/03/15	1.4%
4 テネット・ヘルスケア	アメリカ	4.8750%	2026/01/01	1.1%
5 CCOホールディングス	アメリカ	4.2500%	2031/02/01	1.0%
6 ネグスター・ブロードキャスティング	アメリカ	5.6250%	2027/07/15	0.9%
7 シリウスXMラジオ	アメリカ	5.0000%	2027/08/01	0.9%
8 ポシュ・ヘルス・カンパニーズ	アメリカ	9.0000%	2025/12/15	0.7%
9 センティーン	アメリカ	4.6250%	2029/12/15	0.7%
10 ライブ・ネーション・エンタテインメント	アメリカ	4.7500%	2027/10/15	0.7%

・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

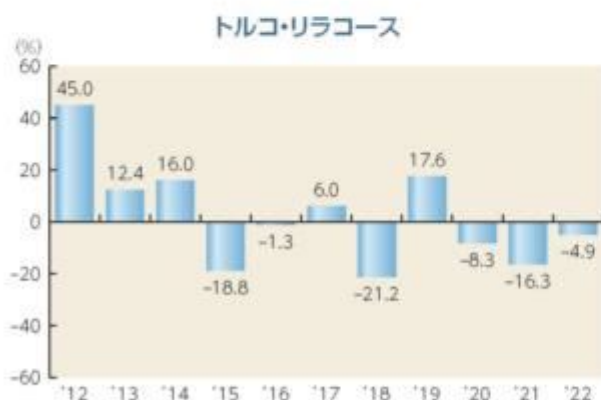
・外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 年間収益率の推移

- 収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- 2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すこと

があります。

⑩その他

- ・スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

- ・ 販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様になります。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・ 株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・ 転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・ 公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品

取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2025年9月24日まで

（各通貨コース（トルコ・リラコースを除く）：2010年9月27日設定、トルコ・リラコース：2011年8月12日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎月25日から翌月24日まで

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第1計算期間は次の通りとします。

- ・各通貨コース（トルコ・リラコースを除く）：2010年9月27日から2010年12月24日まで

- ・トルコ・リラコース：2011年8月12日から2011年9月26日まで

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各通貨コースについては、委託会社は、一部解約により、当該各通貨コースの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合
- ・各通貨コースのそれぞれの受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

各通貨コースについては、委託会社は、信託期間中において、当該各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、当該各通貨コースの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったとき

は、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年3月25日から令和4年9月26日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,452,571	30,086,217
投資信託受益証券	1,094,054,798	958,338,247
親投資信託受益証券	125,549	125,537
流動資産合計	1,118,632,918	988,550,001
資産合計	1,118,632,918	988,550,001
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,624,749	3,573,125
未払解約金	4,379,652	786,361
未払受託者報酬	28,495	29,867
未払委託者報酬	902,321	945,821
未払利息	1	60
その他未払費用	3,791	3,973
流動負債合計	8,939,009	5,339,207
負債合計	8,939,009	5,339,207
純資産の部		
元本等		
元本	1,449,899,605	1,429,250,073
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△340,205,696	△446,039,279
（分配準備積立金）	3,190,958	1,420,376
元本等合計	1,109,693,909	983,210,794
純資産合計	1,109,693,909	983,210,794
負債純資産合計	1,118,632,918	988,550,001

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年 9月25日 令和 4年 3月24日	自 至	当期 令和 4年 3月25日 令和 4年 9月26日
営業収益				
配当株式		24,075,162		24,738,298
受取利息		16		10
有価証券売買等損益		△68,324,330		△108,174,861
営業収益合計		△44,249,152		△83,436,553
営業費用				
支払利息		1,992		2,261
受託者報酬		193,998		174,240
委託者報酬		6,143,054		5,517,644
その他費用		25,814		23,167
営業費用合計		6,364,858		5,717,312
営業利益又は営業損失（△）		△50,614,010		△89,153,865
経常利益又は経常損失（△）		△50,614,010		△89,153,865
当期純利益又は当期純損失（△）		△50,614,010		△89,153,865
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		22,107		△31,231
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△285,691,267		△340,205,696
剰余金増加額又は欠損金減少額		24,358,393		15,677,368
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		24,358,393		15,677,368
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,091,415		10,965,706
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,091,415		10,965,706
分配金		22,145,290		21,422,611
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△340,205,696		△446,039,279

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月24日および9月24日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 4年 3月25日から令和 4年 9月26日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1. 期首元本額	1,542,569,343円	1,449,899,605円
期中追加設定元本額	30,430,210円	38,321,790円
期中一部解約元本額	123,099,948円	58,971,322円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	340,205,696円	446,039,279円
3. 受益権の総数	1,449,899,605口	1,429,250,073口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日																		
1.分配金の計算過程 第131期 令和 3年 9月25日 令和 3年10月25日	1.分配金の計算過程 第137期 令和 4年 3月25日 令和 4年 4月25日																		
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,791,024円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,791,024円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,643,645円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,643,645円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	2,791,024円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	2,643,645円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日		
収益調整金額	C	74,772,329円	収益調整金額	C	70,759,331円
分配準備積立金額	D	7,419,736円	分配準備積立金額	D	3,145,941円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,983,089円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	76,548,917円
当ファンドの期末残存口数	F	1,519,697,054口	当ファンドの期末残存口数	F	1,435,297,540口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	559円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	533円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,799,242円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,588,243円
第132期 令和 3年10月26日 令和 3年11月24日			第138期 令和 4年 4月26日 令和 4年 5月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,964,439円	費用控除後の配当等収益額	A	2,901,151円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	73,036,948円	収益調整金額	C	70,564,909円
分配準備積立金額	D	6,227,762円	分配準備積立金額	D	2,193,408円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,229,149円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	75,659,468円
当ファンドの期末残存口数	F	1,483,508,437口	当ファンドの期末残存口数	F	1,431,305,383口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	554円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	528円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,708,771円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,578,263円
第133期 令和 3年11月25日 令和 3年12月24日			第139期 令和 4年 5月25日 令和 4年 6月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,506,980円	費用控除後の配当等収益額	A	3,334,505円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	72,274,972円	収益調整金額	C	70,490,949円
分配準備積立金額	D	5,418,839円	分配準備積立金額	D	1,508,656円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	81,200,791円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	75,334,110円
当ファンドの期末残存口数	F	1,467,859,773口	当ファンドの期末残存口数	F	1,429,487,569口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	553円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	526円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,669,649円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,573,718円
第134期 令和 3年12月25日 令和 4年 1月24日			第140期 令和 4年 6月25日 令和 4年 7月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,336,499円	費用控除後の配当等収益額	A	3,582,398円

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	72,416,840円	収益調整金額	C	70,384,592円
分配準備積立金額	D	5,234,756円	分配準備積立金額	D	1,263,818円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	80,988,095円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	75,230,808円
当ファンドの期末残存口数	F	1,469,969,296口	当ファンドの期末残存口数	F	1,427,138,482口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	550円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	527円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,674,923円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,567,846円
第135期 令和 4年 1月25日 令和 4年 2月24日			第141期 令和 4年 7月26日 令和 4年 8月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,724,271円	費用控除後の配当等収益額	A	4,426,802円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	72,292,224円	収益調整金額	C	69,866,874円
分配準備積立金額	D	4,877,909円	分配準備積立金額	D	1,267,342円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,894,404円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	75,561,018円
当ファンドの期末残存口数	F	1,467,182,404口	当ファンドの期末残存口数	F	1,416,566,519口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	544円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	533円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,667,956円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,541,416円
第136期 令和 4年 2月25日 令和 4年 3月24日			第142期 令和 4年 8月25日 令和 4年 9月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,939,906円	費用控除後の配当等収益額	A	2,851,971円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	71,459,628円	収益調整金額	C	70,566,747円
分配準備積立金額	D	3,875,801円	分配準備積立金額	D	2,141,530円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,275,335円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	75,560,248円
当ファンドの期末残存口数	F	1,449,899,605口	当ファンドの期末残存口数	F	1,429,250,073口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	539円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	528円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,624,749円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,573,125円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△1,993,749	△37,164,578
親投資信託受益証券	—	△12
合計	△1,993,749	△37,164,590

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1口当たり純資産額	0.7654円	0.6879円
(1万口当たり純資産額)	(7,654円)	(6,879円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ＪＰＹクラス）	1,350,723,393	958,338,247	
投資信託受益証券 合計		1,350,723,393	958,338,247	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	125,062	125,537	
親投資信託受益証券 合計		125,062	125,537	
合計		1,350,848,455	958,463,784	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	49,130,245	56,060,098
投資信託受益証券	2,340,918,254	2,524,582,586
親投資信託受益証券	120,324	120,312
流動資産合計	2,390,168,823	2,580,762,996
資産合計	2,390,168,823	2,580,762,996
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,092,706	11,282,180
未払解約金	1,230,517	7,774,571
未払受託者報酬	59,152	77,552
未払委託者報酬	1,873,227	2,455,809
未払利息	2	113
その他未払費用	7,877	10,328
流動負債合計	14,263,481	21,600,553
負債合計	14,263,481	21,600,553
純資産の部		
元本等		
元本	2,773,176,711	2,820,545,240
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△397,271,369	△261,382,797
（分配準備積立金）	7,470,975	141,777,035
元本等合計	2,375,905,342	2,559,162,443
純資産合計	2,375,905,342	2,559,162,443
負債純資産合計	2,390,168,823	2,580,762,996

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年 9月25日 令和 4年 3月24日	自 至	当期 令和 4年 3月25日 令和 4年 9月26日
営業収益				
配当株式		52,192,310		77,750,524
受取利息		56		23
有価証券売買等損益		101,279,371		143,433,796
営業収益合計		153,471,737		221,184,343
営業費用				
支払利息		4,117		5,938
受託者報酬		403,165		417,688
委託者報酬		12,766,785		13,226,516
その他費用		53,698		55,630
営業費用合計		13,227,765		13,705,772
営業利益又は営業損失（△）		140,243,972		207,478,571
経常利益又は経常損失（△）		140,243,972		207,478,571
当期純利益又は当期純損失（△）		140,243,972		207,478,571
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		1,851,418		3,653,595
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△511,770,360		△397,271,369
剰余金増加額又は欠損金減少額		58,489,611		28,160,421
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		58,489,611		28,160,421
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,347,824		29,014,499
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		13,347,824		29,014,499
分配金		69,035,350		67,082,326
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△397,271,369		△261,382,797

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月24日および9月24日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 4年 3月25日から令和 4年 9月26日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1. 期首元本額	3,059,903,282円	2,773,176,711円
期中追加設定元本額	85,805,661円	258,645,850円
期中一部解約元本額	372,532,232円	211,277,321円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	397,271,369円	261,382,797円
3. 受益権の総数	2,773,176,711口	2,820,545,240口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日																		
1.分配金の計算過程 第131期 令和 3年 9月25日 令和 3年10月25日	1.分配金の計算過程 第137期 令和 4年 3月25日 令和 4年 4月25日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,059,615円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,059,615円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,520,945円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>87,098,913円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,520,945円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	87,098,913円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	8,059,615円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	9,520,945円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	87,098,913円																	

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日		
収益調整金額	C	264,891,197円	収益調整金額	C	244,901,765円
分配準備積立金額	D	24,232円	分配準備積立金額	D	7,375,236円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	272,975,044円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	348,896,859円
当ファンドの期末残存口数	F	2,966,658,111口	当ファンドの期末残存口数	F	2,791,109,627口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	920円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,250円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,866,632円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,164,438円
第132期			第138期		
令和 3年10月26日			令和 4年 4月26日		
令和 3年11月24日			令和 4年 5月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,006,910円	費用控除後の配当等収益額	A	8,209,833円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	9,198,474円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	260,734,562円	収益調整金額	C	247,309,398円
分配準備積立金額	D	73,328円	分配準備積立金額	D	92,107,829円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	278,013,274円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	347,627,060円
当ファンドの期末残存口数	F	2,963,126,999口	当ファンドの期末残存口数	F	2,804,725,104口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	938円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,239円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,852,507円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,218,900円
第133期			第139期		
令和 3年11月25日			令和 4年 5月25日		
令和 3年12月24日			令和 4年 6月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,303,468円	費用控除後の配当等収益額	A	11,818,595円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,640,291円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	255,560,114円	収益調整金額	C	247,106,027円
分配準備積立金額	D	5,301,059円	分配準備積立金額	D	86,264,489円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	275,804,932円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	345,189,111円
当ファンドの期末残存口数	F	2,903,983,981口	当ファンドの期末残存口数	F	2,778,241,414口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	949円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,242円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,615,935円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,112,965円
第134期			第140期		
令和 3年12月25日			令和 4年 6月25日		
令和 4年 1月24日			令和 4年 7月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,123,198円	費用控除後の配当等収益額	A	11,695,595円

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	36,862,649円
収益調整金額	C	248,737,188円	収益調整金額	C	247,931,632円
分配準備積立金額	D	8,352,654円	分配準備積立金額	D	86,235,113円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	264,213,040円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	382,724,989円
当ファンドの期末残存口数	F	2,825,654,074口	当ファンドの期末残存口数	F	2,778,594,160口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	935円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,377円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,302,616円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,114,376円
第135期 令和 4年 1月25日 令和 4年 2月24日			第141期 令和 4年 7月26日 令和 4年 8月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,231,360円	費用控除後の配当等収益額	A	15,989,931円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,439,772円
収益調整金額	C	248,834,014円	収益調整金額	C	250,762,389円
分配準備積立金額	D	4,151,079円	分配準備積立金額	D	123,425,810円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	259,216,453円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	397,617,902円
当ファンドの期末残存口数	F	2,826,238,582口	当ファンドの期末残存口数	F	2,797,366,791口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	917円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,421円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,304,954円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,189,467円
第136期 令和 4年 2月25日 令和 4年 3月24日			第142期 令和 4年 8月25日 令和 4年 9月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,070,967円	費用控除後の配当等収益額	A	13,587,509円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,289,953円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,435,019円
収益調整金額	C	243,064,325円	収益調整金額	C	255,684,818円
分配準備積立金額	D	202,761円	分配準備積立金額	D	134,036,687円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	261,628,006円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	408,744,033円
当ファンドの期末残存口数	F	2,773,176,711口	当ファンドの期末残存口数	F	2,820,545,240口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	943円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,449円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,092,706円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,282,180円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	109,556,218	6,783,933
親投資信託受益証券	—	△12
合計	109,556,218	6,783,921

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1口当たり純資産額	0.8567円	0.9073円
(1万口当たり純資産額)	(8,567円)	(9,073円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ＵＳＤクラス）	1,860,003,379	2,524,582,586	
投資信託受益証券 合計		1,860,003,379	2,524,582,586	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	119,857	120,312	
親投資信託受益証券 合計		119,857	120,312	
合計		1,860,123,236	2,524,702,898	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,517,444	52,386,357
投資信託受益証券	1,932,458,744	1,624,798,711
親投資信託受益証券	772,077	772,000
流動資産合計	1,957,748,265	1,677,957,068
資産合計	1,957,748,265	1,677,957,068
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,738,871	4,266,154
未払解約金	1,223,778	13,472,983
未払受託者報酬	47,715	51,809
未払委託者報酬	1,510,960	1,640,648
未払利息	1	105
その他未払費用	6,354	6,900
流動負債合計	7,527,679	19,438,599
負債合計	7,527,679	19,438,599
純資産の部		
元本等		
元本	3,159,247,854	2,844,103,086
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,209,027,268	△1,185,584,617
（分配準備積立金）	11,749,759	26,923,615
元本等合計	1,950,220,586	1,658,518,469
純資産合計	1,950,220,586	1,658,518,469
負債純資産合計	1,957,748,265	1,677,957,068

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年 9月25日 令和 4年 3月24日	自 至	当期 令和 4年 3月25日 令和 4年 9月26日
営業収益				
配当株式		40,691,150		50,583,817
受取利息		33		9
有価証券売買等損益		149,545,064		△112,423,927
営業収益合計		190,236,247		△61,840,101
営業費用				
支払利息		3,144		2,891
受託者報酬		324,247		299,364
委託者報酬		10,267,859		9,479,874
その他費用		43,176		39,853
営業費用合計		10,638,426		9,821,982
営業利益又は営業損失（△）		179,597,821		△71,662,083
経常利益又は経常損失（△）		179,597,821		△71,662,083
当期純利益又は当期純損失（△）		179,597,821		△71,662,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		7,093,405		1,412,499
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△1,548,961,178		△1,209,027,268
剰余金増加額又は欠損金減少額		202,579,692		127,817,562
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		202,579,692		127,817,562
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,229,544		4,950,435
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,229,544		4,950,435
分配金		29,920,654		26,349,894
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△1,209,027,268		△1,185,584,617

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月24日および9月24日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 4年 3月25日から令和 4年 9月26日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1. 期首元本額	3,630,289,462円	3,159,247,854円
期中追加設定元本額	12,793,453円	12,620,654円
期中一部解約元本額	483,835,061円	327,765,422円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,209,027,268円	1,185,584,617円
3. 受益権の総数	3,159,247,854口	2,844,103,086口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日																		
1.分配金の計算過程 第131期 令和 3年 9月25日 令和 3年10月25日	1.分配金の計算過程 第137期 令和 4年 3月25日 令和 4年 4月25日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,465,027円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,465,027円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,483,882円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,483,882円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	6,465,027円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	5,483,882円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	

前期			当期				
自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日				
	収益調整金額	C	159,930,366円		収益調整金額	C	138,960,227円
	分配準備積立金額	D	8,744,245円		分配準備積立金額	D	11,161,117円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	175,139,638円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	155,605,226円
	当ファンドの期末残存口数	F	3,460,292,246口		当ファンドの期末残存口数	F	3,005,599,917口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	506円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	517円
	1万口当たり分配金額	H	15円		1万口当たり分配金額	H	15円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,190,438円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,508,399円
第132期			第138期				
令和 3年10月26日			令和 4年 4月26日				
令和 3年11月24日			令和 4年 5月24日				
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	5,290,976円		費用控除後の配当等収益額	A	5,342,304円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
	収益調整金額	C	155,834,623円		収益調整金額	C	136,835,792円
	分配準備積立金額	D	9,757,142円		分配準備積立金額	D	11,944,198円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	170,882,741円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,122,294円
	当ファンドの期末残存口数	F	3,371,566,531口		当ファンドの期末残存口数	F	2,959,504,542口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	506円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	520円
	1万口当たり分配金額	H	15円		1万口当たり分配金額	H	15円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,057,349円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,439,256円
第133期			第139期				
令和 3年11月25日			令和 4年 5月25日				
令和 3年12月24日			令和 4年 6月24日				
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	5,837,588円		費用控除後の配当等収益額	A	6,283,536円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
	収益調整金額	C	154,969,981円		収益調整金額	C	135,668,147円
	分配準備積立金額	D	9,930,605円		分配準備積立金額	D	12,729,885円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	170,738,174円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,681,568円
	当ファンドの期末残存口数	F	3,352,761,287口		当ファンドの期末残存口数	F	2,934,086,792口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	509円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	527円
	1万口当たり分配金額	H	15円		1万口当たり分配金額	H	15円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,029,141円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,401,130円
第134期			第140期				
令和 3年12月25日			令和 4年 6月25日				
令和 4年 1月24日			令和 4年 7月25日				
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	5,724,014円		費用控除後の配当等収益額	A	7,447,597円

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	153,203,814円	収益調整金額	C	135,494,577円
分配準備積立金額	D	10,611,130円	分配準備積立金額	D	14,585,358円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	169,538,958円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	157,527,532円
当ファンドの期末残存口数	F	3,314,433,116口	当ファンドの期末残存口数	F	2,930,167,255口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	511円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	537円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,971,649円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,395,250円
第135期 令和 4年 1月25日 令和 4年 2月24日			第141期 令和 4年 7月26日 令和 4年 8月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,433,888円	費用控除後の配当等収益額	A	10,765,214円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	152,024,717円	収益調整金額	C	133,793,103円
分配準備積立金額	D	11,270,202円	分配準備積立金額	D	17,404,870円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	167,728,807円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,963,187円
当ファンドの期末残存口数	F	3,288,804,500口	当ファンドの期末残存口数	F	2,893,136,906口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	509円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	559円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,933,206円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,339,705円
第136期 令和 4年 2月25日 令和 4年 3月24日			第142期 令和 4年 8月25日 令和 4年 9月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,148,343円	費用控除後の配当等収益額	A	7,775,002円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	146,042,959円	収益調整金額	C	131,537,452円
分配準備積立金額	D	10,340,287円	分配準備積立金額	D	23,414,767円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	162,531,589円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	162,727,221円
当ファンドの期末残存口数	F	3,159,247,854口	当ファンドの期末残存口数	F	2,844,103,086口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	514円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	572円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,738,871円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,266,154円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	159,962,330	△64,834,773
親投資信託受益証券	—	△77
合計	159,962,330	△64,834,850

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1口当たり純資産額	0.6173円	0.5831円
(1万口当たり純資産額)	(6,173円)	(5,831円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ＡＵＤクラス）	1,964,690,098	1,624,798,711	
投資信託受益証券 合計		1,964,690,098	1,624,798,711	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	769,078	772,000	
親投資信託受益証券 合計		769,078	772,000	
合計		1,965,459,176	1,625,570,711	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,228,180	38,755,907
投資信託受益証券	2,334,367,266	2,257,838,197
親投資信託受益証券	221,004	220,982
流動資産合計	2,381,816,450	2,296,815,086
資産合計	2,381,816,450	2,296,815,086
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,887,397	9,960,981
未払解約金	2,797,298	1,870,299
未払受託者報酬	56,123	68,260
未払委託者報酬	1,777,127	2,161,589
未払利息	2	78
その他未払費用	7,474	9,091
流動負債合計	15,525,421	14,070,298
負債合計	15,525,421	14,070,298
純資産の部		
元本等		
元本	5,443,698,568	4,980,490,740
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,077,407,539	△2,697,745,952
（分配準備積立金）	265,798,472	361,217,585
元本等合計	2,366,291,029	2,282,744,788
純資産合計	2,366,291,029	2,282,744,788
負債純資産合計	2,381,816,450	2,296,815,086

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年 9月25日 令和 4年 3月24日	自 至	当期 令和 4年 3月25日 令和 4年 9月26日
営業収益				
配当株式		120,149,531		198,168,837
受取利息		35		23
有価証券売買等損益		289,726,304		△377,928
営業収益合計		409,875,870		197,790,932
営業費用				
支払利息		2,953		4,315
受託者報酬		347,138		384,203
委託者報酬		10,992,384		12,166,474
その他費用		46,227		51,170
営業費用合計		11,388,702		12,606,162
営業利益又は営業損失（△）		398,487,168		185,184,770
経常利益又は経常損失（△）		398,487,168		185,184,770
当期純利益又は当期純損失（△）		398,487,168		185,184,770
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		768,573		3,998,017
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△3,630,533,500		△3,077,407,539
剰余金増加額又は欠損金減少額		287,929,081		311,779,695
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		287,929,081		311,779,695
剰余金減少額又は欠損金増加額		65,340,132		52,038,578
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		65,340,132		52,038,578
分配金		67,181,583		61,266,283
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△3,077,407,539		△2,697,745,952

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月24日および9月24日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 4年 3月25日から令和 4年 9月26日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1. 期首元本額	5,799,124,528円	5,443,698,568円
期中追加設定元本額	104,995,955円	94,211,248円
期中一部解約元本額	460,421,915円	557,419,076円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,077,407,539円	2,697,745,952円
3. 受益権の総数	5,443,698,568口	4,980,490,740口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日																		
1.分配金の計算過程 第131期 令和 3年 9月25日 令和 3年10月25日	1.分配金の計算過程 第137期 令和 4年 3月25日 令和 4年 4月25日																		
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>14,158,065円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	14,158,065円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>31,040,843円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	31,040,843円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	14,158,065円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	31,040,843円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日		
収益調整金額	C	880,094,722円	収益調整金額	C	815,401,609円
分配準備積立金額	D	237,902,599円	分配準備積立金額	D	257,137,886円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,132,155,386円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,103,580,338円
当ファンドの期末残存口数	F	5,761,781,693口	当ファンドの期末残存口数	F	5,300,263,298口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,964円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,082円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,523,563円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,600,526円
第132期			第138期		
令和 3年10月26日			令和 4年 4月26日		
令和 3年11月24日			令和 4年 5月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,599,878円	費用控除後の配当等収益額	A	26,835,305円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	874,025,435円	収益調整金額	C	794,881,114円
分配準備積立金額	D	238,316,602円	分配準備積立金額	D	269,743,485円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,128,941,915円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,091,459,904円
当ファンドの期末残存口数	F	5,719,142,169口	当ファンドの期末残存口数	F	5,162,681,851口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,973円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,114円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,438,284円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,325,363円
第133期			第139期		
令和 3年11月25日			令和 4年 5月25日		
令和 3年12月24日			令和 4年 6月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,515,743円	費用控除後の配当等収益額	A	33,716,841円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	854,044,532円	収益調整金額	C	786,846,846円
分配準備積立金額	D	237,342,014円	分配準備積立金額	D	281,564,765円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,108,902,289円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,102,128,452円
当ファンドの期末残存口数	F	5,585,450,527口	当ファンドの期末残存口数	F	5,101,469,587口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,985円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,160円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,170,901円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,202,939円
第134期			第140期		
令和 3年12月25日			令和 4年 6月25日		
令和 4年 1月24日			令和 4年 7月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,225,713円	費用控除後の配当等収益額	A	26,778,264円

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	852,133,867円	収益調整金額	C	782,218,390円
分配準備積立金額	D	241,363,964円	分配準備積立金額	D	302,627,742円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,114,723,544円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,111,624,396円
当ファンドの期末残存口数	F	5,563,502,198口	当ファンドの期末残存口数	F	5,068,382,518口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,003円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,193円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,127,004円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,136,765円
第135期 令和 4年 1月25日 令和 4年 2月24日			第141期 令和 4年 7月26日 令和 4年 8月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,845,875円	費用控除後の配当等収益額	A	35,976,534円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	845,680,108円	収益調整金額	C	775,319,074円
分配準備積立金額	D	248,751,306円	分配準備積立金額	D	315,638,268円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,117,277,289円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,126,933,876円
当ファンドの期末残存口数	F	5,517,217,448口	当ファンドの期末残存口数	F	5,019,854,576口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,025円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,244円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,034,434円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,039,709円
第136期 令和 4年 2月25日 令和 4年 3月24日			第142期 令和 4年 8月25日 令和 4年 9月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,797,243円	費用控除後の配当等収益額	A	32,732,571円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	835,635,743円	収益調整金額	C	769,692,573円
分配準備積立金額	D	255,888,626円	分配準備積立金額	D	338,445,995円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,112,321,612円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,140,871,139円
当ファンドの期末残存口数	F	5,443,698,568口	当ファンドの期末残存口数	F	4,980,490,740口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,043円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,290円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,887,397円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,960,981円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	242,104,671	51,670,763
親投資信託受益証券	—	△22
合計	242,104,671	51,670,741

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1口当たり純資産額	0.4347円	0.4583円
(1万口当たり純資産額)	(4,347円)	(4,583円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ＢＲＬクラス）	5,805,703,774	2,257,838,197	
投資信託受益証券 合計		5,805,703,774	2,257,838,197	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	220,146	220,982	
親投資信託受益証券 合計		220,146	220,982	
合計		5,805,923,920	2,258,059,179	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,033,362	81,743,859
投資信託受益証券	2,026,343,761	1,943,865,887
親投資信託受益証券	20,038	20,036
流動資産合計	2,106,397,161	2,025,629,782
資産合計	2,106,397,161	2,025,629,782
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	34,579,780	34,758,867
未払解約金	2,784,187	5,547,304
未払受託者報酬	52,416	60,548
未払委託者報酬	1,659,798	1,917,355
未払利息	4	164
その他未払費用	6,978	8,062
流動負債合計	39,083,163	42,292,300
負債合計	39,083,163	42,292,300
純資産の部		
元本等		
元本	13,831,912,151	13,903,546,849
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,764,598,153	△11,920,209,367
（分配準備積立金）	977,466,494	1,152,357,276
元本等合計	2,067,313,998	1,983,337,482
純資産合計	2,067,313,998	1,983,337,482
負債純資産合計	2,106,397,161	2,025,629,782

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年 9月25日 令和 4年 3月24日	自 至	当期 令和 4年 3月25日 令和 4年 9月26日
営業収益				
配当株式		323,364,307		487,319,762
受取利息		60		27
有価証券売買等損益		△1,406,971,212		△361,297,638
営業収益合計		△1,083,606,845		126,022,151
営業費用				
支払利息		5,734		4,974
受託者報酬		436,019		344,850
委託者報酬		13,807,390		10,920,211
その他費用		58,075		45,917
営業費用合計		14,307,218		11,315,952
営業利益又は営業損失（△）		△1,097,914,063		114,706,199
経常利益又は経常損失（△）		△1,097,914,063		114,706,199
当期純利益又は当期純損失（△）		△1,097,914,063		114,706,199
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△36,409,962		3,497,205
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△12,050,114,068		△11,764,598,153
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,167,901,669		973,924,252
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,167,901,669		973,924,252
剰余金減少額又は欠損金増加額		605,825,354		1,031,992,833
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		605,825,354		1,031,992,833
分配金		215,056,299		208,751,627
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△11,764,598,153		△11,920,209,367

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月24日および9月24日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 4年 3月25日から令和 4年 9月26日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1. 期首元本額	15,806,345,213円	13,831,912,151円
期中追加設定元本額	738,768,320円	1,208,407,722円
期中一部解約元本額	2,713,201,382円	1,136,773,024円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	11,764,598,153円	11,920,209,367円
3. 受益権の総数	13,831,912,151口	13,903,546,849口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日																		
1.分配金の計算過程 第122期 令和 3年 9月25日 令和 3年10月25日	1.分配金の計算過程 第128期 令和 4年 3月25日 令和 4年 4月25日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>63,488,067円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	63,488,067円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>139,736,003円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	139,736,003円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	63,488,067円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	139,736,003円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	

前期			当期				
自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日				
	収益調整金額	C	1,398,082,025円		収益調整金額	C	1,314,201,775円
	分配準備積立金額	D	1,051,236,216円		分配準備積立金額	D	964,030,967円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,512,806,308円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,417,968,745円
	当ファンドの期末残存口数	F	15,463,833,465口		当ファンドの期末残存口数	F	13,854,073,399口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,624円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,745円
	1万口当たり分配金額	H	25円		1万口当たり分配金額	H	25円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,659,583円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,635,183円
第123期							
令和 3年10月26日							
令和 3年11月24日							
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	62,280,855円		費用控除後の配当等収益額	A	59,503,245円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
	収益調整金額	C	1,340,103,239円		収益調整金額	C	1,327,314,399円
	分配準備積立金額	D	1,020,013,101円		分配準備積立金額	D	1,064,707,149円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,422,397,195円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,451,524,793円
	当ファンドの期末残存口数	F	14,750,928,811口		当ファンドの期末残存口数	F	13,904,180,942口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,642円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,763円
	1万口当たり分配金額	H	25円		1万口当たり分配金額	H	25円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,877,322円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,760,452円
第124期							
令和 3年11月25日							
令和 3年12月24日							
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	35,225,927円		費用控除後の配当等収益額	A	55,956,748円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
	収益調整金額	C	1,287,639,178円		収益調整金額	C	1,347,689,696円
	分配準備積立金額	D	985,420,956円		分配準備積立金額	D	1,075,928,731円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,308,286,061円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,479,575,175円
	当ファンドの期末残存口数	F	14,054,859,543口		当ファンドの期末残存口数	F	13,941,790,836口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,642円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,778円
	1万口当たり分配金額	H	25円		1万口当たり分配金額	H	25円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,137,148円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,854,477円
第125期							
令和 3年12月25日							
令和 4年 1月24日							
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	41,653,469円		費用控除後の配当等収益額	A	85,012,823円

前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日			当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,290,488,081円	収益調整金額	C	1,382,399,277円
分配準備積立金額	D	971,106,942円	分配準備積立金額	D	1,085,118,672円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,303,248,492円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,552,530,772円
当ファンドの期末残存口数	F	13,983,055,272口	当ファンドの期末残存口数	F	14,065,804,584口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,647円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,814円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,957,638円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,164,511円
第126期 令和 4年 1月25日 令和 4年 2月24日			第132期 令和 4年 7月26日 令和 4年 8月24日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	67,764,709円	費用控除後の配当等収益額	A	47,539,295円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,294,480,020円	収益調整金額	C	1,371,575,456円
分配準備積立金額	D	966,619,986円	分配準備積立金額	D	1,103,956,974円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,328,864,715円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,523,071,725円
当ファンドの期末残存口数	F	13,937,931,301口	当ファンドの期末残存口数	F	13,831,254,849口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,670円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,824円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,844,828円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,578,137円
第127期 令和 4年 2月25日 令和 4年 3月24日			第133期 令和 4年 8月25日 令和 4年 9月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,570,005円	費用控除後の配当等収益額	A	83,957,071円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,296,253,338円	収益調整金額	C	1,398,857,455円
分配準備積立金額	D	980,476,269円	分配準備積立金額	D	1,103,159,072円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,308,299,612円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,585,973,598円
当ファンドの期末残存口数	F	13,831,912,151口	当ファンドの期末残存口数	F	13,903,546,849口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,668円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,859円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,579,780円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,758,867円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 9月25日 至 令和 4年 3月24日	当期 自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△8,721,709	100,544,787
親投資信託受益証券	—	△2
合計	△8,721,709	100,544,785

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 4年 3月24日現在]	当期 [令和 4年 9月26日現在]
1口当たり純資産額	0.1495円	0.1426円
(1万口当たり純資産額)	(1,495円)	(1,426円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	U S ・ ハイ ・ イールド ・ ボンド ・ ファンド （T R Y クラス）	16,757,464,551	1,943,865,887	
投資信託受益証券 合計		16,757,464,551	1,943,865,887	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	19,961	20,036	
親投資信託受益証券 合計		19,961	20,036	
合計		16,757,484,512	1,943,885,923	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4年 9月26日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	48,490,992
流動資産合計	48,490,992
資産合計	48,490,992
負債の部	
流動負債	

[令和 4年 9月26日現在]	
未払解約金	14
未払利息	97
流動負債合計	111
負債合計	111
純資産の部	
元本等	
元本	48,305,974
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	184,907
元本等合計	48,490,881
純資産合計	48,490,881
負債純資産合計	48,490,992

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年 9月26日現在]
1. 期首	令和 4年 3月25日
期首元本額	54,064,931円
期中追加設定元本額	5,113,319円
期中一部解約元本額	10,872,276円
元本の内訳※	
世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	220,146円
マネー・プール・ファンドⅥ	33,211,430円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	99,562円

	[令和 4年 9月26日現在]
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）分配型	99,561円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	9,960円

	[令和 4年 9月26日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドIX（1年決算型）	1,392,612円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）	2,251,620円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジあり）	4,979円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジなし）	4,979円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,952円
合計	48,305,974円
2. 受益権の総数	48,305,974口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。

区分	自 令和 4年 3月25日 至 令和 4年 9月26日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 9月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 4年 9月26日現在]
1口当たり純資産額	1.0038円
(1万口当たり純資産額)	(10,038円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	973,596,894
II 負債総額	161,668
III 純資産総額（I－II）	973,435,226
IV 発行済口数	1,453,371,025口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.6698
（10,000口当たり）	（6,698）

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	2,552,116,704
II 負債総額	9,252,042
III 純資産総額（I－II）	2,542,864,662
IV 発行済口数	2,834,153,449口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.8972
（10,000口当たり）	（8,972）

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	1,602,957,628
II 負債総額	6,003,696
III 純資産総額（I－II）	1,596,953,932
IV 発行済口数	2,835,228,790口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.5633
（10,000口当たり）	（5,633）

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	2,133,608,188
II 負債総額	1,081,564
III 純資産総額（I－II）	2,132,526,624
IV 発行済口数	4,963,563,835口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.4296
（10,000口当たり）	（4,296）

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	1,961,471,872
II 負債総額	4,685,625
III 純資産総額（I－II）	1,956,786,247
IV 発行済口数	14,000,518,325口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.1398
（10,000口当たり）	（1,398）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年 9月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	47,511,093
II 負債総額	117
III 純資産総額（I－II）	47,510,976
IV 発行済口数	47,330,191口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0038
（10,000口当たり）	（10,038）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2022年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年 9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	903	21,413,405
追加型公社債投資信託	16	1,387,262
単位型株式投資信託	93	428,424
単位型公社債投資信託	52	133,498
合 計	1,064	23,362,589

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

第36期 (令和3年3月31日現在)			第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092

未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517

流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		

支払手数料	※2	26,689,896	※2	31,644,834
広告宣伝費		668,150		720,785
公告費		250		500
調査費				
調査費		2,077,942		2,430,158
委託調査費		12,035,954		14,557,009
事務委託費		798,528		1,450,062
営業雑経費				
通信費		296,490		138,868
印刷費		378,180		379,428
協会費		51,841		49,590
諸会費		16,613		17,729
事務機器関連費		1,977,769		2,172,978
その他営業雑経費		8,391		649
営業費用合計		45,000,009		53,562,596
一般管理費				
給料				
役員報酬		352,879		414,260
給料・手当		6,461,546		6,496,233
賞与引当金繰入		933,381		942,287
役員賞与引当金繰入		160,710		149,028
福利厚生費		1,272,568		1,282,310
交際費		2,721		4,874
旅費交通費		22,768		21,698
租税公課		402,939		430,233
不動産賃借料		666,331		724,961
退職給付費用		481,135		494,615
役員退職慰労引当金繰入		11,763		-
固定資産減価償却費		1,358,911		2,249,287
諸経費		413,538		379,054
一般管理費合計		12,541,193		13,588,846
営業利益		12,888,103		15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	※2 2,726	※2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	※2 65,808	※2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076

賃貸関連費用	13,472	15,780
その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	※1 536	※1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2 4,755,427	※2 5,366,608
法人税等調整額	△19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
					その他利益剰余金		

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採

用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円

未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	9,457,670千円
② 1株当たり配当額	44,700円
③ 基準日	令和2年3月31日
④ 効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	10,576,511千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	49,988円
④ 基準日	令和3年3月31日
⑤ 効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581

合計	211,581	—	—	211,581
----	---------	---	---	---------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	1株当たり配当額	49,988円
③	基準日	令和3年3月31日
④	効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	28,713円
④	基準日	令和4年3月31日
⑤	効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千

円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上	株式	—	—	—

額が取得原価を 超えないもの	債券 その他	— 6,273,658	— 6,561,836	— △288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
--	-------------------------------------	-------------------------------------

年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な

要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円

会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円
----	--	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2022年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2022年3月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年9月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 6月10日	臨時報告書
2022年 6月23日	有価証券届出書
2022年 6月23日	有価証券報告書
2022年 9月12日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和4年3月25日から令和4年9月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和4年9月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の令和4年3月25日から令和4年9月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の令和4年9月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の令和4年3月25日から令和4年9月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の令和4年9月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）の令和4年3月25日から令和4年9月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）の令和4年9月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）の令和4年3月25日から令和4年9月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）の令和4年9月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。